同　澤邊北溟

水磨雙鏡劃東西　數里青松如削齊　神護千年波不駭　汀沙清處鶴鴿啼。

同　有田芳香

雨斜風疾度嵩嶢　雲氣低迷蔡影寥　一望模糊漂渺裏　浜煙横劃是天橋。

同　槙村龍山

行盡山程望遠遙　文殊洲外是天橋　日東三景占其一　一帶青松界碧湖。

同　谷如意

豈有長橋架大溟　孤洲横絶現奇形　波圍三面萬層白　松列千梢一道青　恍訝龍宮城畔徑。

幾處山川能競勝　此間天地獨鍾靈　我來縱目曳遊杖

同　菊路

聞道丹州名勝地　風帆映浪雨晴時　松林一帶海中湧　始識天橋天下奇。

同　興彦龍

疑是扶桑到永枯　松生海底數千株　支那四石聞人泛　虛渠折潮看似無。

同　龍跨天橋勢欲飛　喬松傳響晚潮悲　舟懸片岸風波處　月暗群巒雲白時。

荒落丹心唯愛酒　蒼池客路好爲詩　哀詩豪竹寬愁意　紅淚何堪如雨滋。

同　生駒贈山

一望蘇灣謝海間　倚闌飽對幾屏顏　條青螺碧透遠外　認得鬼峰雪影斑。

同　水謙

十里松洲雲影昏　孤舟暫繫夕陽村　醉來偏動釣鼇興　欲逐歸潮向海門。

同　岡本黄石

宛然萬古横中海　內外潮通似動搖　可見天神奇巧跡　青松一帶架浮橋。

同　田島有年

六里長洲斷水雲　神松萬古綠氤氳　行人多怪登仙者　數曲天琴風裏聲。

同　適處正檜

海色蒼々晚更清　一聲柔櫓渡燈汀　月宮此去攀應近　横架天橋六里青。

同　劉冷窓

十里長堤劃海心　樓頭把酒古情深　浦郎當日龍宮恨　付與青松夜々吟。

王子嶺望天橋　研志堂

外海內湖青幾灣　天橋一道水雲間　嶺頭回指徑過地　遮斷斜陽四面山。

題天橋立　神鞭謝海

謝海水蒼々　翠巒環岩牆　天橋横其面　龍臥萬丈長。

同　富岡陝齋

千嶽環蒼海　萬松戴白洲　天然圖畫境　人在畫中遊。

同　重野成齋

天下傳三勝　波間畫一文　云是天橋立　奇景眼中分。

同　井上圓了

丹海天橋景　世間誰比肩　松洲與宮島　相顧共茫然。

同　天橋股眼

天橋奇又妙　一帶架青灣　全景爲韓信　入我兩股間。

樗嶺望天橋　梅辻春樵

全極天橋勝　無如樗嶺頭　點空横靡字　槇海截陽候
歴々煙中絶　霏々眸裏浮　移時纔認取　一帶綠松洲

廣瀬淡窓

題天橋圖

長汀横似橋　積水劃成潮　青松三十里　漾々如綠蒲
狂沙雜鴛岸　嬾魚長守隅　風帆去已遠　隔謝却相呼
松外明而渭　松内幽而紆　未晴先瀲灩　不雨亦模糊
官居懷桑梓　一幅掛新圖　寄語謝白鷗　能待我閑無。

天の橋立　仲實朝臣

橋立や與謝の浦浪寄せくれは
曉かけて千鳥啼くなり（堀川院百首）

松にきく與謝の浦風音ふけて
夕もよはたる天の橋立（千首和哥）　藤原爲相

與謝の海やなきたる朝に見渡せは
たへ〳〵かすむ天の橋立（新玉津島哥合）　權大納言公豐

橋立や霞渡れるあけほのに
音のみ寄する與謝の浦かせ　嗣定朝臣

はる〳〵と明けゆく與謝の浦浪に
霞を渡るあまの橋立　敬位資連

船よせて賞でこそ飽かぬ橋立や
與謝のみなとの月すめる夜は　智仁親王

言の葉も筆も及はぬ松原の
浪より浮ぶ與謝の入海　總光朝臣

與謝の海や松の梢を吹く風に
霧晴れ渡る天の橋立　季繼朝臣

浪立る松の下枝をくもてにて
霞み渡れる天のはしたて（詞花集）　源俊綱朝臣

思ふことなくてや見まし與謝の海の
天のはしたてみやこなりせば（千載集旅）　赤染衛門

降る雪に生野の道のすへまては
いかゝふみ見むあまの橋立（續拾遺集冬）　正親町院大夫

橋立や松吹き渡る浦風に
入海さほくすめる月影（玉葉集秋）　大江茂重

秋霧の隔たつる天の橋立を
いかなるひまに人渡るらん（同　旅）　上東門院

冴ゆる夜の入海かけて友千鳥
月にさ渡る天のはし立（風雅集雜）　前權僧正隆勝

たとふへきかたこそなけれ松か枝に
夕霧わたるあまの橋立（新古今雜集）　藤原爲忠

音に聞く天のはし立はし立てゝ

及ばぬ戀を我はするかな（家集）　伊勢

滿つ潮ものほりかれてやのぼるらん　源順

涙さへ高かき天の橋立（同）

誰か爲めに渡し初めけん與謝の海の

浦に世をふるあまの橋立　能宣朝臣

船さめて見れども飽かぬ松風に

涙よせかへるあまの橋立（堀川百首）　一宮紀伊

ほとゝぎす我かまつをはいとへども

啼き渡るなりあまの橋立（保安二年閏五月哥合）　長實

和布かる春にしなれは驚も

木傳ひ渡るあまのはし立（家集）　從三位頼政

久かたの天の橋立かすみつゝ

雲井を渡る雁そ啼くなる（御集）　後鳥羽院

風わたる松の下根の小夜まくら

夢路をたゆる天の橋立（千五百番哥合）　參議雅經

橋立や夢路をたゆる小夜まくら

吹まさるらん松の下風（同判御哥）　後鳥羽院

草の原いく野の末に知らるらん

秋風そ吹くあまの橋立（建保三年名所百首）　順德院

ほの〳〵と與謝の吹井の朝霧に

あらはれ渡るあまの橋立　僧正行意

鳥羽玉のよわたる月の澄むさまは

實に久方のあまの橋立　從三位定家

和田の原松吹く風に霧はれて

月澄み渡るあまの橋立　從三位家衡

滿つ潮に汚せぬ松や橋はしら

天の橋立千代も變らじ　正四位家隆

かりて干す浦の見るめもいとまなみ

こやよを渡るあまのはし立　正四位下知家

海渡る時雨は袖にうらふれて

名のみふりゆく天の橋立　四位上範家

世を渡る己のがしわざもいとまなみ

絶へす釣する天の橋立　正五位行能

ふりにける松も昔の色ながら

波間にのこる天の橋立　正六位康光

枝ことに千代をや君かむすふらん

松の葉しけき天の橋立　後成卿女

過ぎて又いく野は遠くなりにけり

ふみ見るみちは天の橋立　兵衛内侍

はや晴れよ松の奥こそ床しけれ

霧たちのぼるあまの橋立　前大僧上慈圓
春の雁聲をほにあけて行船も　從二位家隆
あまのさわたる天の橋立（玉吟集）
雁かへる涙路はるかにうち霞み　大藏卿有家
あけこそ渡れ天の橋立（宮勝四天王院障子和哥）
立迷ふ涙さ霞の絶間より　如願寺法師
雲井に見ゆる天の橋立
敷見ゆる雁のはたれの霜の上に　女房後堀川院
雁かへる與謝の涙路の雲井まで　俊成卿女
春さかすめる天の橋立（夫木抄）
ながむれは入日の影のうつろひて　右近衛中將經家
松の葉うすき天の橋立
杳かなる入海かけて沖つ涙　前大納言爲氏
聞くに超へたる天の橋立
夕暮は松を隔てゝ浦千鳥　頓阿法師
友呼ひ交はす天のはし立（草庵集）
松風の音を殘して霞む日に　權大納言師賴
與謝の海や入しほ遠き夕なきに

松も超えせぬ天の橋立（草根集）　徹書記
袖しほる磯の寢覺の松風も　權大僧都心敬
月にかこたぬ天の橋立（和歌草山）
白涙のよわたる月は秋風に　前右大臣源朝臣
かけすみのほる天の橋立（按察使親長卿家哥合）
松原の梢も遠く影はれて　中原師著
月にさたへぬ天の橋立
更け渡る與謝の入海澄む月に　加賀守爲信
松の葉しらむ天の橋立
鶴の翼にかけよ七夕の　前左大臣
今夜行合の天のはし立（文明九年七月哥合）
里合の空にはたれか鶴の　藤原季春
寄羽に似たる天の橋立
浦風に限なき月を見渡せは　後柏原院
松をひかりの天の橋立
かけていはゝ遠き路かは人の世も　前內大臣實隆
神代のままの天の橋立
袖ぬれて宿さふ松の夕涙に　道堅法師
見し世も遠し天の橋立
松の葉の緑の色も際りなく

霞かけつゝあまの橋立　宗雅

幾世經し春日かすめる浦浪の
かけて久しき天の橋立　權大納言光廣

戀わたる人に見せはや松の葉も
下紅葉するあまの橋立（金葉集戀）　藤原範永

浪遠く晴れ渡る夜の月影に
松のかすめる天の橋立　三條西宰相

浪まくらかゝる名殘も有明の
月と見渡すあまの橋立（元祿十二年八月）　尊澄上人

便りあれは待たれし雲の上人も
けふ踏み初むる天の橋立　細川藤孝

忘れすは生野の道の遠くとも
またもふみ見ん天の橋立　忠隆

涼しくも空にかけたる橋立の
松もかわらぬ千代の影添ふ　松下久慶

夏去らぬ風も吹井の浦つたひ
涼しくも渡るあまの橋立（正德四年六月）　他阿一法上人

入海に釣する海蛋の通ひ路も
霞みて渡る天のはし立（享保十五年三月）　快尊上人

青海原かゝる景色のあれはこそ
有りけるものか天の橋立　加茂季鷹

岩船に乘りて通ひし魂ちはふ
神世ゆかしき天の橋立　冷泉爲紀

與謝の海松の緑もたくひなき
浪間に浮ふ天の橋立　伯爵松浦詮

卷の上に讀むたに床しふみ見んも
思ひ渡れる天の橋立　子爵松平乘承

與謝の海や天の橋立見渡せは
猶ほ天地は分れさりけり　子爵黑田清綱

古へに渡す心の一筋は
松もしらしな天の橋立　本居豐穎

ふみ見れは與謝の松原まつ原に
神代にかゝる天の橋立　小杉温邨

行き見れはまた白浪の音にのみ
聞き渡るかな天の橋立　木村正辭

與謝の海の景色の與謝のあらなくに
すゝむる餅も天の橋立　黑川眞頼

神の代に植え渡しけんあやしくも
浪に根させる天の橋立　海上胤平

久方の天の橋立たゝり來て

月と共にそ渡り初めける　池邊義象

聞きしには劣るならひを此海は　大國隆正

見る目そ優る天の橋立

くしけより靡きし雲も橋立の　千種有効

松の千代にはさわらさりけん

涙の上に霞む朝けに見渡せは　八田知紀

今日も空なり天の橋立

埋もれし松の嵐のさけぬらん　水埜磐梓

ゆきにこそある天の橋立

橋立や松を時雨の染めかれて　毛呂清氏

幾たび空を降り渡るらん

見渡しぬ輿謝の海面のざかにして　岡部宮司

涙にうかべる天の橋立

久方の天の橋立海の上に　黒板勝美

浮むかさ見ゆ傘松のもと

橋立の岸打つ波に濕るゝさも　落合直文

今宵一夜は手枕の松

朝な夕な君は眺めぬ底の面の　林遠里

天の橋立我がものにして

時も時處も處秋の夜の

月澄み渡るあまの橋立　藤野靜輝

色なかへぬ松にひかれて今もなほ　本莊松子

思ひそ渡る天の橋立

千早ふる神代をかけて見渡せは　香川景樹

いまも空なる天の橋立

天の橋立

橋立や横すじかひに行く時雨　五升庵蝶夢

天橋と顔を合せて春の月　山口八九子

一文に松あり晴るゝ時雨かな　柿本秋邨

水色に風は流れて松涼し　中川無佛

橋立や涼風六里松千本　谷如意

橋立や水無月の空を一わたし　義仲寺露城

このわたやまだ橋立のふみも見す　内藤鳴雪

橋立や松に魚のせて月あそふ　三千風

橋立を目の前に見る寒さかな　青々

橋立や右も左も月のかげ　一紅

名月や橋立に沿ひ舟を漕ぐ　小室洗心

橋立を北し南す月夜かな　小田切獅子

橋立や白き渚や明け易き　瀧川愚佛

はし立や鶯鳴の中垣松六里　花鮮

はし立や鼎の足の一かすみ　桃溪
はし立や沙踏分る月の脚　吟樵
橋立や外に一すしゆふ霞　東面
涼しさを繰り返しけり松六里　陵巴
橋立や海へも配る春の色　起龍
月影や白波およぐ松六里　斗杯
八重かすみ其の一重をや松六里　南畝
橋立や松にかためて神の秋　島酔
はし立や海へ時雨のちから草　麻竹
橋立や涙に分け入る雲のみれ　杜口
はし立や藻の花踏てみん　白尼
はし立や秋につなく雁の聲　風之
はし立をしらき直すや青嵐　柳居
橋立や藻のうれ松のうれ　文素
橋立の長に短し雁の聲　芝月
橋立や松は月日のこぼれ種　與謝蕪村
橋立や見渡すにさへ一日旅　梅室
橋立や梅に一すじ青嵐　梅程
橋立や磯松の根の友かちみ　荒木萬籟
橋立や女涙男涙も月の露　河東興

橋立や幾世かはらぬ涼一味　花本聽秋
橋立に虫鳴く畫を松葉掃く　句佛上人
橋立や神の心の細長き　布雲
橋立や隣まて來て秋の雨　龍笥
橋立や白まぬ松の一文字　露川
橋立や渡るを見るは月ばかり　文下
橋立をふみはつしけり片時雨　竹溪
橋立やしぐるゝ海を眺る海を　鼎二
橋立や霞の中にかけ渡し　浦曲

白糸にまよふ舟あり朧月
與謝の海内外の濱にうちさひて　文之
浮世を渡る天の橋立　曾根好忠

四、天橋立地内の名所

天橋立は白糸濱、内外濱、萬代濱、子日崎、雁字洲、錫杖洲等の別名ある事前項諸書によりて知らるべし。

而して此の天橋立の地域内には亦橋立明神、磯清水、御便殿、御臺場、岩見重太郎仇討の場、一聲塚、千貫松、美人松、丑松、茶煎松等の名所、舊蹟、傳説地及び天然紀念物等あり。

天の橋立遊覽案内　曰

橋立神社、切戸を經て天橋に渡り少し行けば松林の中にあり、又の名が磯清水明神、橋立明神といふ、此の附近彼の有名なる劔客岩見重太郎の父の仇討をなせし所なりと傳ふ。

磯清水、橋立神社の右手にあり水清冽にして鹹味なく不思議なる靈泉なり。

橋立の松の下なる磯清水　　和泉式部

都なりせば君も汲み見ん　　浮吟

掬ふ手に松の葉もある磯清水　　蕉雨

松の葉の蓋を取なり磯清水　　岳輪

橋立や神代のまゝの井戸一つ　　竹園

松が枝を片手に汲むや磯清水

磯清水記

丹後國天橋立磯邊有二井泉一、清水湧出、蓋在二海中一而別有二一派之源一乎、古來以爲二勝區一呼曰二磯清水一、鄉談有レ言和泉式部和歌曰橋立農松農下奈留磯清水都奈利勢波君毛汲未志云々、式部從二藤原保昌一來二當國一則其所二傳稱一非レ無レ緣也、今應清水混二海鹹一而尋二其水路一新構二幹欄一以成二界限一、永使二勝區之名一垂於不朽而考古之人無中辨疑之疑上。

延寶六戊午年　月　日

當國宮津城主　大江姓尙長建

弘文院　林　學　士誌

天橋立名所案内　曰

御便殿と御手植の松、御便殿は明治四十年五月十三日　今上天皇陛下東宮に御在しませし時此地に行啓遊ばされし砌少時御休憩あらせられし所にして、其北手の紀念樹は　陛下御自ら御手植あらせられし松なり、又横手にあるは大正五年七月五日　皇太子殿下行啓の砌御手植遊ばされし紀念樹なり。

毎年五月十三日郡内各小學校及び郡民の重なるもの、此の御便殿前に會合して行啓紀念式を擧行し聯合運動會を催すの例なり。

與謝郡誌　曰

藩主宗秀公安政三年城外洲先に砲臺を築く、龜ヶ丘砂山より土砂を運びて海岸を埋立て以て大臺場となし大砲六門を据へて防備となす、之れと同時に栗田の片島山と大天橋の濃松海岸とに臺場を築き何れも砲二門を備ふ（中略）橋立は遺蹟のみ存す。

天橋遊草　曰

裴二回白沙中一優二游青松間一擬二龍鱗之錯落一仰二塵尾之天嬌一及二其森列一目眩心忙烏虖美哉松、導曰昔有レ美二於此一者上曰二千貫松一、蓋以レ價名今也則枯地亦產二紫蕈一秋分以後可レ探。

また丹後考　曰

○千　貫　松　一名千雁松とありて千羽の雁を樹下に容るゝに足る大老松なり、又千貫文目の價ある名松なりとも云ふ今は枯れてなし今あゝ千貫松は其後胤の松なるべし。

○美　人　松　葉先の長き松にして今は枯れてなし、今も葉先の長き松の濃松にあるは是も亦其子孫なるへし。

○一　聲　塚　芭蕉の句を彫みたる天然の碑石あり。

一聲の江に横ふや郭公　　芭蕉

○九葉の蝦子　元祿十二巳卯年九月仙洞御所より仰ありて橋立の紅葉を差出す、俗に云ふ橋立の楓は葉先九つに別れて自餘の楓とは異れり其雅味の多きは敢て他の楓の及はすと舊史にあり。

○橋　立　貝　内紫裏紫ともいふ、見樗ヶ鼻より橋立明神の鳥居に渉る、一直線の海底に多くあり貝の内部に紫色にて天橋立を畫けり。

與謝郡誌に「千貫松の北に美人松その北にうし松あり」と載せたり。

夕立や千貫松のなかばより　　古　旬

橋立や降るは泡雪茶煎松　澤庵

ほと、ぎす只一聲に松六里　雪松

五、小天橋

小天橋は天橋立公園地内なること前既でに謂へり、蓋し小天橋は大天橋の洲先にて固は地續きなりしも明治五年七月九日洪水の爲めに内海張り切れて缺潰せしために環海の洲嶼となりしものなること、第二章洪水の條下に皇太神四年鎮座考を引きて述へたるが、此のことに就きては青山延壽の大八洲記にも

沙洲自然如二長堤一通二人往來一、呼曰二天橋立一、堤上萬松鬱立爲二長林一眞可レ謂二太奇一、惜明治五年七月洪水、長堤壞決六十間今有二渡津一云々

とあり、また遠藤茂平の丹後地誌に

岬端より北方五六丁にして内外潮水相通ずる處あり、是れ明治五年七月洪水の爲めに破壞するものなり、破壞する所幅凡六十間深凡二十尺云々

と云ひ、また大町桂月の一蓑一笠に

宮津灣は深けれども岩瀧灣は非常に淺くしてわずかに小舟を通ずるに過ぎず、蓋し北海の怒濤沿岸の砂を流し來つて其の衝に當れる此の灣を埋め、終に橋立を現出せしなるべし、智嶽寺は橋立の内にありしに明治の初年にはかに洲破れて智恩寺のこなたに瀬戸を生じ大に橋立の風致を減じたりとぞ、是れ四五十歳以上の人現に見て知れる所なり云々。

と謂へり、斯くして天橋立の斷餘の地先は文殊沖に孤立し爾來世間に疎んぜられつゝありしも、一方風波の寄する土砂は自然に洲先を築きて決潰部の大半を埋めし際、天再び此に災し明治四十年八月二十五日洪水の爲めに復た其の部を潰流せり、まさを與謝の海に曰、

橋立の鼻は元は今よりも長く須津峠の濱まで續いてゐたのを四十年の水害で崩され今は切戸の文殊から堤を築いて新らしい道をつけた、それでも風波の沖積作用は依然として續いて年々新らしい洲を作つて行く云々。

此の潰流部は郡より相當の費を投じて埋沒に努め堤を築きて兩者間渡舟乘降に便する所あり、然れども小天橋は依然孤立せるため足跡殆んど絶無といふべく、之れが天下に紹介さるゝに至りし極く近年のことに屬す。與謝郡誌　曰

小天橋、有名なる浪開地藏あり、天橋立の洲先は往昔文殊堂附近までにて、成相寺に藏する享保二年の繪圖には松の茂れるは文殊堂前までに限り其の南方僅かに砂角の出でたるあり、之れを文殊堂所藏の稍々新しき繪圖によれば更に身投石の邊まで砂洲の延びたるを見る、而して文政天保の頃より宮津藩は盛んに埋立を奬勵し、幕末には宮津より文殊を經て須津に至る一帶の沿岸に廣きは沖へ二三町、狹きも猶四五十間の埋立耕地を生じ、道路は以前山又山を攀ぢ岩又磯を飛びて辛じて傳ひしものゝ、自然に海濱の埋立に通ずるに至れり、然るに一面野田川より阿蘇海に注ぐ水は、橋立洲先所謂九世戸の海峽をして河川の感あらしめ、外海内海の外に内河の稱即ち起り、沖より風波の打寄する土砂は内河の河流と激して砂嘴は益々長じ、内海砂洲兩々讓らず遂に宮津町須津峠口まで達するに至る、明治五年八月大洪水あり内河吐放し能はずして橋立を缺潰し、大天橋小天橋と始めて別れ、潮汐此所より吐呑して舟棹の便從つて開け内河は小舟の風浪を避けて航行するのみ、尤も天橋立の缺潰せしは明和五年七月二十一日九十二年以來の大水にて橋立二十八間切れしこと宮津日記にあるも、之れは恐らく今の小天橋にて恰かも龍燈松沖の邊ならんと思はる、明治四十年八月洪水の爲めに大天橋再び缺潰して切戸却て遠淺となり、舟航俄に不便を來し爾來内河を浚渫し更に小天橋宮津文殊の境界附近を切開して、凡ての航路を之に定む云々。

大正十年十月小天橋大天橋間を連接すべき橋梁架設に着手し工費壹萬八千五百圓を投じ伊勢宇治橋の型に法とりし鐵桁木板擬寶珠付きの高雅なる反橋を架し大天橋と命ず。橋長二十四間幅員十七尺大正十一年三月竣成、同年九月更らに小天橋文殊間を連接すべき橋梁架設に着手、此區間は所謂内河にて現在船舶出入の航路

なれば其の航行に支障なからしむる爲めに、京都帝國大學助教授近藤泰夫氏の設計に成り回旋式鐵桁木板前橋同樣擬寶珠付反橋を架す、其橋長二十間幅員十二尺工費貳萬六千圓翌十二年三月竣功これを小天橋と命ず。古來切戸の渡舟によりて或は停滯或は遮斷せられし交通は此に於て全く完備し大に利便を享くるに至れり。

月や知る此の橋立の渡りそめ　　轍士

橋立や廻す橋見る月の際　　芝英

追加

大正十三年十月二十八日橋立新聞第九百六十三號に天の橋立を中心に對の名勝古蹟

大天橋と小天橋朝日崎から夕日浦

支那にかぶれたのか日本人は何事にも對を好む癖があり名所古蹟にでも之が多い、今天橋を中心にして其附近を一寸調べて見たゞけで可なりな數に上る。大天橋と小天橋文殊の表が朝日崎で裏が夕日浦、橋立を龍に見たてゝ龍ケ島、之に對して犬の堂の虎ケ鼻、之は偶然ではあらうが犬の堂と鶏塚。宮津城が舞鶴城であつたから亀ケ丘があり、宮津の題目山に對して文殊の念佛崎、同じく四軒茶屋の智慧の餅に愚案酒、岩瀧町に右坂、三重村に左坂、其右坂左坂に開ざる地藏と云はざる地藏、和野崎の二本松と海を隔てゝ岩瀧町鬼坂の三本松。岩瀧町に長地藏と二三町隔てゝ短地藏あれば伊根村には平田高石の二部落あり黒崎と向ひ合つて白糸濱も一對と申すべく、沖に見ゆる大島小島を冠島沓島とも云ふ養老村に千石山伊根村に萬代濱、府中村には江尻部落と溝尻部落呼べば答へんとし、加悦谷に上山田下山田あり大虫神社小虫神社あり、與謝郡に一の宮あれば中郡に二の宮あり、峯山には紅葉丘と相對して櫻山面白く二箇村と五箇村とつゞき竹野郡には深田村と淺茂川、若狹境の青葉山は赤石嶽と高さを競ひ文殊街道には大黒山蛭子山と相隣り目の出灣に毘紗門島辨天島相近く栗田村の矢原に對して岩瀧町の弓ノ木も誰か對ならずと云ふべき内海の南に菩薩岩北に鬼石丹後の二大山は大江山の鬼と磯砂山比沼山の天女と二大既傳であり傘松の成相山に杖つき坂は誰が名づけしか、今は趾のみなれど吉津村の東禪寺と石川村の西禪寺三重村に名高き根上り松

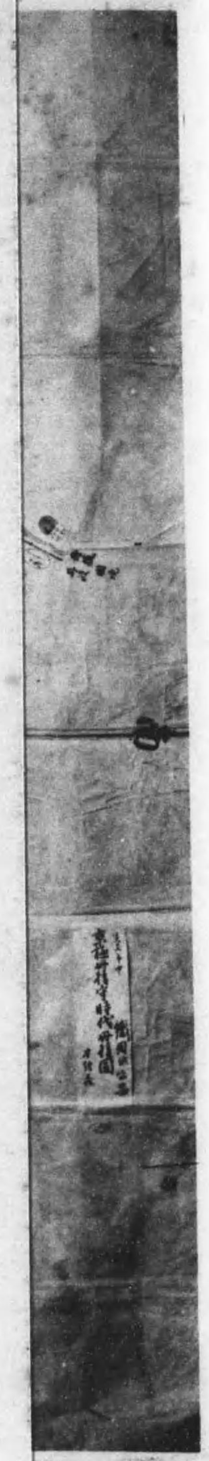

露光量違いの為重複撮影

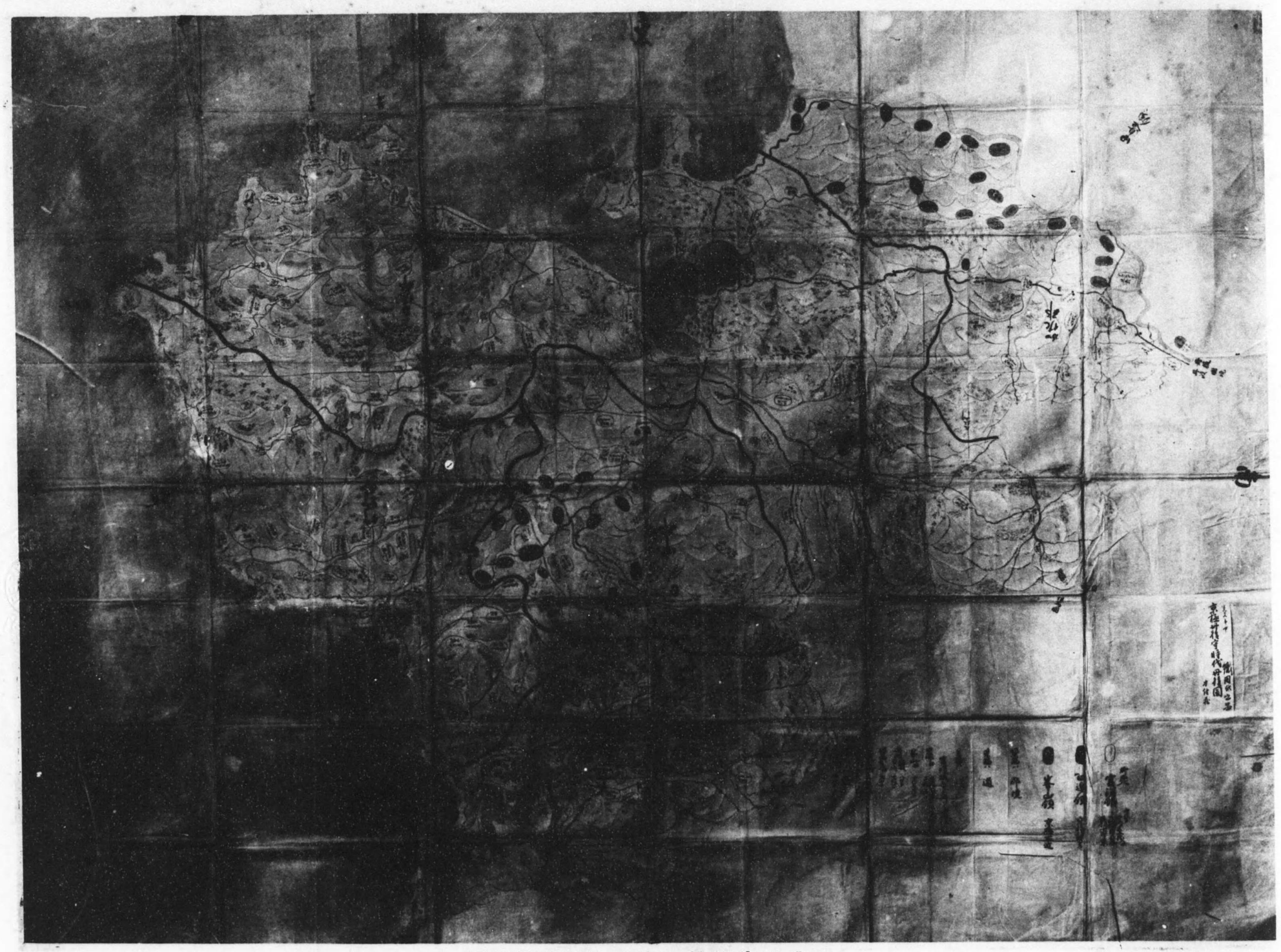

御藏入宮津領大繪圖（織田幾二郎氏藏）

長地藏と二三町隔てゝ短地藏あれば伊根村には平田高石の二部落あり黒崎と向ひ合つて白糸濱も一對と申すべく、沖に見ゆる大島小島を冠島沓島とも云ふ養老村に千石山伊根村に萬代濱、府中村には江尻部落と溝尻部落呼べば答へんとし、加悅谷に上山田下山田あり大虫神社小虫神社あり、與謝郡に一の宮あれば中郡に二の宮あり、峯山には紅葉丘と相對して櫻山面白く二箇村と五箇村とつゞき竹野郡には深田村と淺茂川、若狹境の青葉山は赤石嶽と高さを競ひ文殊街道には大黒山蛭子山と相隣り日の出灣に毘紗門島辨天島相近く栗田村の矢原に對して岩瀧町の弓ノ木も誰か對ならずと云ふべき内海の南に菩薩岩北に鬼石丹後の二大山は大江山の鬼と磯砂山比沼山の天女と二大說傳であり傘松の成相山に杖つき坂は誰が名づけしか、今は趾のみなれど吉津村の東禪寺と石川村の西禪寺三重村に名高き根上り松

露光量違いの為重複撮影

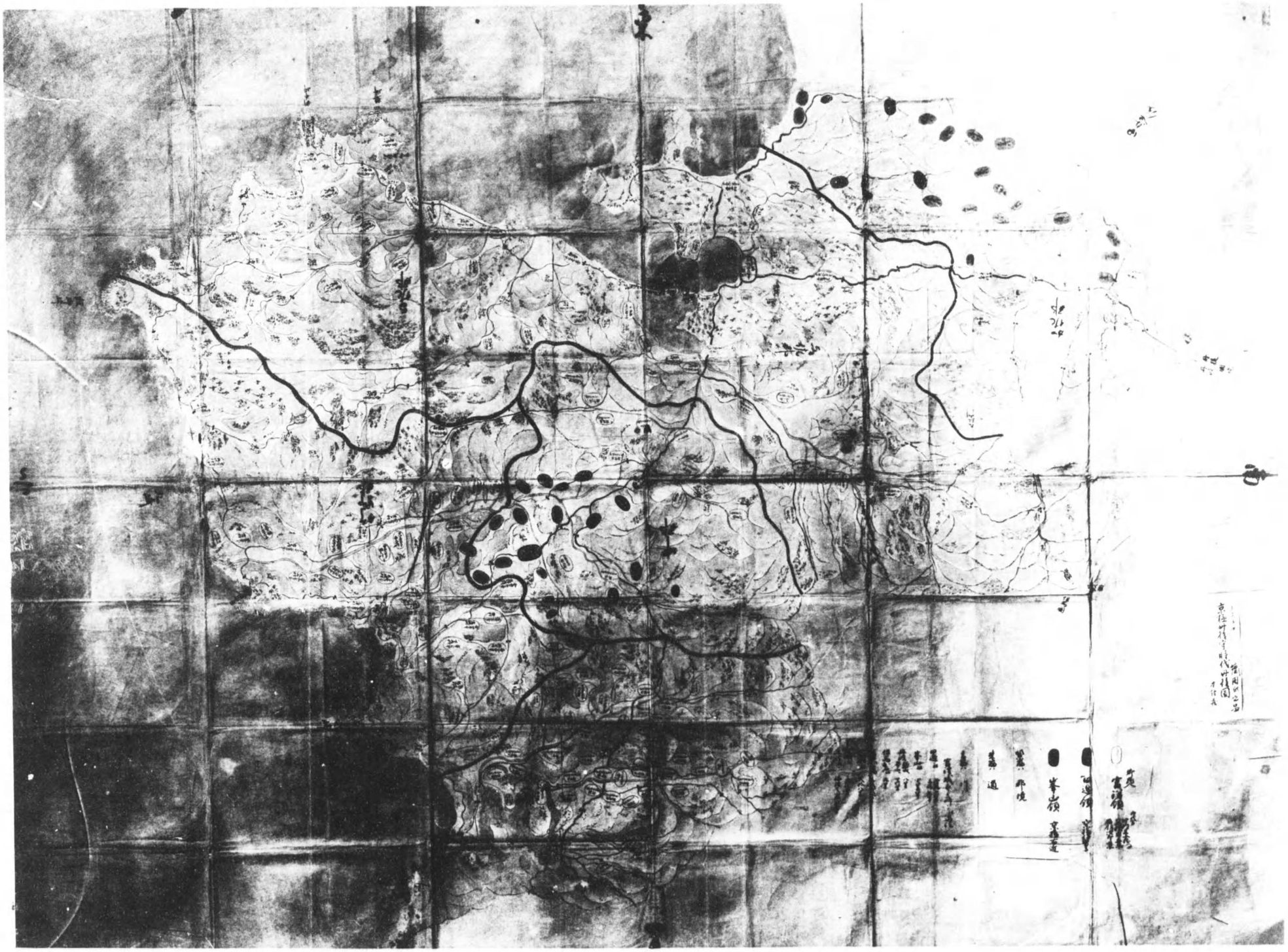

御藏入宮津領大絵圖（織田幾二郎氏藏）

地藏と二三町隔てゝ短地藏あれば伊根村には平田高石の二部落あり黒崎と同じ合つて白糸浦も一對と申すべく、沖に見ゆる大島小島を冠島沓島とも云ふ養老村に千石田伊根村に萬代濱、府中村には江尻部落と溝尻部落呼べば答へんとし、加悦谷に上山田下山田あり大虫神社小虫神社あり、與謝郡に一の宮あれば中郡に二の宮あり、峯山には紅葉丘と相對して櫻山面白く二箇村と五箇村とつゞき竹野郡には深田村と淺茂川、若狹境の青葉山は赤石嶽と高さを競ひ文殊街道には大黒山蛭子山と相隣り日の出灣に毘紗門島辨天島相近く栗田村の矢原に對して岩瀧町の弓ノ木も誰か對ならずと云ふべき内海の南に菩薩岩北に鬼石丹後の二大山は大江山の鬼と磯砂山比沼山の天女と二大說傳であり糸松の成相山に杖つき坂は誰が名づけしか、今は趾のみなれど吉津村の東禪寺と石川村の西禪寺三重村に名高き根上り松

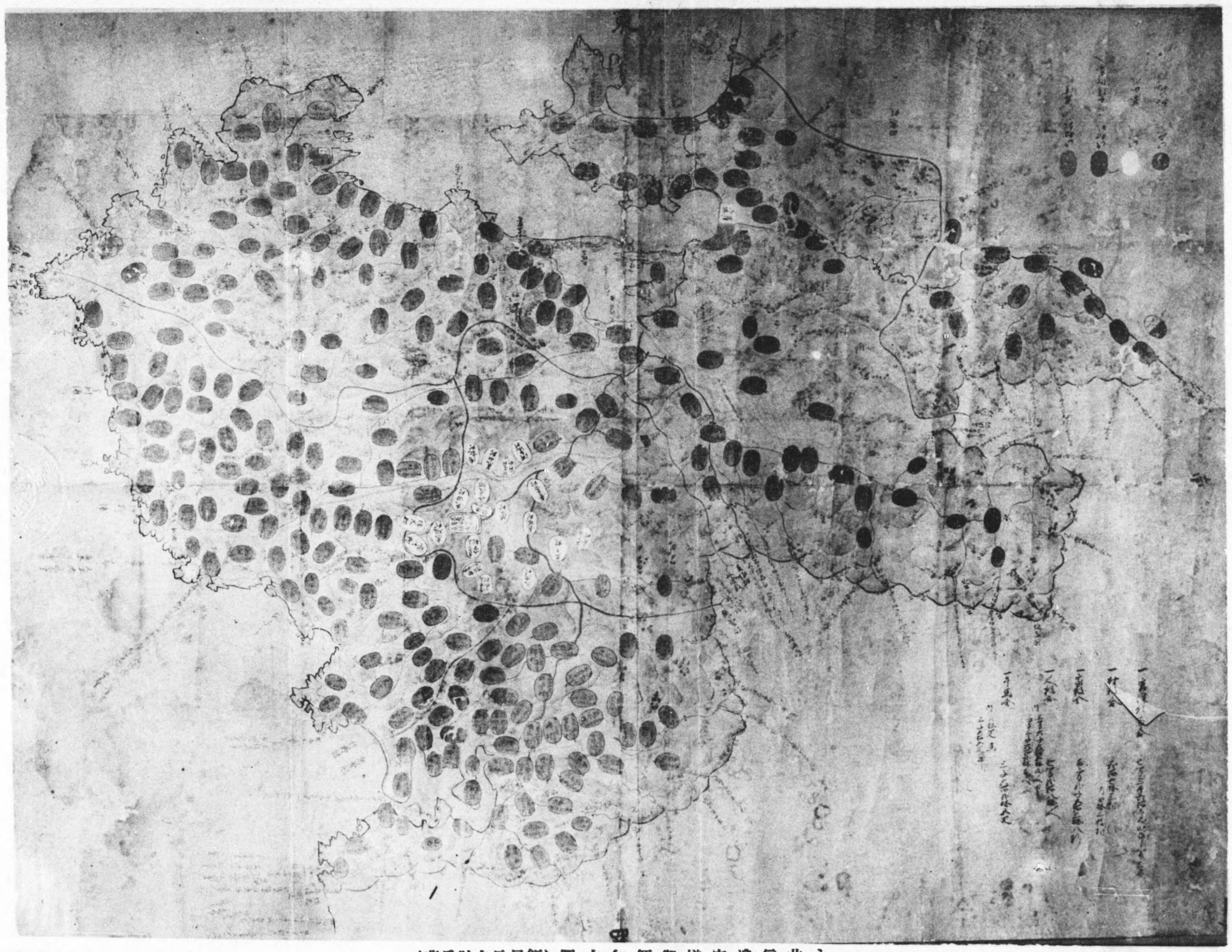

永井信濃守樣御領知之圖（飯尾長之助氏藏）

と根下り松など一々數へ來れば限りもない、秋の夜の閑人閑話も此邊に止めて置かう。（小室洗心）

第三款　文殊名所

一、文殊の地理

文殊は天橋立に聯繼し其景勝は天橋立より切離すことを得ざる地區なり、蓋し今の文殊堂所在地の地文學的構成の順序を考察するに、舊と天橋立の先端にて江尻より風水の作用に依りて築成し來りし沙嘴は對岸夕日浦の渚に屆かんとして、內外潮水は今の天の橋立驛頭より頓淵を過ぎりて、龍燈松邊へ通じ其の潮流の爲めに沙嘴は之れより前方へ伸し得ざれば先端は次第に幅員を增大し、所謂錫杖洲をなして今の智恩寺境內より門前部落の地盤を構成し、のち何時の頃にか洪水の砌に比較的後世に築造せられて地盤の脆弱なる而かも幅員の廣からざる今の樗見鼻北方橋立明神前の部分切斷されて茲に文殊は環海の島嶼となり、風波の運ぶ土砂は逐次以前の海峽を埋めて文殊を夕日浦の地續きたらしめ、天橋立は此の切斷の爲めに前記橋立明神前の部分が其の先端となるや、次ぎに風水の寄する土砂は前者文殊地區と同一の作用を繰返して再び錫杖洲を形造り、茲に橋立明神鎭座の廣場卽ち濃松の地區を構成するに至り、之より文殊の沖に伸長したる第二の沙嘴は今の小天橋なりと見るを至當とすべ歟、丹哥府志　曰

今蓮池のある處より北は離れたる島にて其內に文殊堂ありしよし今は地續とぞなりね、元潮の通ぜし跡なりとて大なる池あり、池の中に

多く蓮を栽て今放生池となる。

幕末維新前後此の一帶の地を埋立て今池もなければ舊影尋ね難きに似たりと雖も、頓淵深く入込みて舟溜となりて存するは確かに往時を物語るものと謂ひつべきなり。

二、九世戸と夕日浦

文殊より東北天橋立に對する海峽即ち往時の切戸を九世戸と云ひ、救世渡久志渡奇渡など稱し渡舟ありし處にて、又文殊より西南輪野塙までの入江を夕日浦といふ。文殊堂のことは後段寺院の條に讓らんと欲するも、名勝と離るべからざるものあれば別天樓の橋立紀行より次の一節を抄錄すべし。

宮津より一里文殊にいたる、古刹あり智恩寺といふ、里人は切戸の文殊閣とのみぞ呼ふなる、一小海峽を隔てゝ天橋に對す、こゝを文殊の切戸といふ。手を延せば橋立の蒼翠を捉らへ得べし、境内廣うして清淨松吹く風涙の音たゝならんところなり。和泉式部の塔といふを見る、さまで古きものとも思われず。

門前や智慧の餅賣る茶屋の秋　五龍

門前旗亭軒を竝べ名物智慧餅を鬻ぐ、思案酒、才覺田樂また名あり。

文殊閣

文殊閣秀枕清漣　成合寺遙籠暮烟　秋湖一碧平於席　沙際人呼賽佛船。　伊從雲松

文殊晩鐘

黄金閣外晩　古寺數聲鐘　夕照沈樗嶺　響餘橋立松。　梶川景典

文殊堂外

春至江頭風亦輕　文殊寺外碧色清　松花落岸浪痕漾　無怪瀛寰常帶香。

はし立や文殊の智慧の卷帙　雨柳

九世の戸

九世の戸や松の古ひや一かすみ　貞室

九世の戸の鍵預らむ今日の月　文枝

九世の戸のひらき心や秋の月　波文

長き日や何時を切戸の渡守　梅室

橋立や何で年寄る渡守　僧松

夏知らぬ切戸あたりの住居かな　露城

夕汐の切戸に迫る時雨かな　宗卯

明初めて霞を渡る切戸かな　淺林

一聲の切戸をつくやほとゝぎす　慧十

月雪に住家も與謝の渡守　細川幽齋

立別れ松に名殘惜はしけれど　尾崎尖夫

はしたての松にたな引く春かすみ　古旬

絶へし所や切戸なるらん

夕日浦

舟さして誰かれ行きし跡なちん

一筋分かる池の濡れ草

砂ふみて見にこそ來つれ入方や

夕日の浦のあまの橋立　平祐春
來てもとへ歸るを思へは下紐の　詠人不知
夕日の浦のかひもなき哉　蝶夢
宵待つや夕日の浦の飯けぶり　也雲
俤げや夕日の浦の朝月夜　梅
朝霧に夕日の里も隠れけり　松風

三、文殊沿岸の名所

舊運池以西輪野塙までの沿岸名所多し。益軒天橋記曰

金剛峰　是五臺山の金剛窟に擬して名付たる也。

龍穴　内海の南の方へ入こみたる海なり回り壹町半も有へし傍に杉の清水とて清水あり。

能野　名所なり萬葉にいへるよし野也細川幽齋大和の吉野より櫻をもとめて植られしを也俗櫻山といふ。今は櫻も朽ちぬれど殘れる木少々ありて春を忘れず。

天女島　辨財天の社あり。

無字塔　俗に三かく五輪と云ふ、由來しれずこの塔より南の方二町餘殺生禁斷なり昔寛印供奉の禁たる餘風殘れり殊勝なる事なり又この海上の殺生勅裁にて禁たる事は大谷寺の奏狀に見へたり、寛印事元亨釋書に見へたり。

菩薩岩　能野より三町ばかり西の渚にあり、岩上に石地藏あり俗に不見猿といふ、右坂にも石地藏あり是を不聞猿といひ男山の谷道にも石地藏あり是を不言猿と云三の名を稱する事詳ならず。是三重の大江越中守が所造一千體の内なり是より西を輪の崎といふ。

天女島いま文殊智恩寺の地續きとなり無字塔も益軒天橋圖の外享保二年成相寺古圖には海中にあれども前記埋立により今圖間にあり、菩薩岩も文政二年に山根道澤が「渚より一町斗り海中にあり船を寄せて見し云々」と云へるも今は石の處まで埋出したり。櫻山の上は今も金剛峯と云ふ所謂根木出山はこれなり。吉野より輪野塙に至るまでを穴憂の里といふよし丹哥府志に載せたり。

浦はこゝよし野船つきめづらしく　かけて思はぬ月も日もなし（萬葉十二無名）

音に聞く穴憂の里やこれならん　人の心の石にこそあれ　願圓法師

これより東の方山の腰に對潮庵あり、蝶夢法師の橋立秋の記曰

よべにも似す今宵は打くもり雨のほちぬれは船の遊ひも心もとなしとて夕日の浦なる對潮庵にいさなわれて闌干につち杖つきて見渡せは興謝の海橋立の松をはしめ得も言へぬ島々まて目の下にありて畫ける樣なり、斯くて夜ふくるまゝに雲はれてもれ出る月の海の面にひらく〳〵とひるかへるものゝ月影にうつれるを傍の人の是なん金太郎鯛とて此内の海の名物なりとかなれは。

名月や飛ひ上る魚も金太郎

對潮庵の山の裏に澤藏軒の墓、また其上の山の尾に平井保昌の塚と傳ふるものあり。與謝郡誌曰

對潮庵、澤藏軒庵墓、保昌塚

文殊の山の手に對潮庵あり、智恩寺老僧の隱棲の菴にて風趣あり、對潮庵の後に澤藏軒の墓あり、澤藏軒は清和天皇の苗裔阿波前司長清十二代の孫小笠原式部大夫源朝經にて祝髮して澤藏軒庵主と號す。始め細川政元に屬し大に戰功あり、永正四年の春政元の命により武田の應援として丹後に赴き成相に陣し一色の爲めに潰へて九世月に自刄す。更に對潮庵の後の山に保昌塚あり、丹後守藤原保昌の墓なりとて石を疊みて塚を築き、大日如來の種字を冠し千部經云々元慶二年月日在銘の碑石あり、保昌の供養に建てたる塔なりや否や明かならず云々。

保昌塚に就ては大町桂月一裴一笠文殊智恩寺の條次の如く謂へり。

域内に和泉式部の墓と稱する石塔あり、これまことは和泉式部にあらで其夫藤原保昌の墓なりとかやあわれ保昌も生前は物質界の一偉人なりしなるべけれど死しては其妻の和歌の才名に如かず、國司よ一國の主よともてはやされ、白馬銀鞍唱導聲裡に萬人の頭を垂れしめしも、きめて果敢なき一炊の夢の榮華、墓さへ世に忘れられて地下の白骨また男女なわかたむよしもなかるべし。和泉式部は和歌の史上二流とは下らぬ歌人也、而して夫に從ひて茲に來りこの明媚なる風光に接して如何ばかりか詩情を養ひけむ。娵の小式部にのこされて大江山いくのゝ路の遠ければまた踏みも見ず天の橋立とよみし卽妙の詩才橋立の風光と呼應して人間爲めに寂莫ならざるを覺ゆる也。

對潮庵の小溪を梅溪と云ひ鶯の名所なり

名もしるし百々よろこひを鶯の鶯ゑ言傳な梅の溪哉　本莊宗發

谷川の岩間の氷とけしより霞たゝへて鶯の聲　本莊喬子

四、老翁阪前後の名所

龍燈松と鶏塚の中間なる小阜を超ゆるこれを老翁阪といふ、老翁阪より海岸に突起せる丘阜を片葉松の鼻といひ目下工事中の鐵道は此所を穿ちて小隧道を通じつゝあり。（寫眞參照）　丹哥府志　曰

蕪村曾て季思君の體に倣ひ老翁阪の圖を寫し其上に老翁阪上老翁阪の句を題す尤も妙なり今蕪村を語れば必ず老翁阪に及び老翁阪を語れば必ず蕪村に及ぶ、蕪村と老翁阪と相依て以て各々名あり云々。

丹後舊事記　曰

片枝松、隆信朝臣此の浦の歌枕に

千鳥鳴く與謝の浦風心せよ都戀しき旅の枕に斯く詠じ給ひければ一濱の松樹にあらき海風起りて一夜に枝のふり替りて都の方へ枝垂れしとて此所を宮古戀しの片枝の松と傳へて和歌の德を稱せり。

また天梯立日記には

磯を傳ひに戻りくれば舟人ゑひされて鶏塚、涙磯、龍燈松などいふゑんきかたり聞かすれどもうるさくて皆和すればてぬ鶏塚のほとりに松の六本な、本たてるがかたへにのみ枝さしおほひたるを都をこひてといふにおかしくて、

よさのうみやかたへさしおほふ松よりも都戀しきわか思ひかな

弘法もどしの石などいふもあれどむげになさなきかたりくさなめり云々。

弘法戻しの石とは今何れにありや定かならざるも海岸の飛石傳ひは潮打ち寄せて通行の出來ざること往々ありし山なれば恐らく片枝松の山鼻に名けたるものならん歟。

千鳥啼く與謝の浦風心せよ都戀しき旅の寢覺めに　隆信朝臣

木枯嵐の吹きちきりてや片葉松　谷竹

老翁阪の北麓涙ケ磯と云ひ身投石といふあり、天橋記に曰

涙ケ磯、名所なり玉藻あはひ貝などよめり、俗身投石といふ。丹後物狂の謠に花松身を投んとせし所なり。

獨りぬる閨のひまより入る月の　涙が磯にかけ浮ぶらん　　曾根忠好

かつき出ぬ泪が磯の飽ゆへ　うみてふ海はかつきつくしつ　　宇合

何處見ても壽永の迹は涙かな　　青萍

休む鵜や魚見付ては身投石　　太乙

寒風や泪ヶ磯を苦にもせず　四州

誰が爲めに泪ヶ磯に啼く千鳥　二水

藻の花や泪が磯の忘草　似翁

藻の花の中に捨てたり身投石　斗杯

櫓の音や泪が磯の秋のくれ　文之

宮津日記　曰

元祿十一寅五月十日ヨリ初ル文殊身投石ノ所沖ヨリノタ打ニテ大分ニ損シ磯ノ大松モ倒レ候故當町中ノ衆御願ミ先捨石ナリ共致度御志有之衆ハ二日三日ニテモ御肝煎給リ候ヘトノ儀畫飯振舞同十五日迄ニハ六百餘人役人參候由先牛仕舞ニ御休ミ御禮ニ使僧被廻候。

身投石の西方二三十間にして龍燈松あり拾芥抄智恩寺の條に「丹後九世ノ戸　文殊天龍六齋供ニ燈明ニ云々」と爲し天橋記には

龍燈松、泪ヶ磯の道邊にあり松の梢蓋のごとし方角集にもかけり。

草根集

風しほる與謝の浦松夜見へて波に消せぬ龍の燈火　徹書記

龍燈松

天可階升碧嶺層　六殊仙境海雲興　潮涵六里松梢月　挑出龍宮殿裏燈。　虎林

同　蟠根入海翠參天　偃蓋葱籠幾萬年　解道神龍獻燈去　靈光夜々絶摽然。　晉海和尚

同　梶川大雄

天橋人道是龍宮　千古浮沈在海中　夜半照來世無識　聖燈一點上汀松。

千年の松の高さや海の前　洗心

夏虫の見つけぬ龍の灯かな　恩風

諸國里人談卷之參　曰

橋立龍の火

丹後國與謝郡天橋立に毎月十六日夜半のころ丑寅の沖より龍燈現じ文殊堂の方にうかみよる、堂の前に一樹の松ありこれを龍灯の松といふ。また正五九月の十六日の夜に空より一燈下る是を天燈といふなり。また一火あり是を伊勢の御燈といふ○切戸文殊は海中より出現圓浮檀金の像なり。拾芥抄に云智恩寺は丹後九世戸文殊天龍六齋供ニ燈明ニとあり松並の林海中へさし出たり、東西二里南北二丁あまり北より南へまして入海なり船にて渡る其間四町餘あり尤佳景の地日本三景の其一つなり云々。

龍燈より老翁坂の山麓に沿ひ片葉松の山裏へかけて潮溜あり里俗鹽壺といふ。鹽壺、海際にあり泪磯を行けは左にあり。

丹後宮津府志に　曰

また宮津府志に

潮壺、文殊道龍燈松の近邊に有りさしわたし八九尺はかりのくほみなりいかなる謂にや。

潮壺、老翁阪の上に玄妙庵の趾あり高燥典雅の場所にして眺望に富み康正在銘寶篋印塔その他足利時代の遺物尚ほ存す。輿謝部誌　曰

老翁坂の上玄妙庵あり、創立頽廢の年暦を知らずと雖も成相寺の古圖には一宇を存し「古堂あり座禪所なり云々」の註記を添ふ實地に就て檢するに明應の地藏像康正の寶篋印塔等足利時代の遺物を存す、土地高燥四顧回望宇宙の雄大玄妙庵の名空しからず、惜むらくはその庵今なし。

老翁阪の南方一町内外にして鶏塚あり。鶏塚の縁起に就いては二説あり、一は金鶏を埋めたる塚と云ひ、一は和泉式部の歌を納めたる歌塚といふ。寛政甲寅藤原成粲の天橋遊草　曰

得二鐵封一曰二鶏塚一舟子曰文殊埋二黄金雙鶏于此一據辭云歳經二千春一圍里憂レ貧金鶏鳴レ晨堀レ此賑人側有レ松曰二鶏冠一蓋因レ塚名焉。

また亭和辛酉吉田重房の筑紫紀行巻十に曰

鶏塚、ささか松、此の里に里困難に至らん時堀り出すべしと、文殊の御誓ひにて金の鶏一つがひな此の塚の下に埋めさせおき給へりといふ。

此のことは寶暦中の丹後宮津記に既に所載あり、文化十一年普門院密範が丹後名勝案内にも殆んど同文を載せたり、又後説は丹後舊事記、同一覧集、同細見錄等に掲げたり近くは橋立みやげ　曰

鶏塚、犬の堂より凡そ五町斗り涙ヶ磯の山の手に在り、嘗て丹波守公基朝臣日置の里金剛心院に詣でけるに寺僧歌物語の書ども取り出して見する内に和泉式部の眞蹟ありければ請ふて之を涙ヶ磯の傍らに埋み塚を築き僧を賫請して塚供養の哥合あり鶏塚と名付けしと。和泉式部の眞蹟に「いつしかと待ける人に一聲を聞する鶏の憂別れかな」其後洪水ありて鶏塚の碑も砂中に埋まれけるを明應の頃智恩寺より塚を堀り出して之を文殊堂の傍らに建しかば誰にや其跡に石地藏を建てしといふ、今文殊堂の傍らに在る歌塚は其昔し鶏塚の碑なりといふ。

此の地幕末より埋立られて新田多く拓けたるも因とは波打際にて道路も此塚より山の方を通じたりし形跡は今尚歴然たり。

いつしかと待ける人に一聲を
聞かする鶏の憂き別れかな

和泉式部

宵鳴くや鶏塚の蟲の聲
鶏塚やぜまじりに知らぬ花

文設
別天樓

鶏塚より宮津までの間山蹤えに潮見阪文見阪あり、海岸飛石傳ひに一杯水、赤岩等あり、潮見阪は一に知らぬ阪と云ひ山鼻に蛭子の小祠あり、文見阪の山鼻には大黒莊あり、一杯水はまた産湯瀧とも云ひ赤岩には小歌地藏ありし由なるも今はなし。丹哥府志　曰

文見阪、和泉式部丹後に下られけるはしめ一日橋立の邊に遊び玉ふ、偶ま都より來れる人と此處に逢ひまいらせて小式部の便を聞く。其消息の中に此の頃和歌の御會に中納言定頼丹後の便はと問はれければよめるとて、大江山生野の道の遠ければまだ文も見ず天の橋立、斯くありしより世の人此阪を文見阪といふ。

しらぬ阪、慶長日記云慶長四年六月二十日文殊堂和歌奥行の歸りに光廣卿玄旨法印に今通りし坂は老翁坂なり又前に見ゆる坂は文見坂のよし此阪はいかゞとなへ侍るやと尋れ玉ひければ此阪はいかがとなへ申すや知らぬ阪なりと答へらる、歌師傍らにありてこれぞ誠に君問はゞしらぬ坂なりと戯れて皆笑にたへさりし前日光廣卿君問はゞ我は知らしと答へまし言の葉もなき天の橋立、その歌の意を用ゆるなり。和泉式部産湯の瀧、和泉式部山中の草庵より槃房卿の許へまゐらせける途中婦人の産に臨むを見る、よつて和泉式部扶けて之を産しめ其産む所の兒を此瀧の流に洗ふ其觀世音菩薩の出現して産婦を扶け玉ふといひしが三とせ斗り過ぎて後實は和泉式部にてそありけると聞ゆ、是を以て此瀧を和泉式部産湯の瀧といふ。

一杯水、同じ時和泉式部此水を掬して其産婦に飲ましむ是を以母子共全きを得たりよつて名あり。

輿謝郡誌　曰

潮見阪、鶏塚南方蛭子山を超ゆる之を潮見阪と云ひ、鶏塚より海岸なざよき日には飛石傳ひにて阪の向口に通ずることを得たりとて飛石の稱今に存す、此飛石海岸を廻れば一杯水あり（中略）其先端に赤巖あり龍神の喜怒によりて其色を濃淡に變化せしむと傳へ種々のこと

を此巖に祈るの風あり巖上地藏像を刻み丹後一帶集に之を小歌地藏と載す、此の飛石海岸一帶の地は前述の如く埋立地にて沃田と化し小歌地藏は道路開鑿の爲に削り取られ赤巖の基部僅かに道路の下に存す、此の山鼻に姪子社あり老松巨幹風に舞ふの狀風雅あり姪子社の背後は卽ち潮見阪なり阪を下り小溪を横ぎりて又一阪あり文見阪といふ、此小溪に明治曉年に宮津電燈會社の發電所を建つ（中略）文見阪の麓にて飛石と合し更に須津峠より來るものと合して宮津犬の堂に至る、新道開通以來これ等の阪は人の間ふものなく只名所として傳ふるのみ夕日浦より此に至る沿道の名所舊跡は維新前と現在とは實に隔世の感あり、若し目下施工中なる鐵道布設せらるゝ曉は更に一層の變遷を見或は全然舊影を偲ぶ能はざるものをも生ずるならん。

第四款　町内の名所

一、犬の堂

宮津町の北端虎ヶ鼻にあり、舊と宮津町肆内外の通路此の小丘を超ゆ、丘上は舊藩時代の刑場にして其傍らに二間四方の草堂を建て堂内に碑石を置きしも明治十六年道路開鑿の爲めに北方の丘麓に移したり、今旅館荒木別莊金剛館の敷地は此の舊地なり。犬堂の傳説には種々あり、先づ森永規六の天橋立遊覽案内に　曰

犬堂、宮津町の西端にあり、往古文殊堂は波路村海岩寺の僧之を兼管せり、其僧一匹の犬を飼養し日々寺と文殊堂との間を往復せしめて用を辨じ未だ曾て時を違へざりし、然るに寺に一人の雜僧あり性愚鈍にして經文を覺へず、或時寺僧彼の愛犬の例を引き其の愚寧ろ犬に劣れりとなして叱せしかば雜僧大に怒り犬を陷入れんと時刻に先ちて時鐘を打鳴せしに犬は遲刻せしと感違へ恥じて頭を附近の岩に觸れて死せり、寺僧之を憐み一宇の堂を建立して其冥福を弔ひたりと云々。

また菱屋平七の筑紫紀行享和二年六月十五日の條には

犬の堂、此は戒岩寺と智恩寺と兩寺にして犬一つを飼ひけるが、兩寺一度に鐘を鳴すを聞きて何方に行かんかと行きつ戻りつして疲れ死せしを埋めたる跡なりと、かくて宮津の城下に至る、文殊より是まで中里計なり云々。

貝原益軒の天橋記には

犬堂、城下の西に阪の上に堂あり是也、昔戒岩寺の僧犬を畜養す、犬死て爲に堂を建つ碑文に詳なり、碑は永井尙長立て弘文院爲レ記云々

と爲せり、其碑文に曰

丹後國九世月文殊堂近邊有レ寺曰二海岸一。傳稱昔海岸寺僧兼二管文殊堂一、其僧畜二養一犬一愛レ之。此犬毎日自二海岸寺一往二來文殊堂一、累年犬死僧憐レ之瘞二一宇一弔二祭之一號二犬堂一。嗚呼犬猶墓二其寺主之愛一僧亦思及二信吠之物一不二亦奇一乎爾來星霜既舊堂宇毀壞非レ無二懷古之感一今興二土木之事一成二斧斤之功一乃記二其趣一以爲二後證一。

延寶六戊午年　月　日

當國宮津城主　大江姓尙長建

弘文院　林　學　士　誌

二、默止庵と瀧上遊園

宮津町字川向の山の手にあり、僧默止の庵住せし處にて櫻花を以て名あり。與謝郡誌　曰

默止庵、延寶年中竹野郡宇川の僧默止と云へるもの宮津に來り川向町の山の手宮津灣内の眺望絶佳なる地を相して一庵を營む、默止草書を善くし頗る名ありと云へり、境内手づから植へたりと傳ふる老櫻一樹あり、盛開頗る美觀にて宮津名勝の一なり。

默止庵の背後より如願寺谷の山上に亙る一圓の峰巒なり、舊と如願寺の境地なりしも寛永年中京極高廣宮津城を築きて知府を開き、此の山を燕息の地と爲して別業を營み山を穿ち水を通じて瀧を作り瀧上山と名くといふ。後延寶年間永井侯此地を愛して別業を改築し山中に亭を建て、漱玉亭と號す。侯書を能くし漱玉の

二字を書して石に鐫む、今杉末神社の前にあるは卽ちそれなり。宮津府志曰

瀧上山、府城の西如願寺杉末社山王社の後の山也、今の山王社古へ此山腹にあり正保四年四月京極安知公此山の景色與謝海の眺望他に異なるを愛して社を山麓におろし其跡に山莊を設く其の造築の時奇異なる筒を堀出せり（此事神社の部山王社の所にくわしくのせたり）別莊成就して安知公唯一度來遊して心に應ぜずとて其後は來り遊はず、息高國の代に彼亭を取拂ひ空地となしぬ。後永井尙長の代に又別莊を再造す、此山上に瀧あるによつて此時より瀧上山と名付しとかや。永井氏又此山に祠堂を建て先祖四公の靈を祭る遺營美を盡せり、尙長公江都にて横死後社禮と共に頹敗せり、其舊跡今猶山間に殘れり。永井氏山中の勝景十六か序し各絶句を附して自ら是を書し彼山亭に掛置きぬ、其額今城下の富商の家にあり。此後數年を經て奥平公の代元祿十五壬午年杉末松ヶ岡（卽瀧上山）を再ひ山王社へ寄進し給ふ、同十七年本社を山下へ移しぬ（京極公代より此時まで本社は今の社司牧氏の所に在しとそ）しかれとも瀧上山殘らす附せす此山は代々城主の御建山なり。

丹哥府志　曰

瀧上山、山王の後山

瀧上山の麓に瀧ありよつて瀧上山といふ、其頂を狸が嶽といふ、多く松茸を生す。其中腹の處に躑躅多し年々盛に開く蓋し永井侯の栽ゆる處なりと傳ふ、其間漱玉亭の跡あり辛丑の春適々躑躅盛開の日此山に遊ぶ、漱玉亭の跡なゞ。見まいらせて、皆參庭樹不知人去數春來還勞書時藏といふ句を記得せり、又其西に當て自然石に刻たる不動明王あり、何の頃より爰に安置せしや其始を知らず元より雨露を厭はす寒暑を知らす、獨り荊棘の間に立て寂然とし動せすいかなる懦夫も是を見て志を立る事あり世の人靈驗ありとて絶へす參詣す、其傍に鉦或は幟なとを見る蓋し願濟の人の致す所なりといふ。

宮津藩主累代遊園の地となして里民の漫りに入るを禁じたりしが維新の際上地官林となり、明治四十三年宮津町に拂下を受け翌四十四年より町の遊園地となせり、面積二萬二千九百五十三坪、山麓に舊藩侯の所謂御茶山稻荷あり、漱玉亭跡その上にあり、亭跡より更に巖角を匐ひ上れば役行者石像及び不動尊を祀る處あり楷梯を架して昇降に便じたり賽者頗る多し、小徑林間を縫ひ險を攀ぢて狸ヶ岳に至る、岳頂に小舍あり內外の眺望を恣まゝにするを得べく春の躑躅夏の納涼秋の紅葉殊に妙なり、松樹の間松蕈叢生するを以て茸狩に杖を曳くもの絶ゆることなし。宮津藩年中行事八月の條

一　瀧上山初松茸　一　壹
殿樣に　一　壹
大頂寺御靈屋に御備

の記事見へたり、また前揭宮津府志所載の永井尙長侯の詩今白柏町黑田守兵衛翁之を祕藏す、卷頭八見友元の序文を附せり全文次の如し。

漱玉店十六境詩序

余每謂觀名山勝水之圖畫以遊吾目讀水之賦咏以遊吾心杖屨輿馬雖不窮其境而既足矣、丹後宮城太守江君去歲在江府出其總管之地圖見之峰巒之秀雲水之淵如案天下之佳境其家廟之地樓宇星環門廟虹連固是、太守有愼終追遠之厚也可以嘆美之廟地之下峻崖高聳瀑泉遙懸其末流縈回達于萬里之江臨流起亭名曰漱玉店仰觀飛泉之灑雪俯瞰杳波之柏天卽知管內之絶景也所謂吾遊目者於是乎在焉今歲赴任頃日來書示自所咏之漱玉店十六境詩且請批點作序余吟之唱之如履歷其境若乃峯巖靈霞江嶋烟波有瀑有流有石有岫有叢有林有村有田櫻雲宜春松風宜夏舟宜秋江雪宜冬吟其景臨其境遣其興寓其情可謂有聲之畫也讀之不覺使胷懷灑然矣、所謂吾遊心者於是乎在焉可以歆羨之、太守鎭撫之餘閑讀書在茲哦詩在茲其靜座安樂亦在茲孟子曰學問之道無他求其放心而已若夫不求其放心則雖讀書哦詩之多何益乎民亦不樂其樂則雖有其樂亦何益乎乃是。太守所曾思者也何贅言之乎丙辰冬十一月　鶴山野節叙

漱玉店十六境　並小註

紫烟峯　前峰當簷有飛瀑之奔流故採古詩日照香爐生紫烟之句名焉

峭壁千重變半空　掛泉吟破碧苔濃　峰頭日暖秋粧好　遙指紫煙紅葉中。

白虹瀑　掛流一條故採太白隱若白虹起之句名焉

勢比匡廬千仞練　晴虹起處素爲絢　仰看終日洗塵凡　頼有清風來拂面。

混々流　長流不已故採孟子不舍晝夜之語名焉

山下風光俯仰觀　步隨流水浴清瀾　從來混々非無意　休說世人忙裏看。

漸々石　群石兀起故採小雅漸々之石維其高矣之語名焉

烟暗沙明流水長　漸々群石傍高岡　等閑識得有風韻　真固更占忠士腸。

含紅櫻　一櫻植水畔故採張華櫻桃含紅葉之句名焉

嬋娟矜春紅葉榮　自是本邦第一名　人有尋來問芳野　巖頭笑指欲然櫻。

老雲巖　巨巖秀出可以愛賞故採歐陽子何如琴酒老雲巖之句名焉

巉岩露出碧氈毯　流水縈廻漲玉潭　琴酒添情眞樂在　閑來風月入清談。

晨光岫　遠山高低佳景故採杜陵景光取遠岫之句名焉

角壁一動天光好　對戶千山緬入雲　雨露潤時成此美　夜來清氣拂塵氛。

煙碧江　遠水微茫慰眼故採正一一望和煙碧之句名焉

松杉風外水浮天　漾々溶々萬里平　碧浪彩煙雨相好　時看鷗鷺下汀邊。

捲霧林　修竹高樹鬱葱故採杜陵長林捲霧齊之句名焉

月自盈虧風自輕　長林入霧遠望平　鬱葱千丈無人見　一路只聽閑鳥鳴。

迎風草　草軟成茵故採禹錫綱駝陌上迎風草之句名焉

滿徑佳叢柔若茵　醉眠竟日不回輪　翠光風動拂塵去　頓起新涼更可人。

洒雪矼　石橋水清步渉則起涼氣故採歐陽子六月飛雪洒石矼之句名焉

從來幽處忘煩歇　泉石寄心更寂寥　雙袖覺寒清淺水　涼風吹起過長矼。

蔽歊逕　松逕奇絕故採蔡君謨夾道種松蔽歊毒之句名焉

松樹森々小逕通　翠陰如幕引清風　獨行好是消長日　時有琴聲生筒中。

往還舟　漁舟淩晨唱晚故採李嵩鼓舵長歌任往還之句名焉

煙波江上老漁舟　南去北來問鷺鷗　日夜清風荻花裏　棹歌自可笑封侯。

洪波嶋　遐嶋浮蒼故採南越志極目滄嶼渺望洪波之詩名焉

杳溟極目波如席　巒嶋適情雲似屏　高枕天年箇中老　何須秦始覓仙靈。

事遠家　處々有村落故採柳子世紛因事遠之句名焉

山郭野畦情太奇　閑門陋巷興尤宜　身知適々個中樂　心在憧々天下治。

卽樂田　連郊有田樂歲豉腹故採王建不見縣門身卽樂之語名焉

渺々平田傍秀巒　稻雲參浪計身安　歸來偶哭榮根去　百事不憂滿意看。

延寶丙辰冬十一月

宮城主人　江靜軒　書

久保天隨城崎より橋立へ

瀧上遊園はむかし歴代の城主が燕息の閑亭を設けられた遺跡で、延寶年中永井尙長侯が選定された十六境といふがある、絶頂の紫煙峰は海拔六百尺茶亭の欄に身を横へて眺め下せば、成相の一山を背景にして對岸隨所に散點せる漁家をあしらひ、橋立は鏡裏に龍蛇を掣して、さながら碧波の上に浮んで走るか如く見へる、山を下る時夕立が颯乎として過きたがその跡には半灣の晩潮よりさんで波立たず、彩虹一條高く江天にかゝり齊の如く洲上の松を始め遠近の樹色は尙ほ雨氣を含んで暮色を迎へ一幅平遠の江山髣髴として殘畫の中にあつて更に一段の風情を添ふるが如く見へた。

三、金引山と其近傍

金引山は瀧上山の對岸にあり、瀧上山は如願寺寶生院鎭守山王權現を祀りし山にて金引山は同寺威性院鎭守愛宕權現を齋きし山なり。今は山王も愛宕も如願寺を離れて神社となれども如願寺全盛時代は此の兩山より狼煙山まで一山地たりしなるへし、狼煙岳は戰國末葉に細川氏が一色誘殺の合圖に狼煙を揚げたるより其名を得りと云ひ傳ふ。丹州三家物語に

忠興聚て米田監物に密談せられけるは一色五郎を打とめは汝はやく弓木に馳向ひ五郎か室を請取へし若城内の侍共少も擬議する族なば一々に首を刎れ城を破却し歸へし出馬の合圖は狼煙なりと云合、騎馬十四五騎に足輕從ておかれける、宮津より四に當てのろしが嶽とて高山有此山に兼て煙の役人付置れ、一色を打とひとしく城内に煙を上れば山上にものろしを立、彼十餘騎の兵とも方々の一味のもの此煙を見るよりも、監物に從て弓木に押よせて城内へ云入けるは、御内室の迎へとして米田監物是迄來り候也此上は子細なく渡し給へと申つかはしたりけれども、城内曾て返答にも不及申々稠數鐵砲を打出す、城中には天下無雙鐵砲の上手稻富伊賀といふ者籠居て分營を打ける間よせて忽死人多かりければ、監物まつ野田の橋つめ迄引取て重て使者を以城中は申遣けるは内室だに渡給はゞ面々には子細有へからず、只今率爾の働し給ふ故に味方に手負少々有之といへともそれは武士の作法なれば何苦ふ候へき、藤孝前をはよろしく取成可申と念比に申遣たりけれとも城内評議區々にてとやかくといふ間に、傍の者とも内室を人質に取てうしろの山より忍ひ出但馬をさして落行ける、監物是を聞よりも諸鐙にて追懸たり但馬の國藤が森にて追付無恙内室を取返し米田は宮津に歸ける。

とあり、斯は天正十年九月八日のことなりといふ。狼煙嶽の東南に聳ゆるを金引山其尾先に愛宕山あり。橋立みやげに曰

○愛宕山　如願寺の南にあり、觀音堂の傍ちより登ること凡二町餘なり山上に愛宕の祠あり眺望極めて佳絶なり、社の後山に金引山あり依て金引山愛宕權現とも云ふ。

○金引山　愛宕山より登山するを得べく險路極めて嶮峻なり山の頂に大巖ありて南無妙法蓮華經の妙號を刻す、俗に山を題目山といふ。此の題目岩は宮津鄕土誌に寛永年中に記せる處なりと載せたり、金引山背後の谿流は瀧馬に落ちて有名なる金引瀧を爲す、金引瀧は前章に述べたるも記事の連絡上尙ほ追補せんに維新前は藩主以下身心修養の爲めとして士人の來遊するもの多かりし由なるも廢藩後は一時忌れられ、明治三十一年九月全國水產品評會の宮津に開催さるゝに際り瀑下まで俥を通ずるに至り世人一般に認めらるゝに至れり、舊藩主御用瀧蕎麥の看板は今も保存されたり、瀑下に不動尊を祭る佛堂あり龕前の鰐口銘に曰

元祿十四辛巳歲正月吉日　有田村　田中村　敬白

石燈籠一基　高五尺　宮字形銘　文化九申九月日　願主　有田村女講中

四、龜岡、櫻山、島崎近傍

龜ヶ岡はもと白柏砂山と云ひ稲荷の小祠ありし處なりしも安政三年藩主宗秀島崎砲臺を築かんが爲めに稲荷を丘麓に降し、土砂を削り取りて其の跡に波止場より地主權現を移し後皇太神を祀りし處にて眺望に富む も後段神社の條に讓り。又櫻山はもと如願寺塔中密嚴寺成就院天神の境内なりしも同寺廢れ、且つ龜ヶ岡と同時に土砂を島崎砲臺に運び去られ、山上に明治中葉本莊神社を建立せられたれば之れまた神社の部に讓れり。島崎公園は上記砲臺趾を平夷したるものにて土地廣濶各種競技場及海水浴場として窟强の地なり、最近風雅なる音樂堂及び水浴脱衣場の設備も出來散策に適せり。水越岩は分宮境内にあり、往昔海波此の邊まで打ちたりと云ひ傳ふ。丹哥府志　曰

水越巖（分宮境内）

水越巖といふは此巖元海中にありて潮水の越したる巖といふ所なり、近頃まで蠣殼など其巖に付たり今の宮津の地昔は江海なりと語り傳ふ、いつの頃にや年暦詳ならされとも曾て山嶽崩れて須臾の間に桑碧相變り江海陸となる今宮津の地是なり。

三本松、京街道智源寺前突當りの千歳松、波路大膳橋外の松、魚屋町東堀川海岸追掛松、（公設市場寫眞參照）これを宮津の三本松といふ。宮津郷土誌　曰

三本松

京街道智源寺前ノ松

波路大膳橋ノ畔ノ松

追掛町ノ松

世ニ之ヲ三本松ト云フ、コハ本莊侯濱松ヨリ轉封ノ時植エタリトノ説アルモ分明ナラズ。

五、大久保城趾

元大窪山密嚴寺より今の智源寺裏の山頂に連亙する櫻山の尾筋に大久保山砦の遺蹟あり、本莊神社の背後に當れり、足利の末葉一色の麾下野村將監之れに據り、天正六年十月細川藤孝父子織田信長の命により丹後掃討の爲めに入國し、對岸宮村の猪の岡八幡山に據らんとするに際り、上宮津の小倉播磨守の指揮に屬し栗田の河島備前守井上佐渡守堀江伊豫守小倉筑前守、須津の江木豊後守弓木の稲富伊賀守岩瀧の千賀常陸守男山の高岡出羽守日置の日置大和守大島の千賀山城守等と共に激戰數日、同月十七日陣將小倉播磨守と共に戰死せりと云ひ、子孫は今尚ほ瀧馬村に殘れりと丹哥府志　曰

野村將監城墟

野村將監は小倉播磨守の臣なり、一色氏に屬す。天正年中一色氏殲て後土氏となり細川氏に從ひ墾田を開き大久保山に居る、慶長五年小野木縫殿介田邊を襲ふ時粮米貳十石田邊に運送す幽齋大に感賞せらるゝ寛文年中大久保山より田中村に移る其子孫なりとて田中村にあり。

六、一色義清戰死の趾

町内字鶴賀舊城三の丸趾にあり（寫眞參照）丹哥府志　曰

一色五郎義清の墓、（郭内）

一色五郎義清は一色義道の弟なり、中郡吉原に城郭を築き吉原越前守といふ、天正十壬午の春義道の子義俊賊の爲に殺さる。（事は弓木村の條下に出す）於是吉原越前守名を一色五郎と改め義俊の本城弓木に移り細川と戰ふ。是歳五月二十八日弓木の城陷るまつて義清宮津に走る同

日伏兵の爲に死す。增補府志云一色五郎義清討死の墓元旗村の後にあり、元和年中京極侯城郭を築てより其墓郭内に入る今新殿と稱する處の艮の方にあり。（新殿と稱する處今三の丸といふ）

與謝郡誌　曰

下宮津の戰場、天正六年十月細川藤孝忠興興元子孫と共に信長の命により丹後平定の爲めに入國し宮津の猪岡に據りて本營にせんとす、上宮津の小倉、大久保の野村之を妨げ、栗田上司の河島、小守の井上、宿野の小倉筑前守等東より驅せ來り、西より須津の江木豐後守岩瀬の千賀常陸守弓木の稻富伊賀守等驅け集り、北より日置の日置兄弟岩ケ鼻の橋本大島の千賀山城守等急を聞て來會し激戰數日、野村將監小倉播磨守父子（同月十七日）之れに死す、猪岡山死屍累々傷痍また數ふべからず細川利なきを見て退却し、丹波亀山なる明智光秀に援を乞ふ。蓋し忠興の妻は光秀の女にて聟舅の關係あれはなり、卽ち明智の參畫により加佐郡田邊の引上に陣し後詰の據備隊は明智より補充して八田の建部山なる一色の本據を突く、一色義道父子建部山を捨てゝ山中城に入り義道は奸臣沼田に欺かれて自刄し、小守の井上佐渡守之れに死し義道の子義俊弔ひ合戰の後西に遁れて稻富の弓木城に據り奥郡の將士を集めて頑强に抵抗し容易に降らず、細川策略を回らし女を義俊に配して僞りて和を媾じ聟義俊を田邊に誘殺す、時に天正十年九月八日にて翌九日軍を三手に分ち先手は熊野郡に向ひ中軍は竹野郡に、後陣は細川の本營にて栗田灣に上陸し十一日上司高妻山の河島備前守宿野山の小倉筑前守等防戰して死し城壘を奪取せられ、十三日愈を經て宮津獵師町辻町に入るや上宮津の小倉の殘黨之れを擊退せんとせしも果さず、細川再び猪岡入鳴山に上るを得策に本營を置くに至る、時に一色家は中郡吉原城なる義道の弟義清弓木城に入りて義俊の死後を襲ひ、大手口野田に向ひし興元軍岩瀧口に向ひし松井軍、石田口より向ひし有吉軍を引受け救援なき孤壘を支へしも九月二十八日中郡三重城を略取せし奥郡勢の樗嶺を超へて城營背後の搦手へ逆落しに突喊するに及び、義清野田川に血路を開き手勢百騎を以て須津峠を超え、猪岡なる細川の本營を衝きて最後の雌雄を決せんとして伏兵に妨げられ、奮進の勇を鼓するも腹背に敵を受け從兵多く殪れて其身も數ヶ所の疵を蒙り、河岸に沿て海濱に走り漁村の森の蔭に隱れて割腹し一色家此に終焉す。細川丹後平定後慶長五年關ヶ原の戰功に依りて豐前に去り、京極氏信州より來りて寛永年中川口に移ひ海岸に城郭を築くや自刄の地は恰かも其の三の丸の艮隅に當れるも故地の故に遷されず小祠を據へて義清の靈を祠る。云々

今宮津大手橋の東詰宮津驛頭に面する處一色稻荷また義清靈社と崇むるもの吉野朝時代より室町時代を經て戰國時代の終りまで二百四五十年間、丹後の國守たりし一色家が最後に鮮血を以て染めし土地にて、古戰場として將た史蹟として最も尊重すべき所なるべく、場所宛かも驛頭に當れるより史蹟顯彰を唱導するもの等相謀り紀念碑建設を企て目下工事中なれば成工の曉は一段の偉彩を放つならん。

追加

(1) 大正十三年三月二十九日橋立新聞第七百六十九號模樣替への一色神社と記念碑石の竣成と題し

宮津町を中心に一色遺跡保存會なる者が生れて同町字鶴賀の從來よりの一色稻荷神社は境内の地上げ瑞璃の建設抔うつて變つた模樣替へで目下工事に急いでゐるが其他恰好の石を見出だして記念碑を建立する事となつてゐり碑文は謹て當世名代の書家杉浦重剛氏を依賴する可く順序を追つてゐたのであるが不幸にも氏が逝去されてよりは誰彼と名氏を物色中であつたが結局京都の書家山田得多氏に揮毫を依賴した處案外心よく承諾し直ちに執筆を求め得たので石及び石工は斯界の一流京都市の芳村茂右衛門氏に請合せあつたが、漸くにして碑文の彫り付けを終り碑石は完全な荷造りを施して既に京都を出荷したとの報があつたので遲くとも本月中には到着する筈である、同時に神社模樣替へ工事も近日中に竣工するらしく殷賑に紀念碑除幕式は鐵道開通の日迄に擧行される筈因みに同神社は宮津停車場大道に面して居り旁通行人の目を牽く事であらう。

(2) 大正十三年七月一日橋立新聞第八百五十五號に一色稻荷の石柱と題し

國清寺發見の石地藏は北朝紀年で永德二年今茲大正十三年から五百四十三年前であるが、一色稻荷に立てあつた石柱は四方に光明眞言か何か梵字が一ぱい書いてあるが石質が粗らくて崩剝甚しく如願寺義寛僧正も一見せられたが容易に判讀出來ないとの事であつた、併し幸ひにして貞治四の文字は讀める貞治も北朝年號で其四年は今から五百六十年前で前者より十七年古るいものであることが分つて來た、丹

哥府志一色義清自刄の場處に梵字の石碑今にありと載せてあるが義清の戰死が天正十年九月二十八日であると推定すれば今から三百四十四年前である、此の當時は逆修塔と謂つて存命中に自分の法事を讓修して石塔を建て置くことが行れたけれども、貞治天正間二百二三十年間も懸け離れて居る以上此の梵字の石柱ばかりは義清と緣故ありと見る譯にはゆくまい、然らば何物であるか、今遽かに分らぬが中世供養も回向も頽れて何處かに倒れて居たのを一色稻荷の祠礎にでも利用したものか、前後兩端に穴が穿たれ隨つて銘文も滅失してしまつたのは惜むべきことゝ思ふ、江戸末期には引越して立てゝあつたので丹哥府志の著者が梵字の石碑ありと早合點したものであらう、一色稻荷今社殿改築せられ紀念碑も建てられ遺蹟の顯彰せられつゝあるは喜ばしいが此梵文の石柱は（下略）

附　義俊終焉地

尙ほ此の地附近は一色宗家義俊終焉の地なりとの說あり、蓋し一色軍記、丹後舊事記、丹後野乘、丹哥府志その他一二の史乘には、細川藤孝忠興父子が一色義俊を誘殺したるは加佐郡の田邊城なりとなせり、然れども池邊義象博士が細川侯爵家の資料に據りて編纂したる細川幽齋には藩譜採要を引て、

九月八日（天正十年）一色氏忠興君の御招に應じ宮津に參候、尤用心と覺しくて、騎士三十六人雜兵三百人計供せらる、雜兵は御城下にとゞめ士は御廣間迄參り候、御書院御座の次第は忠興君と一色氏と向合れ、一色の家老日置主殿介は忠興君の御右の脇に居候、御後襖障子一重內に仕手の士十七人被隱置、玄蕃殿康之（松井）立行是政等を初め彼是田邊御城御普請場へ遣被置、御打果候はゞ火の手を揚べし、夫を相圖に一色家の居城弓木を攻とり候樣との御手配故、仕手の侍僮也、忠興君の御腰物を中島甚之允持出置たりしが、御柄の御手惡しかりしを米田宗堅御肴を持出、態と袴の裾を御腰物に障らせ候て、取て戴く時少御柄はしりたる故押込候て御勝手よき樣に御直し候、偖一色氏御杯を被戴候處忠興君拔き打に肩先より側腹かけて切給ひ、主殿介方に御向被成候へば、主殿逃出を中路市之允討留候、一色氏は脇差を拔かけながら次の樣にどうと袈裟分れしなり云々。

また續群書類從第五百九十二卷收むる所細川忠興軍功記に曰

志津ヶ嶽にて中川瀨兵衛殿打死被成候を秀吉公方御覽之樣に、一色殿御聞被成候て宮津之御留守を御取候半と武者船を大堂沖まで押出し被申候、跡より雜說之由申し船に追付留申に付ゆみの木へ舟押戾被申候、然共色々顯申に付、忠興樣御歸陣之御祝儀へも出不申引籠被申に付て幽齋樣御搖にて宮津へ御出仕被成答に相極り申候事。

一色殿御打果被成候御座數、八疊數にて御座候、其間に一色殿同家老日置主殿助忠興樣御三人、一色殿と忠興樣向合にて御座候、主殿助忠興樣の右之脇に居申候、御腰の物左之勝手口より中島甚允持出申候が柄の勝手惡數置申候故、少被成にくき體米田宗堅見付、御肴持參被申御腰物にさわり被申候を御取直し被成候、御勝手能樣に御直しにて扨追取御拔き被成候、一色殿も脇差拔合被申候得共早速切付被成主殿方へ御向候得は主殿逃申候、一色殿は供之侍兩人引立屋數之外迄退被申候がとうとたをれ被申候時二に成果被申候事。

とあり又丹州三家物語にも

同十年九月八日五郎殿宮津の城へ望入ありて細川父子に對面あり、此時いまだ宮津の城ならずしてはか〳〵しき座席もなかりければ大手の內家臣有吉四郎右衞門の宅に於て五郎殿を饗應し酒宴に及ける、藤孝の杯を一色殿にさし給ふ五郎盃をりあげていたゞかむとせし時に忠興一色を討給ふ。かれあひすこし迦しけん弓手の肩を討れたり五郎もさすが壯士にて勇猛震といへども大勢出合取籠て終にうたれ給ひけり、痛はしかりし有樣なり五郎の扈從蘆屋千八金川與藤といふ者有かれら二人は常に身ちかくつかへし故此時も召具せられ次の間に有りけるが、兼て討手を忍し置一色殿と一同に二人者をも討せけろ（中略）一色方に十三人枕を竝て討れける生殘りたる一色衆皆弓木へ引取つて堅固に城をかためたり（中略）細川殿おもひの儘に滿信を討亡し其悅は限なし、然とは申せともさすが望の事なれば死骸を念比に納むへしと細川下知を加へちる、一色家數代の菩提所大圓山盛林寺に送り給ひける、住持趙室和尙念比に葬禮の儀式を行ひ法名は前一色賞雲源忠大禪定門と引導せられける。

如上の諸書孰れも義俊を慘害せるは宮津に於てなりしが如し、殊に細川忠興軍功記には

ゆみの木の城へは御舍弟玄蕃殿、松井殿、有吉殿、米田殿、其外御馬廻衆被仰付候、城中より申候は皆共は御打果被成候はゞ一色殿御內儀生害仕、其後皆共腹可仕候、御助被成候はゞ御內儀樣無事渡可被申と申に付何も御助被成に付極り城御請取被成候、米田助右衞門殿

は宮津無心元被存、鈴峠を西より上り被申候、眞下梶助は宮津を切拔けゆみの木を仕舞可申心懸、東より上り申候が峠にて助右衛門殿に渡合相果申候、最後之有樣を先年會津表へ御下りの時三雲樣へ助右衛門殿御咄被申候を承申候。

とあり尙ほ丹州三家物語には

一色殿の御內室宮津へかへり給し後、五郎殿のうたれ給ふ始終を聞給ひ、最後の時を思ひやり深く歎かせ給ひけり、過にし八日の卯の刻に妾に向ひて宣ひしは今日は細川殿に對面せん、我等が家と細川殿互の祖先は親しくて代々公方樣に仕へつゝ愛かしこの戰に互に賴み賴まれて力を合と相見えて古き文とも有ければ子孫の末とはなりぬれど昔を思へばなづかしきにかく親子の緣と成たりし宿緣の淺からぬふしぎさよと宣ひて、誠にいつもより睦しく馬鞍きれいによそほはせ弓木を出給ふ、去年の夏の五月のころ一色殿に參りし後かくにざ〳〵しき供人にて、いつ地へも出させ給ふことあらざれば、妾も一しほ嬉しくて城の窓より見送れば、須津の濱路過ぎ給ひ山路にかゝり給ひしがいまだ朝霧吹きはらはで、いとゞ幽に詠るに生茂りたる松蔭に見失ひまいらせて、供人も見えざれば心の內にあじきなく、そゞろに涙のこぼれしを忍びて人には見せねどもいまはしく思ひければ、杯を出させて女房たちをなぐさめしに、思ひの外の事あつて失せさせ給ふ哀しさよ、かようの企ありしとは自ら夢にも知られども、御最後の其時にさぞ恨み給ふべしと明暮歎かせ給ひけり。

と載せたり、從來俚俗の傳說によれば義俊船にて弓木を發し卽夕田邊城に入りて害せられしものとなせども、上揭諸書に據れば騎馬にて須津峠を超え宮津にて而かも細川の重臣有吉氏の館にて害せられしものとせざるを得ず、其の館の所在は猪岡山麓なる辻町近傍にありしと云ひ亦た鶴賀城三の丸は其の趾地なりとも傳ふ、後者從ふべきに似たりと雖も宮津舊記に

天正十二申年宮村八幡山に小城を築き田邊の城を嫡子越中守忠興に讓り藤孝は幽齋と名を改めて猪岡の八幡山に在城天正十七丑年迄六ケ年文祿元年八幡山の城を宮津濱手に引移し（中略）宮津市場の出張として細川幽齋の家士石井五右衛門を被差置ける云々。

の記事あり義俊誘殺は天正十年九月八日なりと云へば年曆より見るも將た前述義淸最後に奮戰の模樣より察するも場所は矢張り辻町近傍なりしといふを妥當とすべし。

第五款　地廻の名所

一、稻荷山遊園

城東村字獅子崎にありて波路の城塚山の山派に連り最高五百二尺、もと御立山なりしも維新の際官林となり明治三十六年拂下げを受けて今遊園地となせり。宮津鄕土誌　曰

稻荷山、城東村字獅子崎小字家の奥
維新前松平伯耆守御用炭林なりしが中古にして國有林となり後ち明治三十六年拂下となりしに付紀念として將來は稻荷山遊園地と爲さんと計畫中なりと。

二、火雨穴、重ね岩

上宮津に火雨の穴といふあり波路の鍵守神社裏に巖窟、有田に重ね岩といふあり。與謝郡誌　曰

上宮津村火雨の穴
上宮津村字喜多小字穴の谷に長方形石郭橫穴古墳あり俚俗往昔火の雨の降りしときに此に避けたりとて墳孔を火雨の穴と云ひ所在地を穴の谷と云ひ傳ふ。

城東の石窟
皆原村熊野神社の東方古墳二基を見るも崩壞して原形を存せず俚人も氣付かざるもゝ如し又字波路の向畑に僅小なる封土一基を見る恐らく石窟ならん。

波路の巖窟に就ては宮津府志に

府城東半里許波路村鍵守明神の境内にあり方四間餘の櫃の形したる石也半は山根に埋る石の半腹に割目ありて蓋したる如く俗に石のからと云ふ俗說ありといふも信じかたし。

有田の重ね岩は同書また

重れ岩、有田村瀧に至る山道右の方の山の上に在り方丈餘の石二つ重なりて恰かも甑を重れたる如し思ふに此岩昔は土中にありて山影土崩るゝに從つて自然に二石相重りたるものならむ。

三、普甲寺趾

上宮津字小田小字寺屋敷普賢堂はその昔普甲寺の遺跡なりと云ひまた延喜式神名帳に載する布甲神社の舊趾なりともいふ、丹後雜史一の宮別當大聖院元享年中千部經を修するの條に次の如く云へり。

一　人皇九十五代後醍醐帝元享年中記事　（成相寺ニ有リ）

大聖院毎年千部經修スト　（寺跡今海部飯屋數ニ屬シアリ）

元享八年

普甲寺　一　雲岩寺　二（岩屋）　施薬院　三　雄坂寺　四　佛性寺　五（如來院）　清國寺　六（河守至德院也）

闕寺　七　東西ノ談議所　二

同書　又曰

一　普甲寺、普賢道場ト云開山棄世上人（愚中餘抄ニ有）愚中者丹波天寧寺開山也此ニモ住スト云砂石集ニモ普甲ノ上人トアルハ此也、古伽藍地數ケ寺觀古趾山巓ノ東ニアリ礎石等アリ。

果して然らば吉野朝時代には相當榮へし寺院と見るべきなり。丹後舊事記　曰

普甲山、延喜式神名帳に與謝郡布甲神社と云を載せたり此社今定かならず、元享釋書に普甲寺と云ふ伽藍ありて慈雲と云高僧の住しけるよし此故に普甲山と呼ぶ、山の峯に宮津より二里の建石あり其東の山中に普甲寺の伽藍の舊跡あり是れ普賢の道場にして開山は棄世上人といふ、今も小き普賢堂あり棄世上人は愚中艸飯集に見えたり里俗の言傳へに普甲山昔大伽藍にて莊田貳萬石あり云々。

與謝郡誌　曰

普甲寺趾、上宮津村字小田小字寺屋敷にあり普賢菩薩を祭り大伽藍ありし由なるも、明應七年五月若狹の武田元信丹後の一色領土を犯し加佐郡を蹂躪して此地に入る、一色勢防戰力めたるも及ばずして敗死する者多く普甲寺普賢堂此役の兵燹にかゝる、後ち織田信長故ありて元龜二年比叡山延暦寺を燒き住僧遁れて西岩倉及び善峯寺に匿る、信長追て之を燒くや再び遁れて丹後普甲寺に隱る信長人を派して又之れを燒き普甲寺こゝに滅ぶと。

京都府中郡工手山内安藏氏より編者に宛てたる書信に次の文あり。

アル册子ヨリ次ノ文見受申候

昔丹後ノ普甲寺ニ深ク淨土ヲ願フ上人アリケリ年ノ始メハ世間亂ヒチシテサゾメクバワレモセントテ大晦日ノ夜ヒトリ使フ小法師ニ手紙ヲシタヽメ渡シテ翌ノ曉ニシカ〳〵セヨトキト言ヒ敎ヘテ本堂ニ泊リニヤリメ、小法師ハ元日ノ未ダ隅々ハ小暗キニ初鷄ノ聲ト同ジクガロト起キテ敎ノ如ク表門ヲ丁々ト敲ケバ內ヨリイヅコヨリト問フ時西方彌陀佛ヨリ年始ノ使僧ニ候ト答フルヨリ早ク上人裸足ニテ踊リ出テ門ノ扉ヲ左右ヘサト開キテ小法師ヲ上座ニ請ジテキノフノ手紙ヲトリテ恭シク戴キテ讀ミテ曰ク夫レ世界ハ衆苦充滿ニ候間早ク吾國ニ來ルベシ聖衆出迎シテ待入候ト讀ミ終リテヨヽト泣カレケルトカヤ此上人自ラ企ミ擕ヘタル悲ミニ自ラナゲキツヽ初春ノ淨衣ヲ絞リシダヽル涙ヲ見テ祝フトハ俗人ニ對シテ無常ヲ演ズルヲ禮トスルト聞クカラニ佛門ニ於テハ亂ノ骨張タルベケレ云々。

四、和泉式部庵跡

下宮津城東村字山中に和泉式部の庵跡と傳ふる處あり、近傍に淺黄櫻と楓樹あり寶篋印塔もあつて式部の墓地なりと傳ふるも定かならず。

丹後細見錄曰

式部櫻、今の宮津の巽の方二十餘町山中村といふ所にあり、爰の山端の畑中に和泉式部の宅地の跡とてあり、其岸に添て半枯の櫻一本あり民俗淺黄櫻なりと稱す、此一本は和泉式部手づから植えられしと傳ふ、保昌任國終て再び都に登りこされける頃式部は當國に居殘り海山の眺望を生涯の思ひ出に任せて、此國の大和哥を殘されよとあるを式部心憂く思ひて

いかにせんいかにすべきか世の中を　そむけば悲し住めば恨めし（金葉集）

斯く詠じつゝ板列の館を出で吉原の里山祇の神に參詣し思ふ事神に告て七日が程祈念ありけるとて仕への女に語らせける。

悪しかれと思はぬ山の峰にだに　たふなる物を人の願は

此願ひ終て後は仕への女か故郷なるまゝ吉原の里に隱れて有りけるとかや、其後兼房卿次の國司に下向ありて此由を聞て吉原の里へ尋ね入り和泉式部爰に住給ふよし傳聞て國づかさの者尋れ參らすとありければ式部は夢の心地せられて都人とやなしかつと柴の細戸を開き見るに思ひ懸ぬ兼房卿なるまゝ伴ひ入て物語ありける内保昌に忘れられて侍る頃兼房問ひ給ひければ詠る。

人知れす物思ふころは習ひにき　花に別れぬ春しなければ（詞花集）

兼房は式部の物語を世に痛ましく思ひて板列の館へ任國のうち和歌の閑談ありとかや、山中村の閑居も兼房の建立也式部の老を慰められしとかや。

夕くれは物思ふことの增日かと　我ならさらん人に問はゞや

春や來る花や咲くとも知らさりき　谷の底なる埋れ木の身は

是等の類ひは皆老の末此山中村閑居の述懷なり云々。

五、栗田名所

栗田名所の内に裏栗田卽ち宮津灣に面する部分に長濱、齒拔島、梶島等あり。梶島一に片島と云ひ宮津八景の一にして詩歌を存し、舊宮津藩の砲臺跡あり。丹哥府志には田井杜若を載せたり、沖に面せる部分に黑崎の櫻山、元田井の煤ヶ鼻、石斛山等あり。近傍一帶玲瓏玉の如き眞沙にて埋められ龍宮殿裡は斯くやと疑はる。小嶺を踰えて鈴振島を見、島裏の漁村を島蔭といふ、島蔭海濱は有名なる越濱にて玉砂一面に布きなし美觀得も謂はれず、栗田灣に面せる裏栗田には無双鼻の夢窻國師遺跡、塔ヶ鼻の八百比丘尼の塔などあやしき傳說ありて名高く足利初期に屬する寶篋印塔嵒上にあり、此の他戰國時代の砦跡は到る處に存在せるも今丹哥府志より其の概略を左に抄錄せんとす。

長濱

獅子崎村より獅子村に至る凡二十町其間白砂の濱なり是を長濱といふ、天橋と相對す。

齒拔島

砂の狀齒の如く其の色雪の如し齒拔砂といふ、好事者庭に敷く殊に佳なり。

梶島

梶島は田井村の出島なり、天橋記名所の部に之を出す、橋立案内志に興謝八景の詩歌を載す、片島の夕照は其一なり、又宇都宮由的の詩に梶島歸帆といふあり。

田井杜若

女島の側より田井村え越ゆる嶺の下に二町四方の池あり、在昔京極侯八ッ橋より杜若を移し植ゆ、近頃迄年々盛に開き感慨の心など興りしが追々田地となり、今は杜若の名のみ盛なり。

黒崎

南栗田嶺より北黒崎に至る凡三里北は伊根浦と對す、是より内を興謝の海といふ、清少納言の枕艸紙に所謂水は水海興謝の海とある是なり、是より以外は眇々たる大洋なり、是れを以て黒崎より東鷲崎に至る凡一里餘其間山水の奇險稻浦以西と異る事なし。

櫻山

黒崎の少し南に水走りといふ處あり、水走より南十町の處一山皆櫻の木なり、山水奇險の間に櫻花盛に開く其の色雪の如し、天地の間には奇なる處もあるものなり。

石斛山

田井村より嶺を越て煤が濱といふ處あり、其傍に數十丈の巖山あり石斛山といふ。山の上に他の草木を雜へず石斛生ず中には奇品もあるよし、只嶮崛にして攀易からず、煤が濱より東に向ひて坂二ッ三ッ斗越へて嶋蔭村に至る凡十町其の間の山水得て説くへからす。

鈴振嶋

鈴振島は嶋蔭村の出島なり、島の上に白山權現を安置す。

越濱

吾丹後に於て濱に名あるもの凡五ヶ所、五色濱なり、水晶濱なり、太鼓濱なり、琴彈濱なり、越濱なり、外に由良濱、網野濱、橋濱の如きは唯大なるのみ遊散の地にあらず、越濱といふは此濱より直に越前の山見ゆるを以て名とすといふ。東西七八町南北一町餘玉砂の間に種々の貝殼を交ゆ、或は赤或は紫或は五色を兼ねるものあり亦是産物の一なり。

巖門

斷岸數十丈相對して狀門の如し巖門といふ、泊村にある處と異れり。和布、海そうめん、海苔、もづく、右の四品は泊村より往々之を出す、獨り巖門の前後のみならず、されども越濱來遊のもの手づから採る處なり、蓋し遊中の一興なり、よつて錄す。

夢窟の鼻

越濱より宿野村に至る凡四五町其間は平地なり、是より東に山あり夢窟山といふ、東の方海え出る凡一里餘其鼻を夢窟ケ鼻といふ。東金崎と相對す、是より内を栗田の入海とす。

夢窟國師の庵跡

夢窟國師の庵跡といふもの口碑に傳ふれともいまた實否を知らす、夢窟國師の弟子妙葩春屋といふものあり、曾て都にあつて憤ることありよつて丹後に來りしばらく山居せしぬ、後圓融院康暦元年閏四月十四日丹後より京に歸り南禪寺に住す遂に相國寺の開山とそなりぬと舊記に見へたり、或は是等を誤り傳ふるならんといふ其庵跡といふ處より今に茶碗など出るよし。

八百比丘尼の塔

庵跡の南塔か鼻といふ所にあり、若州神明山八百姫宮の緣起云八百姫といふは若狹の國祖荒磯命の苗裔なり、父を高橋長者といふ、容姿美麗なれとも曾て婚を肯せす自ら髪を剃て諸國を巡遊して塔を建つ、若し破壞の堂社あれば是を修造し通路の絶へたる處あれば橋を架す、又人氣の惡しき處は順和の道を示し或は十年或は二十年爰に留り彼に留り諸國に跡を殘し玉ふ、後に若狹に歸り後瀬の山中に天照皇大神宮豐受皇の宮あり其側に庵を結び兩宮に仕へ玉ふ、遂に其麓にある岩穴の内に入定す、毎に椿の花を好ませ玉ふとて山に多く椿を植ゆ、よつて八百姫の宮を玉椿の宮と稱す。抑も八百姫は容姿毎に十七八歳の如く曾てかわらす、よつて當時の人目して白比丘尼、童の尼又は長良の尼なとといふ、人皇四十二代文武天皇の御宇に生れて壽を保つ凡八百歳是を以て又八百比丘尼と稱す。

小倉筑前守の城墟

宿野村の後山、小倉筑前守は小倉幡磨守の一族なり、其城墟より左の方谷道少し行て堀江伊豫守の城墟あり郭のかたち今に殘る、又同し山の續きに保昌の館跡といふものあり、いかなる事を誤り傳て此處にいふや詳ならす。

河島備前守城墟
高妻山といふ所にあり。

第六款　宮津府刑城

一、宮津小倉城

宮津の城としては丹後御檀家帳宮津の條に

一　宮津の御城
國の御奉行也
小倉とのの
和田三郎右衛門殿　小倉孫介殿　おくら殿御そうしやおさな也
小倉清左衛門殿　小倉孫八郎殿
此外小倉殿御同名御内衆あまたあり

の記事あり、此の小倉氏は一色五家の重臣にして其の名田數帳にも見ゆる處なるが、其の據つて以て金城鐵壁と爲したる所謂宮津の御城は、吾人の此に言はんと欲する所謂宮津城とは全然異り、今上宮津村字喜多にある山砦にして、戰國時代通有の掻上げともいふべきものなり。降つて戰國末葉宮津築城のこと諸書に見ゆるも、是れまた下宮津村（現今城東村）猪岡八幡山のことにして同じく山砦とすべきものなり。丹後雜史に

一　宮津城、天正五年長岡父子入二此國一時一色家世々傳來在城弓木村ニアリ長岡八幡山宮津城ニ館スト見ヘタリ云々。

とあるも、宮津事跡記卷一長岡父子丹後入國の條に

上宮津の北猪の岡八幡山に陣を取ると雖も未だ城郭の普請成就致さず内に一色に相ひ隨ふ足利の殘徒等押し寄せ相戰ふ云々。

となす、また貝原益軒の天橋記には

宮津城、又は舞鶴城といふ地形の似たる故也、此城天正五年長岡氏入國八幡山に城取有といへども城樓を構へず此所に館を構て居す其後田邊に移る、家老米田宗堅を此の館に留て近郷の政事を執らしむ云々。

となして八幡山に館を構へて政令を布きしやうに記せるも如何にや、抑も細川父子入國の當初は先づ丹後の中央部を占領して、一色勢を兩斷せんと欲して普甲嶺より宮津に入り、此八幡山に據りしも一色勢の爲めに双方より夾擊せられて果さず、一たび丹波に退きて後加佐郡に入り、謀を以て義道を亡し更に義俊を誘殺して西漸し、再び此地に來りしは事實なるも八幡山上に城樓居館を築きしとは首肯しかたく、要するに前者上宮津城も後者下宮津城も、共に天然の地形を利用し、山嶽の一部に手工を加へて障砦と爲したるのにして、城主以下一族多くは山麓に居住し、一朝有事の際に據りしものなるよりすれば、永久築城にあらざるや論なし。

また與謝郡誌曰

小倉城趾、上宮津村字喜多にあり、地要害にして普甲嶺を扼するに嵶强の場所なり一色の重臣小倉播磨守之れに據る、小倉は田數帳御檀家帳ともに其名見え殊に御檀家には「宮津の御城國の御奉行也小倉どの小倉孫介殿小倉孫八郎殿此外小倉殿御同名御内衆あまたあり」と云ひ栗田の上司一城の主河島左衛門尉殿小倉殿御内の人また同村小田の城主堀江新左衛門尉殿小倉殿御内の人等の記事あり餘ほど榮えた

るを察すべし、一色軍記丹後野乘等に名高き小倉播磨守は天正六年十月細川藤孝忠興父子丹後を兩斷せんとして先づ猪の岡に據らんとするや、小倉先づ之を支へ栗田各所の一族阿蘇内濃の諸將橋北岱岸の將卒等力を合せて之を擊退せしも不幸播磨守父子は其月十七日討死し下宮津大久保なる菩提所盛林寺に葬る云々。

小倉氏落城の後は城山を西に超えて香河の谷に忍びたりとの口碑あり現今香河日晩寺に於ける小倉氏山崎氏は其後裔なりと云へるも如何にや、同地安田荒神俚俗小倉荒神と呼べるが其神祠の棟札に次の記事あり。

干茲小倉播磨守の家老に山崎左近將監と云者あり實は播磨守の五男に而有けるが故あつて家臣山崎玄蕃の養子となりて山崎左近將監光教と名乘る、武功大に有り其後天正十一癸未年八月十四日故あつて香河村に住居し百姓農作を營みける、小倉播磨守遺言有て右播磨守一代念持の神安田荒神を拜領して則我住居の邊りに社を建て朝夕祈念致しける、山崎氏の子孫香河村にあり山崎氏の菩提所は同村慈雲寺是也

蓋し細川氏一色を殲滅して再び猪岡の八幡山に據りしも蕞爾たる宮村辻の谷の一小館にて外敵に備ふるに足らず、終に居を宮津川尻の濱手に移し田邊城に倣て繩張せしものなるべし、宮津事跡記にも

下宮津の市場は爲陣代石井五右衛門を被差置、有吉將監は加悅庄陣代、松井四郎右衛門事佐渡守は久美濱の庄陣代に置藤孝剃髮して玄旨法印幽齋と改め隱居被成、田邊の本城は嫡子越中守忠興に讓り、玄蕃頭興元には吉原の地を畧山と改め同所の館を爲守、幽齋は宮津市場石井五郎右衛門と同居云々。

下宮津市場の東、宮津川河口に城地を相し館を構へて石井を居らしめ後米田壹岐守宗賢をして守らしむ、

丹後雜史に曰ふ

一　長岡藤孝公、同越中守忠興公領ニ此國ニ天正十年九月ヨリ也十一年入ニ田邊城ニ本城トス俗ニ田邊コシト云宮津城ハ家老米田宗堅ヲシテ守ラシム云々

米田の留りし宮津の館は京極氏の代に至りて家臣落合内匠之れに居り、近郷に令せしを元和以後規模を擴張し、濠を鑿ち櫓を構へしもの卽ち此に所謂舞鶴城なり。

二、舞鶴城の築造

城郭の地域に下宮津村の鍛冶町。獵師町、宮村、惣村、波路村等の各部落に跨り、下宮津千九百五十二石九斗一升の内四百五十六石八斗六升三合の分を城地とす。宮津舊記に

文祿元辰年八幡山の城を宮津濱手に引移し本丸間數平均三千百八十坪東西六十間餘、同年町家中地割被仰付町方地子上納方被仰出藩中屋敷高四百五十六石八斗六升三合除地ニ相成云々。

となし又宮津事跡記には

文祿元壬辰に至り宮津町家中地割被仰出御家中屋敷地高四百五十六石八斗六升三合除地ニ相成町地子高貳百拾八石五斗六升二合、但町屋敷之儀は田中村、惣村、皆原村右三ヶ村御高之内也云々。

と載す、蓋し細川藤孝致仕の後隱棲の地を此に卜し、兼ねて石井米田等の事務所を置きしとするも、地割仰出され高四百五十六石何斗御家中屋敷除地に相成云々は臆劫なり、恐らく丹後の知府を將來此に開かんと欲したるなるべし、慶長五年細川氏豐前に去り京極高知信濃より來りて田邊に居り後此に移り城を築く、藩翰譜卷七上に

京極侍從丹後守源高知、（中略）丹後國を賜ふて十二萬七千石丹後守になされて此度の功を賞せらる、高知田邊の城を毀ち宮津の城を築きて住ひ大阪前後の軍して元和六年八月十二日五十一歲にして卒し子息三人に所領を分ち讓る云々。

此の田邊の城を毀ち宮津の城を築き云々は奇異に似たりと雖も、有名なる黑金門など田邊の城より引移し

たるものなれは全然否認すべきにあらず、併し宮津府志によれば、

慶長五庚子冬信州高遠より田邊城に移る、丹後一國十二萬三千石を領す。在城二十二年元和八壬戌八月十二日卒す、遺命して二男修理太夫高三行初高に三萬五千石を分與し田邊城に居らしめ猶子主膳正高信一作高通爲三男者非也一萬三千石を分ち中郡峰山の館に移らしめ殘り七萬三千石を以て長子采女正高廣後任丹後守又改高政に與へ同國與謝郡宮津庄に新城を築きて移らしむ。

このことは丹哥府志にも

元和八年京極丹後守高廣初めて城郭を築く於是市場の名を改め宮津といふ。寛文六丙午年高廣の子高國故あつて所領沒收せらる、始め元和八年高廣初めて城郭を築きてより今茲に午年に至る凡四十五年。

といふ、惟ふに高知三子あり、妾腹の子を田邊に遣し猶子高道を峯山に送り、次男高廣を嫡子として家を繼がしめしは諸書の一致する所なるが、高知晩年高廣を具して宮津に居りしと見るは過當にあらざるべく、隨つてその城郭も高知の方寸によりて劃定せられ、高廣の代に至り父の遺志を繼ぎて完成せしものと見るを至當とすべし。

此の城一に舞鶴城と云ふ、其の名義に就ては藤原成粲天橋立遊草曰

度二橋旅一瀰登達二嶽上一、四顧二大枝一鱗屹刺レ目、獨如レ不レ可レ撮二其髻一何、側有レ泉曰二增井一清潔寒二於氷一、邦諷增勝相通蓋以レ勝二於井水一而命レ之。將レ下東北望二宮津城一樓臺百雉擊二粉壁於松梢一、猶二一大鶴舒二翼千雲間一號曰二舞鶴城一。城外海水湧沃經二稻浦一遂二千經岬一、金烏射レ潮白沫撲レ面思二遊路在一此神如レ飛云々

また鶴賀城ともいふ。女子校編纂郷土誌に曰

舞鶴城と稱する所以は京極侯入城の節書甲峠の頂より宮津を眺むる時は宮津の平野を貫流する宮津川脊柱を爲し海に近く平野ありて恰も

宮津鶴賀城畫

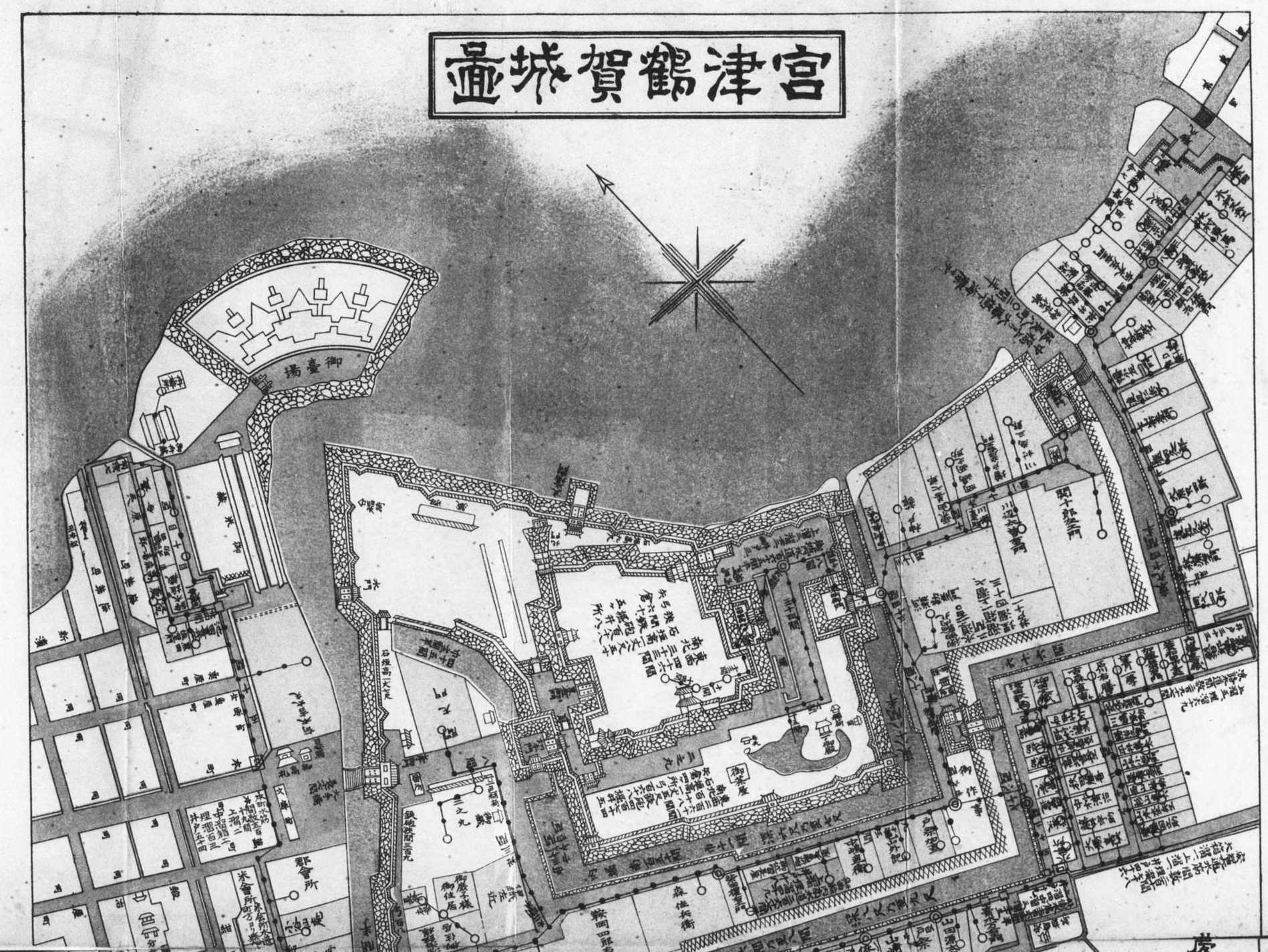
御臺場
鉄砲稽古場
石垣高二丈九尺
大手門
表門
裏門
表御殿
奥御殿
御茶屋
御作事
御厩
御長屋
御住居
御長屋
森作左衛門
鍛冶屋
大工
米蔵
米會所
郡會所
大手通
鍛冶屋通
鍛冶屋町
本町
上新二丁目
中新二丁目
下新二丁目
上新三丁目
中新三丁目
下新三丁目
上新四丁目
中新四丁目
下新四丁目
上新五丁目
中新五丁目
下新五丁目
上新六丁目
中新六丁目
下新六丁目
上新七丁目
中新七丁目
下新七丁目
上新八丁目
中新八丁目
下新八丁目
上新九丁目
中新九丁目
下新九丁目
上新十丁目
中新十丁目
下新十丁目
上新十一丁目
中新十一丁目
下新十一丁目
上新十二丁目
中新十二丁目
下新十二丁目
上新十三丁目
中新十三丁目
下新十三丁目
上新十四丁目
中新十四丁目
下新十四丁目
上新十五丁目
中新十五丁目
下新十五丁目
上新十六丁目
中新十六丁目
下新十六丁目
上新十七丁目
中新十七丁目
下新十七丁目
上新十八丁目
中新十八丁目
下新十八丁目
上新十九丁目
中新十九丁目
下新十九丁目
上新二十丁目
中新二十丁目
下新二十丁目
上新二十一丁目
中新二十一丁目
下新二十一丁目
上新二十二丁目
中新二十二丁目
下新二十二丁目
上新二十三丁目
中新二十三丁目
下新二十三丁目
上新二十四丁目
中新二十四丁目
下新二十四丁目
上新二十五丁目
中新二十五丁目
下新二十五丁目
上新二十六丁目
中新二十六丁目
下新二十六丁目
上新二十七丁目
中新二十七丁目
下新二十七丁目
上新二十八丁目
中新二十八丁目
下新二十八丁目
上新二十九丁目
中新二十九丁目
下新二十九丁目
上新三十丁目
中新三十丁目
下新三十丁目
上新三十一丁目
中新三十一丁目
下新三十一丁目
上新三十二丁目
中新三十二丁目
下新三十二丁目
上新三十三丁目
中新三十三丁目
下新三十三丁目
上新三十四丁目
中新三十四丁目
下新三十四丁目
上新三十五丁目
中新三十五丁目
下新三十五丁目
上新三十六丁目
中新三十六丁目
下新三十六丁目
上新三十七丁目
中新三十七丁目
下新三十七丁目
上新三十八丁目
中新三十八丁目
下新三十八丁目
上新三十九丁目
中新三十九丁目
下新三十九丁目
上新四十丁目
中新四十丁目
下新四十丁目
上新四十一丁目
中新四十一丁目
下新四十一丁目
上新四十二丁目
中新四十二丁目
下新四十二丁目
上新四十三丁目
中新四十三丁目
下新四十三丁目
上新四十四丁目
中新四十四丁目
下新四十四丁目
上新四十五丁目
中新四十五丁目
下新四十五丁目
上新四十六丁目
中新四十六丁目
下新四十六丁目
上新四十七丁目
中新四十七丁目
下新四十七丁目
上新四十八丁目
中新四十八丁目
下新四十八丁目
上新四十九丁目
中新四十九丁目
下新四十九丁目
上新五十丁目
中新五十丁目
下新五十丁目
上新五十一丁目
中新五十一丁目
下新五十一丁目
上新五十二丁目
中新五十二丁目
下新五十二丁目
上新五十三丁目
中新五十三丁目
下新五十三丁目
上新五十四丁目
中新五十四丁目
下新五十四丁目
上新五十五丁目
中新五十五丁目
下新五十五丁目
上新五十六丁目
中新五十六丁目
下新五十六丁目
上新五十七丁目
中新五十七丁目
下新五十七丁目
上新五十八丁目
中新五十八丁目
下新五十八丁目
上新五十九丁目
中新五十九丁目
下新五十九丁目
上新六十丁目
中新六十丁目
下新六十丁目
上新六十一丁目
中新六十一丁目
下新六十一丁目
上新六十二丁目
中新六十二丁目
下新六十二丁目
上新六十三丁目
中新六十三丁目
下新六十三丁目
上新六十四丁目
中新六十四丁目
下新六十四丁目
上新六十五丁目
中新六十五丁目
下新六十五丁目
上新六十六丁目
中新六十六丁目
下新六十六丁目
上新六十七丁目
中新六十七丁目
下新六十七丁目
上新六十八丁目
中新六十八丁目
下新六十八丁目
上新六十九丁目
中新六十九丁目
下新六十九丁目
上新七十丁目
中新七十丁目
下新七十丁目
上新七十一丁目
中新七十一丁目
下新七十一丁目
上新七十二丁目
中新七十二丁目
下新七十二丁目
上新七十三丁目
中新七十三丁目
下新七十三丁目
上新七十四丁目
中新七十四丁目
下新七十四丁目
上新七十五丁目
中新七十五丁目
下新七十五丁目
上新七十六丁目
中新七十六丁目
下新七十六丁目
上新七十七丁目
中新七十七丁目
下新七十七丁目
上新七十八丁目
中新七十八丁目
下新七十八丁目
上新七十九丁目
中新七十九丁目
下新七十九丁目
上新八十丁目
中新八十丁目
下新八十丁目
上新八十一丁目
中新八十一丁目
下新八十一丁目
上新八十二丁目
中新八十二丁目
下新八十二丁目
上新八十三丁目
中新八十三丁目
下新八十三丁目
上新八十四丁目
中新八十四丁目
下新八十四丁目
上新八十五丁目
中新八十五丁目
下新八十五丁目
上新八十六丁目
中新八十六丁目
下新八十六丁目
上新八十七丁目
中新八十七丁目
下新八十七丁目
上新八十八丁目
中新八十八丁目
下新八十八丁目
上新八十九丁目
中新八十九丁目
下新八十九丁目
上新九十丁目
中新九十丁目
下新九十丁目
上新九十一丁目
中新九十一丁目
下新九十一丁目
上新九十二丁目
中新九十二丁目
下新九十二丁目
上新九十三丁目
中新九十三丁目
下新九十三丁目
上新九十四丁目
中新九十四丁目
下新九十四丁目
上新九十五丁目
中新九十五丁目
下新九十五丁目
上新九十六丁目
中新九十六丁目
下新九十六丁目
上新九十七丁目
中新九十七丁目
下新九十七丁目
上新九十八丁目
中新九十八丁目
下新九十八丁目
上新九十九丁目
中新九十九丁目
下新九十九丁目
上新百丁目
中新百丁目
下新百丁目
上新百一丁目
中新百一丁目
下新百一丁目
上新百二丁目
中新百二丁目
下新百二丁目
上新百三丁目
中新百三丁目
下新百三丁目
上新百四丁目
中新百四丁目
下新百四丁目
上新百五丁目
中新百五丁目
下新百五丁目
上新百六丁目
中新百六丁目
下新百六丁目
上新百七丁目
中新百七丁目
下新百七丁目
上新百八丁目
中新百八丁目
下新百八丁目
上新百九丁目
中新百九丁目
下新百九丁目
上新百十丁目
中新百十丁目
下新百十丁目
上新百十一丁目
中新百十一丁目
下新百十一丁目
上新百十二丁目
中新百十二丁目
下新百十二丁目
上新百十三丁目
中新百十三丁目
下新百十三丁目
上新百十四丁目
中新百十四丁目
下新百十四丁目
上新百十五丁目
中新百十五丁目
下新百十五丁目
上新百十六丁目
中新百十六丁目
下新百十六丁目
上新百十七丁目
中新百十七丁目
下新百十七丁目
上新百十八丁目
中新百十八丁目
下新百十八丁目
上新百十九丁目
中新百十九丁目
下新百十九丁目
上新百二十丁目
中新百二十丁目
下新百二十丁目
上新百二十一丁目
中新百二十一丁目
下新百二十一丁目
上新百二十二丁目
中新百二十二丁目
下新百二十二丁目
上新百二十三丁目
中新百二十三丁目
下新百二十三丁目
上新百二十四丁目
中新百二十四丁目
下新百二十四丁目
上新百二十五丁目
中新百二十五丁目
下新百二十五丁目
上新百二十六丁目
中新百二十六丁目
下新百二十六丁目
上新百二十七丁目
中新百二十七丁目
下新百二十七丁目
上新百二十八丁目
中新百二十八丁目
下新百二十八丁目
上新百二十九丁目
中新百二十九丁目
下新百二十九丁目
上新百三十丁目
中新百三十丁目
下新百三十丁目
上新百三十一丁目
中新百三十一丁目
下新百三十一丁目
上新百三十二丁目
中新百三十二丁目
下新百三十二丁目
上新百三十三丁目
中新百三十三丁目
下新百三十三丁目
上新百三十四丁目
中新百三十四丁目
下新百三十四丁目
上新百三十五丁目
中新百三十五丁目
下新百三十五丁目
上新百三十六丁目
中新百三十六丁目
下新百三十六丁目
上新百三十七丁目
中新百三十七丁目
下新百三十七丁目
上新百三十八丁目
中新百三十八丁目
下新百三十八丁目
上新百三十九丁目
中新百三十九丁目
下新百三十九丁目
上新百四十丁目
中新百四十丁目
下新百四十丁目
上新百四十一丁目
中新百四十一丁目
下新百四十一丁目
上新百四十二丁目
中新百四十二丁目
下新百四十二丁目
上新百四十三丁目
中新百四十三丁目
下新百四十三丁目
上新百四十四丁目
中新百四十四丁目
下新百四十四丁目
上新百四十五丁目
中新百四十五丁目
下新百四十五丁目
上新百四十六丁目
中新百四十六丁目
下新百四十六丁目
上新百四十七丁目
中新百四十七丁目
下新百四十七丁目
上新百四十八丁目
中新百四十八丁目
下新百四十八丁目
上新百四十九丁目
中新百四十九丁目
下新百四十九丁目
上新百五十丁目
中新百五十丁目
下新百五十丁目
上新百五十一丁目
中新百五十一丁目
下新百五十一丁目
上新百五十二丁目
中新百五十二丁目
下新百五十二丁目
上新百五十三丁目
中新百五十三丁目
下新百五十三丁目
上新百五十四丁目
中新百五十四丁目
下新百五十四丁目
上新百五十五丁目
中新百五十五丁目
下新百五十五丁目
上新百五十六丁目
中新百五十六丁目
下新百五十六丁目
上新百五十七丁目
中新百五十七丁目
下新百五十七丁目
上新百五十八丁目
中新百五十八丁目
下新百五十八丁目
上新百五十九丁目
中新百五十九丁目
下新百五十九丁目
上新百六十丁目
中新百六十丁目
下新百六十丁目
上新百六十一丁目
中新百六十一丁目
下新百六十一丁目
上新百六十二丁目
中新百六十二丁目
下新百六十二丁目
上新百六十三丁目
中新百六十三丁目
下新百六十三丁目
上新百六十四丁目
中新百六十四丁目
下新百六十四丁目
上新百六十五丁目
中新百六十五丁目
下新百六十五丁目
上新百六十六丁目
中新百六十六丁目
下新百六十六丁目
上新百六十七丁目
中新百六十七丁目
下新百六十七丁目
上新百六十八丁目
中新百六十八丁目
下新百六十八丁目
上新百六十九丁目
中新百六十九丁目
下新百六十九丁目
上新百七十丁目
中新百七十丁目
下新百七十丁目
上新百七十一丁目
中新百七十一丁目
下新百七十一丁目
上新百七十二丁目
中新百七十二丁目
下新百七十二丁目
上新百七十三丁目
中新百七十三丁目
下新百七十三丁目
上新百七十四丁目
中新百七十四丁目
下新百七十四丁目
上新百七十五丁目
中新百七十五丁目
下新百七十五丁目
上新百七十六丁目
中新百七十六丁目
下新百七十六丁目
上新百七十七丁目
中新百七十七丁目
下新百七十七丁目
上新百七十八丁目
中新百七十八丁目
下新百七十八丁目
上新百七十九丁目
中新百七十九丁目
下新百七十九丁目
上新百八十丁目
中新百八十丁目
下新百八十丁目
上新百八十一丁目
中新百八十一丁目
下新百八十一丁目
上新百八十二丁目
中新百八十二丁目
下新百八十二丁目
上新百八十三丁目
中新百八十三丁目
下新百八十三丁目
上新百八十四丁目
中新百八十四丁目
下新百八十四丁目
上新百八十五丁目
中新百八十五丁目
下新百八十五丁目
上新百八十六丁目
中新百八十六丁目
下新百八十六丁目
上新百八十七丁目
中新百八十七丁目
下新百八十七丁目
上新百八十八丁目
中新百八十八丁目
下新百八十八丁目
上新百八十九丁目
中新百八十九丁目
下新百八十九丁目
上新百九十丁目
中新百九十丁目
下新百九十丁目
上新百九十一丁目
中新百九十一丁目
下新百九十一丁目
上新百九十二丁目
中新百九十二丁目
下新百九十二丁目
上新百九十三丁目
中新百九十三丁目
下新百九十三丁目
上新百九十四丁目
中新百九十四丁目
下新百九十四丁目
上新百九十五丁目
中新百九十五丁目
下新百九十五丁目
上新百九十六丁目
中新百九十六丁目
下新百九十六丁目
上新百九十七丁目
中新百九十七丁目
下新百九十七丁目
上新百九十八丁目
中新百九十八丁目
下新百九十八丁目
上新百九十九丁目
中新百九十九丁目
下新百九十九丁目
上新二百丁目
中新二百丁目
下新二百丁目
上新二百一丁目
中新二百一丁目
下新二百一丁目
上新二百二丁目
中新二百二丁目
下新二百二丁目
上新二百三丁目
中新二百三丁目
下新二百三丁目
上新二百四丁目
中新二百四丁目
下新二百四丁目
上新二百五丁目
中新二百五丁目
下新二百五丁目
上新二百六丁目
中新二百六丁目
下新二百六丁目
上新二百七丁目
中新二百七丁目
下新二百七丁目
上新二百八丁目
中新二百八丁目
下新二百八丁目
上新二百九丁目
中新二百九丁目
下新二百九丁目
上新二百十丁目
中新二百十丁目
下新二百十丁目
上新二百十一丁目
中新二百十一丁目
下新二百十一丁目
上新二百十二丁目
中新二百十二丁目
下新二百十二丁目
上新二百十三丁目
中新二百十三丁目
下新二百十三丁目
上新二百十四丁目
中新二百十四丁目
下新二百十四丁目
上新二百十五丁目
中新二百十五丁目
下新二百十五丁目
上新二百十六丁目
中新二百十六丁目
下新二百十六丁目
上新二百十七丁目
中新二百十七丁目
下新二百十七丁目
上新二百十八丁目
中新二百十八丁目
下新二百十八丁目
上新二百十九丁目
中新二百十九丁目
下新二百十九丁目
上新二百二十丁目
中新二百二十丁目
下新二百二十丁目
上新二百二十一丁目
中新二百二十一丁目
下新二百二十一丁目
上新二百二十二丁目
中新二百二十二丁目
下新二百二十二丁目
上新二百二十三丁目
中新二百二十三丁目
下新二百二十三丁目
上新二百二十四丁目
中新二百二十四丁目
下新二百二十四丁目
上新二百二十五丁目
中新二百二十五丁目
下新二百二十五丁目
上新二百二十六丁目
中新二百二十六丁目
下新二百二十六丁目
上新二百二十七丁目
中新二百二十七丁目
下新二百二十七丁目
上新二百二十八丁目
中新二百二十八丁目
下新二百二十八丁目
上新二百二十九丁目
中新二百二十九丁目
下新二百二十九丁目
上新二百三十丁目
中新二百三十丁目
下新二百三十丁目
上新二百三十一丁目
中新二百三十一丁目
下新二百三十一丁目
上新二百三十二丁目
中新二百三十二丁目
下新二百三十二丁目
上新二百三十三丁目
中新二百三十三丁目
下新二百三十三丁目
上新二百三十四丁目
中新二百三十四丁目
下新二百三十四丁目
上新二百三十五丁目
中新二百三十五丁目
下新二百三十五丁目
上新二百三十六丁目
中新二百三十六丁目
下新二百三十六丁目
上新二百三十七丁目
中新二百三十七丁目
下新二百三十七丁目
上新二百三十八丁目
中新二百三十八丁目
下新二百三十八丁目
上新二百三十九丁目
中新二百三十九丁目
下新二百三十九丁目
上新二百四十丁目
中新二百四十丁目
下新二百四十丁目
上新二百四十一丁目
中新二百四十一丁目
下新二百四十一丁目
上新二百四十二丁目
中新二百四十二丁目
下新二百四十二丁目
上新二百四十三丁目
中新二百四十三丁目
下新二百四十三丁目
上新二百四十四丁目
中新二百四十四丁目
下新二百四十四丁目
上新二百四十五丁目
中新二百四十五丁目
下新二百四十五丁目
上新二百四十六丁目
中新二百四十六丁目
下新二百四十六丁目
上新二百四十七丁目
中新二百四十七丁目
下新二百四十七丁目
上新二百四十八丁目
中新二百四十八丁目
下新二百四十八丁目
上新二百四十九丁目
中新二百四十九丁目
下新二百四十九丁目
上新二百五十丁目
中新二百五十丁目
下新二百五十丁目
上新二百五十一丁目
中新二百五十一丁目
下新二百五十一丁目
上新二百五十二丁目
中新二百五十二丁目
下新二百五十二丁目
上新二百五十三丁目
中新二百五十三丁目
下新二百五十三丁目
上新二百五十四丁目
中新二百五十四丁目
下新二百五十四丁目
上新二百五十五丁目
中新二百五十五丁目
下新二百五十五丁目
上新二百五十六丁目
中新二百五十六丁目
下新二百五十六丁目
上新二百五十七丁目
中新二百五十七丁目
下新二百五十七丁目
上新二百五十八丁目
中新二百五十八丁目
下新二百五十八丁目
上新二百五十九丁目
中新二百五十九丁目
下新二百五十九丁目
上新二百六十丁目
中新二百六十丁目
下新二百六十丁目
上新二百六十一丁目
中新二百六十一丁目
下新二百六十一丁目
上新二百六十二丁目
中新二百六十二丁目
下新二百六十二丁目
上新二百六十三丁目
中新二百六十三丁目
下新二百六十三丁目
上新二百六十四丁目
中新二百六十四丁目
下新二百六十四丁目
上新二百六十五丁目
中新二百六十五丁目
下新二百六十五丁目
上新二百六十六丁目
中新二百六十六丁目
下新二百六十六丁目
上新二百六十七丁目
中新二百六十七丁目
下新二百六十七丁目
上新二百六十八丁目
中新二百六十八丁目
下新二百六十八丁目
上新二百六十九丁目
中新二百六十九丁目
下新二百六十九丁目
上新二百七十丁目
中新二百七十丁目
下新二百七十丁目
上新二百七十一丁目
中新二百七十一丁目
下新二百七十一丁目
上新二百七十二丁目
中新二百七十二丁目
下新二百七十二丁目
上新二百七十三丁目
中新二百七十三丁目
下新二百七十三丁目
上新二百七十四丁目
中新二百七十四丁目
下新二百七十四丁目
上新二百七十五丁目
中新二百七十五丁目
下新二百七十五丁目
上新二百七十六丁目
中新二百七十六丁目
下新二百七十六丁目
上新二百七十七丁目
中新二百七十七丁目
下新二百七十七丁目
上新二百七十八丁目
中新二百七十八丁目
下新二百七十八丁目
上新二百七十九丁目
中新二百七十九丁目
下新二百七十九丁目
上新二百八十丁目
中新二百八十丁目
下新二百八十丁目
上新二百八十一丁目
中新二百八十一丁目
下新二百八十一丁目
上新二百八十二丁目
中新二百八十二丁目
下新二百八十二丁目
上新二百八十三丁目
中新二百八十三丁目
下新二百八十三丁目
上新二百八十四丁目
中新二百八十四丁目
下新二百八十四丁目
上新二百八十五丁目
中新二百八十五丁目
下新二百八十五丁目
上新二百八十六丁目
中新二百八十六丁目
下新二百八十六丁目
上新二百八十七丁目
中新二百八十七丁目
下新二百八十七丁目
上新二百八十八丁目
中新二百八十八丁目
下新二百八十八丁目
上新二百八十九丁目
中新二百八十九丁目
下新二百八十九丁目
上新二百九十丁目
中新二百九十丁目
下新二百九十丁目
上新二百九十一丁目
中新二百九十一丁目
下新二百九十一丁目
上新二百九十二丁目
中新二百九十二丁目
下新二百九十二丁目
上新二百九十三丁目
中新二百九十三丁目
下新二百九十三丁目
上新二百九十四丁目
中新二百九十四丁目
下新二百九十四丁目
上新二百九十五丁目
中新二百九十五丁目
下新二百九十五丁目
上新二百九十六丁目
中新二百九十六丁目
下新二百九十六丁目
上新二百九十七丁目
中新二百九十七丁目
下新二百九十七丁目
上新二百九十八丁目
中新二百九十八丁目
下新二百九十八丁目
上新二百九十九丁目
中新二百九十九丁目
下新二百九十九丁目
上新三百丁目
中新三百丁目
下新三百丁目
上新三百一丁目
中新三百一丁目
下新三百一丁目
上新三百二丁目
中新三百二丁目
下新三百二丁目
上新三百三丁目
中新三百三丁目
下新三百三丁目
上新三百四丁目
中新三百四丁目
下新三百四丁目
上新三百五丁目
中新三百五丁目
下新三百五丁目
上新三百六丁目
中新三百六丁目
下新三百六丁目
上新三百七丁目
中新三百七丁目
下新三百七丁目
上新三百八丁目
中新三百八丁目
下新三百八丁目
上新三百九丁目
中新三百九丁目
下新三百九丁目
上新三百十丁目
中新三百十丁目
下新三百十丁目
上新三百十一丁目
中新三百十一丁目
下新三百十一丁目
上新三百十二丁目
中新三百十二丁目
下新三百十二丁目
上新三百十三丁目
中新三百十三丁目
下新三百十三丁目
上新三百十四丁目
中新三百十四丁目
下新三百十四丁目
上新三百十五丁目
中新三百十五丁目
下新三百十五丁目
上新三百十六丁目
中新三百十六丁目
下新三百十六丁目
上新三百十七丁目
中新三百十七丁目
下新三百十七丁目
上新三百十八丁目
中新三百十八丁目
下新三百十八丁目
上新三百十九丁目
中新三百十九丁目
下新三百十九丁目
上新三百二十丁目
中新三百二十丁目
下新三百二十丁目
上新三百二十一丁目
中新三百二十一丁目
下新三百二十一丁目
上新三百二十二丁目
中新三百二十二丁目
下新三百二十二丁目
上新三百二十三丁目
中新三百二十三丁目
下新三百二十三丁目
上新三百二十四丁目
中新三百二十四丁目
下新三百二十四丁目
上新三百二十五丁目
中新三百二十五丁目
下新三百二十五丁目
上新三百二十六丁目
中新三百二十六丁目
下新三百二十六丁目
上新三百二十七丁目
中新三百二十七丁目
下新三百二十七丁目
上新三百二十八丁目
中新三百二十八丁目
下新三百二十八丁目
上新三百二十九丁目
中新三百二十九丁目
下新三百二十九丁目
上新三百三十丁目
中新三百三十丁目
下新三百三十丁目
上新三百三十一丁目
中新三百三十一丁目
下新三百三十一丁目
上新三百三十二丁目
中新三百三十二丁目
下新三百三十二丁目
上新三百三十三丁目
中新三百三十三丁目
下新三百三十三丁目
上新三百三十四丁目
中新三百三十四丁目
下新三百三十四丁目
上新三百三十五丁目
中新三百三十五丁目
下新三百三十五丁目
上新三百三十六丁目
中新三百三十六丁目
下新三百三十六丁目
上新三百三十七丁目
中新三百三十七丁目
下新三百三十七丁目
上新三百三十八丁目
中新三百三十八丁目
下新三百三十八丁目
上新三百三十九丁目
中新三百三十九丁目
下新三百三十九丁目
上新三百四十丁目
中新三百四十丁目
下新三百四十丁目
上新三百四十一丁目
中新三百四十一丁目
下新三百四十一丁目
上新三百四十二丁目
中新三百四十二丁目
下新三百四十二丁目
上新三百四十三丁目
中新三百四十三丁目
下新三百四十三丁目
上新三百四十四丁目
中新三百四十四丁目
下新三百四十四丁目
上新三百四十五丁目
中新三百四十五丁目
下新三百四十五丁目
上新三百四十六丁目
中新三百四十六丁目
下新三百四十六丁目
上新三百四十七丁目
中新三百四十七丁目
下新三百四十七丁目
上新三百四十八丁目
中新三百四十八丁目
下新三百四十八丁目
上新三百四十九丁目
中新三百四十九丁目
下新三百四十九丁目
上新三百五十丁目
中新三百五十丁目
下新三百五十丁目
上新三百五十一丁目
中新三百五十一丁目
下新三百五十一丁目
上新三百五十二丁目
中新三百五十二丁目
下新三百五十二丁目
上新三百五十三丁目
中新三百五十三丁目
下新三百五十三丁目
上新三百五十四丁目
中新三百五十四丁目
下新三百五十四丁目
上新三百五十五丁目
中新三百五十五丁目
下新三百五十五丁目
上新三百五十六丁目
中新三百五十六丁目
下新三百五十六丁目
上新三百五十七丁目
中新三百五十七丁目
下新三百五十七丁目
上新三百五十八丁目
中新三百五十八丁目
下新三百五十八丁目
上新三百五十九丁目
中新三百五十九丁目
下新三百五十九丁目
上新三百六十丁目
中新三百六十丁目
下新三百六十丁目
上新三百六十一丁目
中新三百六十一丁目
下新三百六十一丁目
上新三百六十二丁目
中新三百六十二丁目
下新三百六十二丁目
上新三百六十三丁目
中新三百六十三丁目
下新三百六十三丁目
上新三百六十四丁目
中新三百六十四丁目
下新三百六十四丁目
上新三百六十五丁目
中新三百六十五丁目
下新三百六十五丁目
上新三百六十六丁目
中新三百六十六丁目
下新三百六十六丁目
上新三百六十七丁目
中新三百六十七丁目
下新三百六十七丁目
上新三百六十八丁目
中新三百六十八丁目
下新三百六十八丁目
上新三百六十九丁目
中新三百六十九丁目
下新三百六十九丁目
上新三百七十丁目
中新三百七十丁目
下新三百七十丁目
上新三百七十一丁目
中新三百七十一丁目
下新三百七十一丁目
上新三百七十二丁目
中新三百七十二丁目
下新三百七十二丁目
上新三百七十三丁目
中新三百七十三丁目
下新三百七十三丁目
上新三百七十四丁目
中新三百七十四丁目
下新三百七十四丁目
上新三百七十五丁目
中新三百七十五丁目
下新三百七十五丁目
上新三百七十六丁目
中新三百七十六丁目
下新三百七十六丁目
上新三百七十七丁目
中新三百七十七丁目
下新三百七十七丁目
上新三百七十八丁目
中新三百七十八丁目
下新三百七十八丁目
上新三百七十九丁目
中新三百七十九丁目
下新三百七十九丁目
上新三百八十丁目
中新三百八十丁目
下新三百八十丁目
上新三百八十一丁目
中新三百八十一丁目
下新三百八十一丁目
上新三百八十二丁目
中新三百八十二丁目
下新三百八十二丁目
上新三百八十三丁目
中新三百八十三丁目
下新三百八十三丁目
上新三百八十四丁目
中新三百八十四丁目
下新三百八十四丁目
上新三百八十五丁目
中新三百八十五丁目
下新三百八十五丁目
上新三百八十六丁目
中新三百八十六丁目
下新三百八十六丁目
上新三百八十七丁目
中新三百八十七丁目
下新三百八十七丁目
上新三百八十八丁目
中新三百八十八丁目
下新三百八十八丁目
上新三百八十九丁目
中新三百八十九丁目
下新三百八十九丁目
上新三百九十丁目
中新三百九十丁目
下新三百九十丁目
上新三百九十一丁目
中新三百九十一丁目
下新三百九十一丁目
上新三百九十二丁目
中新三百九十二丁目
下新三百九十二丁目
上新三百九十三丁目
中新三百九十三丁目
下新三百九十三丁目
上新三百九十四丁目
中新三百九十四丁目
下新三百九十四丁目
上新三百九十五丁目
中新三百九十五丁目
下新三百九十五丁目
上新三百九十六丁目
中新三百九十六丁目
下新三百九十六丁目
上新三百九十七丁目
中新三百九十七丁目
下新三百九十七丁目
上新三百九十八丁目
中新三百九十八丁目
下新三百九十八丁目
上新三百九十九丁目
中新三百九十九丁目
下新三百九十九丁目
上新四百丁目
中新四百丁目
下新四百丁目
上新四百一丁目
中新四百一丁目
下新四百一丁目
上新四百二丁目
中新四百二丁目
下新四百二丁目
上新四百三丁目
中新四百三丁目
下新四百三丁目
上新四百四丁目
中新四百四丁目
下新四百四丁目
上新四百五丁目
中新四百五丁目
下新四百五丁目
上新四百六丁目
中新四百六丁目
下新四百六丁目
上新四百七丁目
中新四百七丁目
下新四百七丁目
上新四百八丁目
中新四百八丁目
下新四百八丁目
上新四百九丁目
中新四百九丁目
下新四百九丁目
上新四百十丁目
中新四百十丁目
下新四百十丁目
上新四百十一丁目
中新四百十一丁目
下新四百十一丁目
上新四百十二丁目
中新四百十二丁目
下新四百十二丁目
上新四百十三丁目
中新四百十三丁目
下新四百十三丁目
上新四百十四丁目
中新四百十四丁目
下新四百十四丁目
上新四百十五丁目
中新四百十五丁目
下新四百十五丁目
上新四百十六丁目
中新四百十六丁目
下新四百十六丁目
上新四百十七丁目
中新四百十七丁目
下新四百十七丁目
上新四百十八丁目
中新四百十八丁目
下新四百十八丁目
上新四百十九丁目
中新四百十九丁目
下新四百十九丁目
上新四百二十丁目
中新四百二十丁目
下新四百二十丁目
上新四百二十一丁目
中新四百二十一丁目
下新四百二十一丁目
上新四百二十二丁目
中新四百二十二丁目
下新四百二十二丁目
上新四百二十三丁目
中新四百二十三丁目
下新四百二十三丁目
上新四百二十四丁目
中新四百二十四丁目
下新四百二十四丁目
上新四百二十五丁目
中新四百二十五丁目
下新四百二十五丁目
上新四百二十六丁目
中新四百二十六丁目
下新四百二十六丁目
上新四百二十七丁目
中新四百二十七丁目
下新四百二十七丁目
上新四百二十八丁目
中新四百二十八丁目
下新四百二十八丁目
上新四百二十九丁目
中新四百二十九丁目
下新四百二十九丁目
上新四百三十丁目
中新四百三十丁目
下新四百三十丁目
上新四百三十一丁目
中新四百三十一丁目
下新四百三十一丁目
上新四百三十二丁目
中新四百三十二丁目
下新四百三十二丁目
上新四百三十三丁目
中新四百三十三丁目
下新四百三十三丁目
上新四百三十四丁目
中新四百三十四丁目
下新四百三十四丁目
上新四百三十五丁目
中新四百三十五丁目
下新四百三十五丁目
上新四百三十六丁目
中新四百三十六丁目
下新四百三十六丁目
上新四百三十七丁目
中新四百三十七丁目
下新四百三十七丁目
上新四百三十八丁目
中新四百三十八丁目
下新四百三十八丁目
上新四百三十九丁目
中新四百三十九丁目
下新四百三十九丁目
上新四百四十丁目
中新四百四十丁目
下新四百四十丁目
上新四百四十一丁目
中新四百四十一丁目
下新四百四十一丁目
上新四百四十二丁目
中新四百四十二丁目
下新四百四十二丁目
上新四百四十三丁目
中新四百四十三丁目
下新四百四十三丁目
上新四百四十四丁目
中新四百四十四丁目
下新四百四十四丁目
上新四百四十五丁目
中新四百四十五丁目
下新四百四十五丁目
上新四百四十六丁目
中新四百四十六丁目
下新四百四十六丁目
上新四百四十七丁目
中新四百四十七丁目
下新四百四十七丁目
上新四百四十八丁目
中新四百四十八丁目
下新四百四十八丁目
上新四百四十九丁目
中新四百四十九丁目
下新四百四十九丁目
上新四百五十丁目
中新四百五十丁目
下新四百五十丁目
上新四百五十一丁目
中新四百五十一丁目
下新四百五十一丁目
上新四百五十二丁目
中新四百五十二丁目
下新四百五十二丁目
上新四百五十三丁目
中新四百五十三丁目
下新四百五十三丁目
上新四百五十四丁目
中新四百五十四丁目
下新四百五十四丁目
上新四百五十五丁目
中新四百五十五丁目
下新四百五十五丁目
上新四百五十六丁目
中新四百五十六丁目
下新四百五十六丁目
上新四百五十七丁目
中新四百五十七丁目
下新四百五十七丁目
上新四百五十八丁目
中新四百五十八丁目
下新四百五十八丁目
上新四百五十九丁目
中新四百五十九丁目
下新四百五十九丁目
上新四百六十丁目
中新四百六十丁目
下新四百六十丁目
上新四百六十一丁目
中新四百六十一丁目
下新四百六十一丁目
上新四百六十二丁目
中新四百六十二丁目
下新四百六十二丁目
上新四百六十三丁目
中新四百六十三丁目
下新四百六十三丁目
上新四百六十四丁目
中新四百六十四丁目
下新四百六十四丁目
上新四百六十五丁目
中新四百六十五丁目
下新四百六十五丁目
上新四百六十六丁目
中新四百六十六丁目
下新四百六十六丁目
上新四百六十七丁目
中新四百六十七丁目
下新四百六十七丁目
上新四百六十八丁目
中新四百六十八丁目
下新四百六十八丁目
上新四百六十九丁目
中新四百六十九丁目
下新四百六十九丁目
上新四百七十丁目
中新四百七十丁目
下新四百七十丁目
上新四百七十一丁目
中新四百七十一丁目
下新四百七十一丁目
上新四百七十二丁目
中新四百七十二丁目
下新四百七十二丁目
上新四百七十三丁目
中新四百七十三丁目
下新四百七十三丁目
上新四百七十四丁目
中新四百七十四丁目
下新四百七十四丁目
上新四百七十五丁目
中新四百七十五丁目
下新四百七十五丁目
上新四百七十六丁目
中新四百七十六丁目
下新四百七十六丁目
上新四百七十七丁目
中新四百七十七丁目
下新四百七十七丁目
上新四百七十八丁目
中新四百七十八丁目
下新四百七十八丁目
上新四百七十九丁目
中新四百七十九丁目
下新四百七十九丁目
上新四百八十丁目
中新四百八十丁目
下新四百八十丁目
上新四百八十一丁目
中新四百八十一丁目
下新四百八十一丁目
上新四百八十二丁目
中新四百八十二丁目
下新四百八十二丁目
上新四百八十三丁目
中新四百八十三丁目
下新四百八十三丁目
上新四百八十四丁目
中新四百八十四丁目
下新四百八十四丁目
上新四百八十五丁目
中新四百八十五丁目
下新四百八十五丁目
上新四百八十六丁目
中新四百八十六丁目
下新四百八十六丁目
上新四百八十七丁目
中新四百八十七丁目
下新四百八十七丁目
上新四百八十八丁目
中新四百八十八丁目
下新四百八十八丁目
上新四百八十九丁目
中新四百八十九丁目
下新四百八十九丁目
上新四百九十丁目
中新四百九十丁目
下新四百九十丁目
上新四百九十一丁目
中新四百九十一丁目
下新四百九十一丁目
上新四百九十二丁目
中新四百九十二丁目
下新四百九十二丁目
上新四百九十三丁目
中新四百九十三丁目
下新四百九十三丁目
上新四百九十四丁目
中新四百九十四丁目
下新四百九十四丁目
上新四百九十五丁目
中新四百九十五丁目
下新四百九十五丁目
上新四百九十六丁目
中新四百九十六丁目
下新四百九十六丁目
上新四百九十七丁目
中新四百九十七丁目
下新四百九十七丁目
上新四百九十八丁目
中新四百九十八丁目
下新四百九十八丁目
上新四百九十九丁目
中新四百九十九丁目
下新四百九十九丁目
上新五百丁目
中新五百丁目
下新五百丁目
上新五百一丁目
中新五百一丁目
下新五百一丁目
上新五百二丁目
中新五百二丁目
下新五百二丁目
上新五百三丁目
中新五百三丁目
下新五百三丁目
上新五百四丁目
中新五百四丁目
下新五百四丁目
上新五百五丁目
中新五百五丁目
下新五百五丁目
上新五百六丁目
中新五百六丁目
下新五百六丁目
上新五百七丁目
中新五百七丁目
下新五百七丁目
上新五百八丁目
中新五百八丁目
下新五百八丁目
上新五百九丁目
中新五百九丁目
下新五百九丁目
上新五百十丁目
中新五百十丁目
下新五百十丁目
上新五百十一丁目
中新五百十一丁目
下新五百十一丁目
上新五百十二丁目
中新五百十二丁目
下新五百十二丁目
上新五百十三丁目
中新五百十三丁目
下新五百十三丁目
上新五百十四丁目
中新五百十四丁目
下新五百十四丁目
上新五百十五丁目
中新五百十五丁目
下新五百十五丁目
上新五百十六丁目
中新五百十六丁目
下新五百十六丁目
上新五百十七丁目
中新五百十七丁目
下新五百十七丁目
上新五百十八丁目
中新五百十八丁目
下新五百十八丁目
上新五百十九丁目
中新五百十九丁目
下新五百十九丁目
上新五百二十丁目
中新五百二十丁目
下新五百二十丁目
上新五百二十一丁目
中新五百二十一丁目
下新五百二十一丁目
上新五百二十二丁目
中新五百二十二丁目
下新五百二十二丁目
上新五百二十三丁目
中新五百二十三丁目
下新五百二十三丁目
上新五百二十四丁目
中新五百二十四丁目
下新五百二十四丁目
上新五百二十五丁目
中新五百二十五丁目
下新五百二十五丁目
上新五百二十六丁目
中新五百二十六丁目
下新五百二十六丁目
上新五百二十七丁目
中新五百二十七丁目
下新五

宮津鶴賀城圖

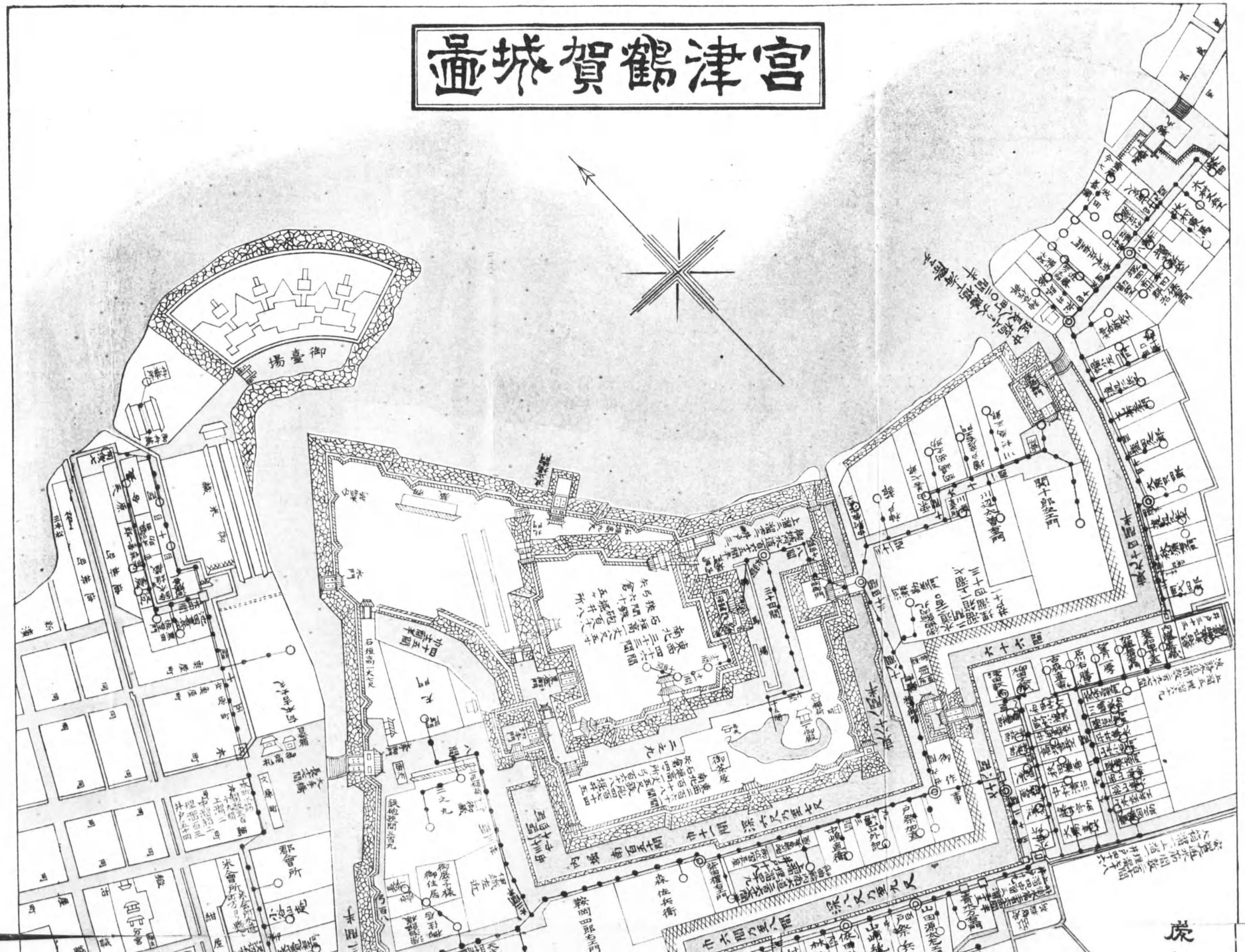

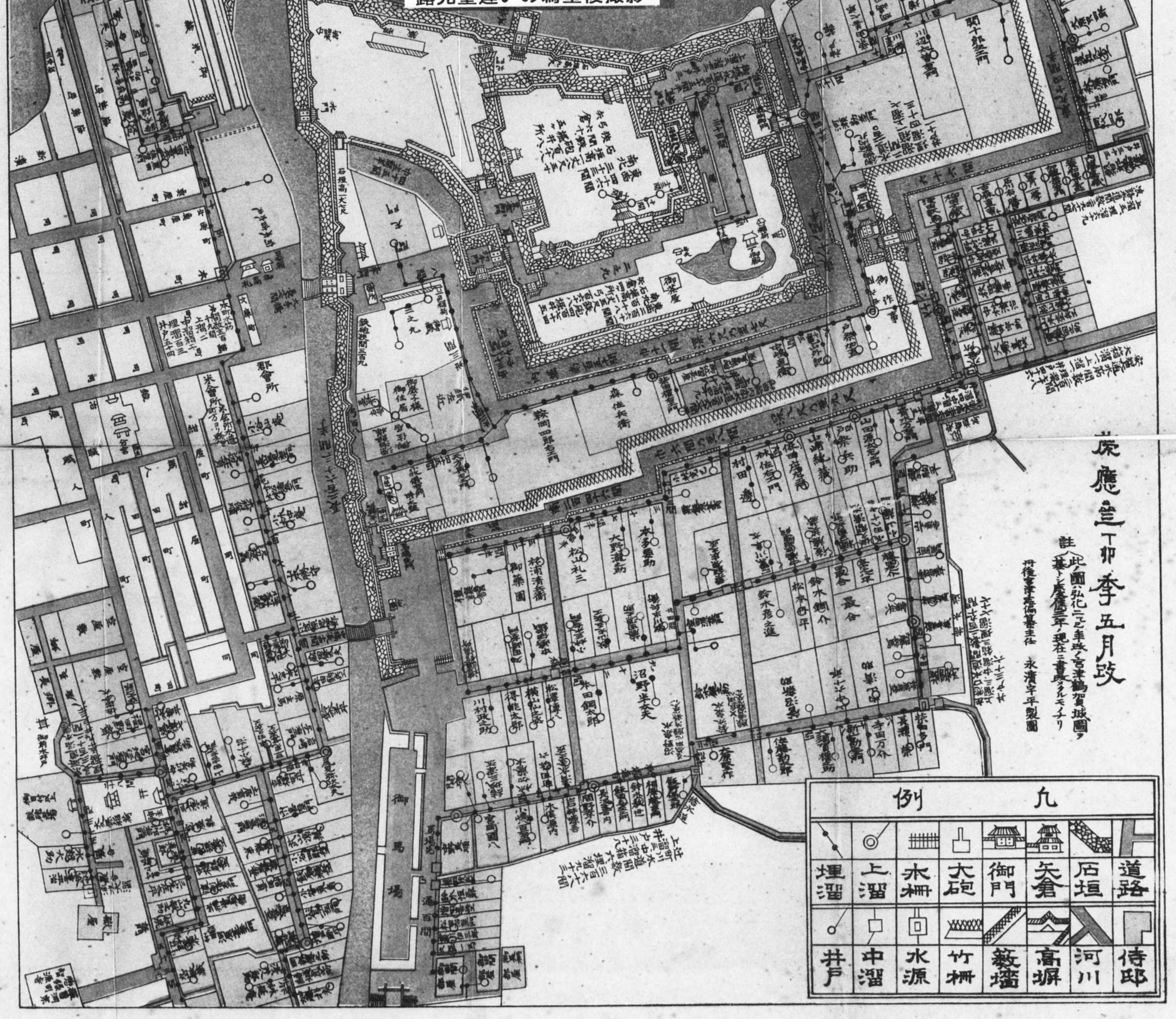

廣應寺平五月政

註 此圖弘化二乙巳年政宮津鶴賀城圖ヲ基トシ慶應三年ノ現在ニ書改タルモノナリ

明後宮津藩儒墓主任　永濱宇平製圖

至當とすべし。

此の城一に舞鶴城と云ふ、其の名義に就ては藤原成桑天橋立遊草　曰

度橋底二浦ノ鯛登絶ニ溢上ニ四顧ニ大枝ノ峻嶋刻目、瑤如ノ不ノ可ノ攀其何ノ、側有ノ泉曰ニ增井ノ清澄等ニ於茶ニ、邦諷增牌相銀遊以ノ時ニ於井水耐命ノ之ニ時ノ下東北望ニ宮津城ノ樓雲百堞ノ紛壁於松梢ノ鶴ニ一大鶴舒ニ翼千雲間ノ號曰ニ舞鶴城ノ城外海水引沢經ニ鶴浦ノ接千經岬ノ金二烏射ノ潮白浪撲ニ面思ニ澄路在ノ此間ノ如ノ飛云々

また鶴賀城ともいふ。女子校編纂郷土誌に曰

舞鶴城と稱する所以は京極侯入城の節普甲峠の頂より宮津を眺むる時は宮津の平野を貫流する宮津川脊柱を爲し海に近く平野ありて恰も

慶應三丁卯年五月改

註此圖弘化二乙巳年改宮津鶴賀城圖ヲ基トシ慶應三年ノ現在ニ書改タルモノナリ

前後宮津藩偏纂主任　永濱宇平製圖

凡例

道路　侍邸　石垣　河川　矢倉　高塀　御門　藪墻　大砲　竹柵　水柵　水源　上溜　中溜　埋溜　井戸

御馬場

郡會所

米會所

鉄砲稽古場　東西三十三間半　石垣高サ七尺　通百間

森伝兵衛　鞍岡四郎右衛門　村田逸　林佐左衛門　依田彦右衛門　山田源左衛門　山崎紀藏　祭兵助　青木左右衛門　大野龍助　本多豊助　松平礼三　松浦清左衛門　御藥園　沼野半左衛門　横山左衛門　得能太郎　川村政助　鈴木鋼介　松本四平　鈴木彦之進　最合　寺田万介　新勘右衛門　佐藤勘助　柴田多門　長谷善内　岩崎彦右衛門　宮崎國八　馬場光

例

此の城一に雛鶴城と云ふ、其の名義に就ては藤原成棄天橋立遊草、曰

至當とすべし。

此の城一に雛鶴城と云ふ、其の名義に就ては藤原成棄天橋立遊草、曰

度橋旅二日、雛登連、溜上、西顧、大枝、嶮峭剣目、瞰如、不可攀、其麓、何、側有、泉曰、増井、清潔寒、於氷、邦諺増勝相通、蓋以、勝、於井水、而命、之、、将、下東北望、宮津城、樓櫓百雉、撃、粉壁、於松梢、稍、一大鶴舒翼、于雲間、號曰、舞鶴城、城外海水、沃、経、稲浦、連、于経岬、、金烏射、潮白沫、撲、面思、遊路在、此、静如、飛云々

また鶴賀城ともいふ。女子校編纂郷土誌に曰

舞鶴城と稱する所以は京極氏入城の節曾甲峠の頂より宮津を眺むる時は宮津の平野を貫流する宮津川脊柱を爲し海に近く平野ありて恰も

鶴の翼翼を張れるが如し而して川口に城あつて嘴を爲す依てこの城を舞鶴城と名付くと（中略）

其城域は現に鶴賀町と稱せられ外濠の内全部を占む、蓋本庄宗資城内に築山穿池を作り祖公を祀りて昌國大明神といふ一之御殿卽是なり、嘉永年間本庄宗秀其山を稱して鶴駕山といふ、之れ江戸城中に德川氏の祖先を祀れる紅葉山に擬せしなり（因云文久年間砂山を龜丘と稱せしはこの鶴駕山に對して銘名せしものなり）卽ち此の鶴駕山の名に因みて駕を賀に替へて鶴賀町と稱せるなり、本丸は今の男子校の敷地の邊なり。

以上宮津城は宮津川中橋以北右岸に位し北方海に臨み、東西四町南北三町その中央海手に方一町半回字形の石壘を圍むに内外二重の濠を以てし、兩濠とも宮津川の水を引入れて一方海に通じ、内濠四町半外濠延長八町二間城域大凡四萬坪なりしといふ。

三、舞鶴城の設備

宮津城は西面にして大手口を宮津町肆に向て開く、宮津川を深八九尺以上に浚渫して西側外濠に充用し石垣高十七尺以上築立てゝ正面櫓門を設け、大手橋長十四間を以て通ず。（寫眞參照）南方宮津川中橋詰より惣口橋を經て東方大膳橋口海に注ぐまで八町二間半幅六間乃至八間深八九尺宮津川の水を湛へて舟を通ずべく、高十尺内外の土居を築きて外敵に備へ、大手橋北方水門より入りて南に次に東に更に北に直角を畫きて四丁二十九間幅十間乃至十二間深六七尺堀りて内濠とす、四壁石壘高十五尺塀を設け四隅櫓を構ふ。此の中央東西四十六間南北三十六間高十八尺の石壘を築き塀を設け櫓を構へ鐵門によりて大手口に通ず、之れを本丸となす、本丸外南側二の丸を設け、二の丸より内濠を隔てゝ西方大手に亙り之れを三の丸といふ。

當城築成に關し丹哥府志に八地藏のことを載す。丹哥府志、曰

元和年中京極高廣城郭を築くの日乾の石垣風波のために壞れて遂に落成せず於是波路村の修驗此所は龍神の祟あり人柱を沈めざれば落成せまじといふ、されど石垣斗りのために人命を失ふことはなり難ければ其儘にぞなりける、折ふし八藏といふ者ありて數ならぬ我一人の命を奉りて此の城の落成することならば衆人のためなりとて海中へ飛入り遂に溺死せり其後石垣成就の頃八藏菩提のために石地藏八體を造立し給ふ、今城内にある石地藏是なりと語り傳ふ。

此の事は宮津事跡記にもありて前章八地藏の條に既に掲げたり。然るに宮津鄉土誌智源寺の條に

智源寺、京極高廣の開基にて開山を心庵禪師といふ、高廣宮津に移り新に城を築かんと欲し其萬代堅固のためとて人柱を立つるの可否を心庵禪師に問ふ（時に禪師は田邊城下なる天香山桂林寺にありて高廣は毎に相往來して法語を聞き歸服せしに依つて其可否を禪師に問しなり）禪師曰く築城の爲め罪なき人を殺すは人情に忍びざる所にして又佛の道の許さゞる所なりとて大ひに其の不可なるを說く、高廣卽ち其の言を容れ禪師の說に因り石に佛の像を刻み以て人柱に代へ四本柱の許に埋む（此石の一個今寺院に保存せり）

とあり。いま鶴賀町元切戸門（所謂太皷御門）内東側に小字を構へて石地藏を安置し、龕前に「太皷門地藏堂云々」の銘ある元祿型鍔口を吊るしあるより見れば何か緣由あるに似たりと雖も堂内外には人體等重また等身と認むべき地藏像は見當らず、前說何れを是とすべきや、蓋し後者に從ふべきに似たり、而して此の城の結構に就ては丹後宮津記　曰

一城、平山城凌堅大手は西向本丸は多門造り天守はなし、本丸櫓五ヶ所に曲輪一重櫓四ヶ所黑鐵門等有り。大手門切手門鐵門中大手門鐘樓門波路門切戸櫓門駒之爪門水番所京口門勘定所門燈消藏波路米倉鳴崎米藏舟着番所河原町般攻番所有十七ヶ所足輕番所也其内大手門中大手門（今の太皷門なり）波路門此三ヶ所は上番所有之侍番所相勤むる時の鐘は往昔京極氏之時なる鐘撞門に有而時之太皷は奥平昌春之代に至而元祿十四年十二月十八日中大手門之側に太皷櫓を經營ありて今打也。

また丹後考の問答欄に

問　舊宮津城本丸二の丸及び三の丸構造大略は如何

答　封建時代の城地測量は現今の要塞地帶法の如く制裁あつて詳細に測定する事を得ず、其の大要左の如し。

本丸、東西凡そ四町十六間餘南北三町三間餘、石垣高壹丈八尺五寸程、同狹間鐵砲百八十八、弓六十壹、井戸八ヶ所

二の丸、石垣高壹丈五尺程、同狹間鐵砲四百七十四、弓百六十八、井戸五ヶ所。

堀廻四町半廿九間一尺五寸餘、深六尺乃至七尺程幅十二間餘、現今大手川に屬する部分堀三町半廿三間二尺餘、大手橋長サ拾二間幅二丈六尺。

東西四町南北三町は城郭全部の廣袤にして本丸は中央回字形石壘内のみにて、廓外東西五十一間南北四十一間廓内東西四十六間南北三十六間なりと見るべし、築城の大工棟梁は現今栗田村字上司宮崎仁兵衞氏祖先なりとて同氏今大工仁兵衞之系圖を保存せるが其の系圖の序に曰

抑も宮崎仁兵衞淸長は京極修理太夫高知の臣工なり寛永二年國を分ち丹後守高廣は宮津に舞鶴城を築給ふ、其因に頭領を撰み給へば諸臣曰く京口を召して頭領とし給ふべし、其時仁兵衞曰くたとへ京都に住する共工道に不錬なるは鄙工なり我若年より田邊に住せしと雖も工道において何の聞き事あらん願くは我に頭領仰付らるべし、高廣卽ち仁兵衞を三頭領の第一とし給ふ、仁兵衞普請の因に尺杖三本を用意しける二本は我屋にかくし置て一本を出して用ゆ、或時外用あつて尺杖を暫く作事所に置き用終りて我屋にかへり其尺杖をひかへにくらべ見れば歩半斗短しそれはおさめて又長き尺杖を出し用ゆ、俟工ども傍に笑ふ、棟上に至りて仁兵衞恥辱を取るべしと既に柱立に及て一々組立たつるに繩墨少しもたがはず普請成就せり棟上畢功その後仁兵衞卽ち三本の尺杖を出して右の件を語りければ俟工おそれて皆々逐電せり寛文六丙午年五月京極丹後守高廣の子高國南郡へ遠流の後仁兵衞の子孫當所に來りて住居し其胤今に傳はりて大工仁兵衞といふなり

寶曆十庚卯歲正月吉　心休軒書

而して此の城建築の材料は地方在來の槇を用ひたりしとて丹後考問答欄に次の記事あり

寛永年間の築造に係る舊宮津城の松の間海棠の間藤の間鷹の間鶴の間唐門玄關落縁等の建材及び同時代の築造に係る社寺其他は何れも槇材を使用しありたるも其の丹後にありや他國より運搬し來りたる木材なりや否を詳にせず疑因となりしが去る明治四十年八月二十五日大風雨山岳崩壊の當時如願寺山崩より埋木の槇發見したり因て丹後に往古槇林ありし證徴とするに足れり。

然るに田邊藩の舊語集記には田邊城の所々を取毀ちて宮津に引き移したる趣を載せ次の如く云へり。

一　櫓門高塀一ヶ所淺無石垣所々崩れ三丸東方南の方三四ヶ所も七八間程宛引崩れ本丸鳥之門黒金門と云由宮津え引取玄關前之門に建今以有鐵物ひしと打丈夫成門也當城根城成故安知御疾石垣を崩し門を引取られし由傳説也玄關前之門は御使者に罷越見受候。

之れによれば藩翰譜の田邊城を毀ち宮津城を築くといへることに相ひ槌を打つことゝなれり、惟ふに要所の營造物は高知自ら移したるなるへし。此の他斷片的のものに。

丹後宮津記　曰

一　根米藏二ヶ所波路島崎兩所澤手際に築出し一廓を構其内に土藏數戸前有年貢米悉此所え令收納家中物成等蔵米を以分與之。

宮津事跡記　曰

御城時之鐘寛永二十年癸未春御鑄立に相成り夫より日々御用ひに相成申候

同書また安政三年島崎砲臺築造のこを載するも記事の都合上後章に讓ることゝす、兎も角築城に關しては舊記乏しく僅かに如上概要を捕捉するのみ、明治廢藩により城また廢れ、取毀たれて今は殆んど形迹を認むべからず。女子校郷土誌に

宮津城主累代此の城に據りしも明治五年城地は毀たれて畑さなりあたら嚴めしき鐵門も多門櫓も古道具屋の爲めに破壊せられ三百年來土下座せし主人公今や其の片影を認むる能はず、唯内濠の一部分と外濠及び一之御殿を廻らせし小池とを存するのみ一之御殿の前に架しありし橋は櫻山本莊宗秀及宗武公の墳墓の前にあるものこれなり、多門櫓に用ゐられし石垣は大なりしため永く保存しありしが監獄署の地盤を固むるために運搬せられて今や其の形なし。

是れ大正四年の記事なるが鐵道開通によりて其の所謂一の御殿の池は宮津驛の正面に該當し之れより二の丸趾を貫通して大手橋へ大道路開鑿せられたれば愈々以て舊影を辿りがたし、城外侍屋敷及び城下防備等に關しては別紙圖面を展開すべし。

城内の施設、殿内の配備は機密に屬するもの多く本來披露せざるを普通とす、當城また此の御多分に漏れず、丹後宮津記に曰

殿中の間數八十五間有り其内松之間海棠之間藤之間は總金張付、雁の間鶴の間玉取の間は土佐家極彩色、七賢の間三笑の間等は狩野家墨繪、長床の間に八間の床あり云々。

寛政十年改丹州宮津御城御座敷繪圖の註記また同文を載せたり、田邊府志及び田邊孝子傳の挿圖によれば田邊城内には猶草葺の建物を見受るも、益軒の天橋記及智恩寺の古圖等に依て見るに當城内には瓦葺のみにて草葺の建物はあらざりしが如し、最も三の丸以南外濠に沿へる邸宅の或特殊の一小部分及び郭外侍屋敷の分は格別とす。

また城内の設備に最も重要にして最も機密を要したりしは水道にして、殿内相互若しくは本丸二の丸間また二の丸三の丸間其の他臣家甲邸より乙邸へ、若しくは甲乙丙丁交互水路を通じ、籠城、火災、その他有事に

備へて遺算なきを期せしが如く、此水道圖は今郡衙に保存せり、今本志の爲めに前掲城郭圖に併記し其記事の要點を次に採錄す。

一、西安智大通水筋間數貳百拾間

大溜箱　壹　上ケ溜　壹　埋溜　七拾八　井戸　四拾六

一、御曲輪内南側水道（右水安智外側角水番所前ゟ北惣口御門上御廓ニ入）間數貳百六拾七間半

上ケ溜　壹　埋溜　四拾九　井戸　拾八

一、御曲輪内北側水道（右水御作事ニテ分水）間數貳百貳間

大溜箱　壹　上ケ溜　七　埋溜　四拾參　井戸　拾壹

一、御城内水道（右水不明御門外ヨリ御城内ニ入）間數百六拾五間半

上ケ溜　貳　埋溜　貳拾貳　井戸　參ッ

一、外側水道（安智大通外側角水番所前ゟ分水）間數貳百六拾四間半

上ケ溜　四　埋溜　五拾五　井戸　拾九

一、左惣口水道間數貳百九拾間

上ケ溜　參　中溜　參　埋溜　七拾七　井戸　三拾六

一、辻町川水道間數三百六拾八間

毋府宮津御城御座敷繪図

寛政十戊午年四月写之

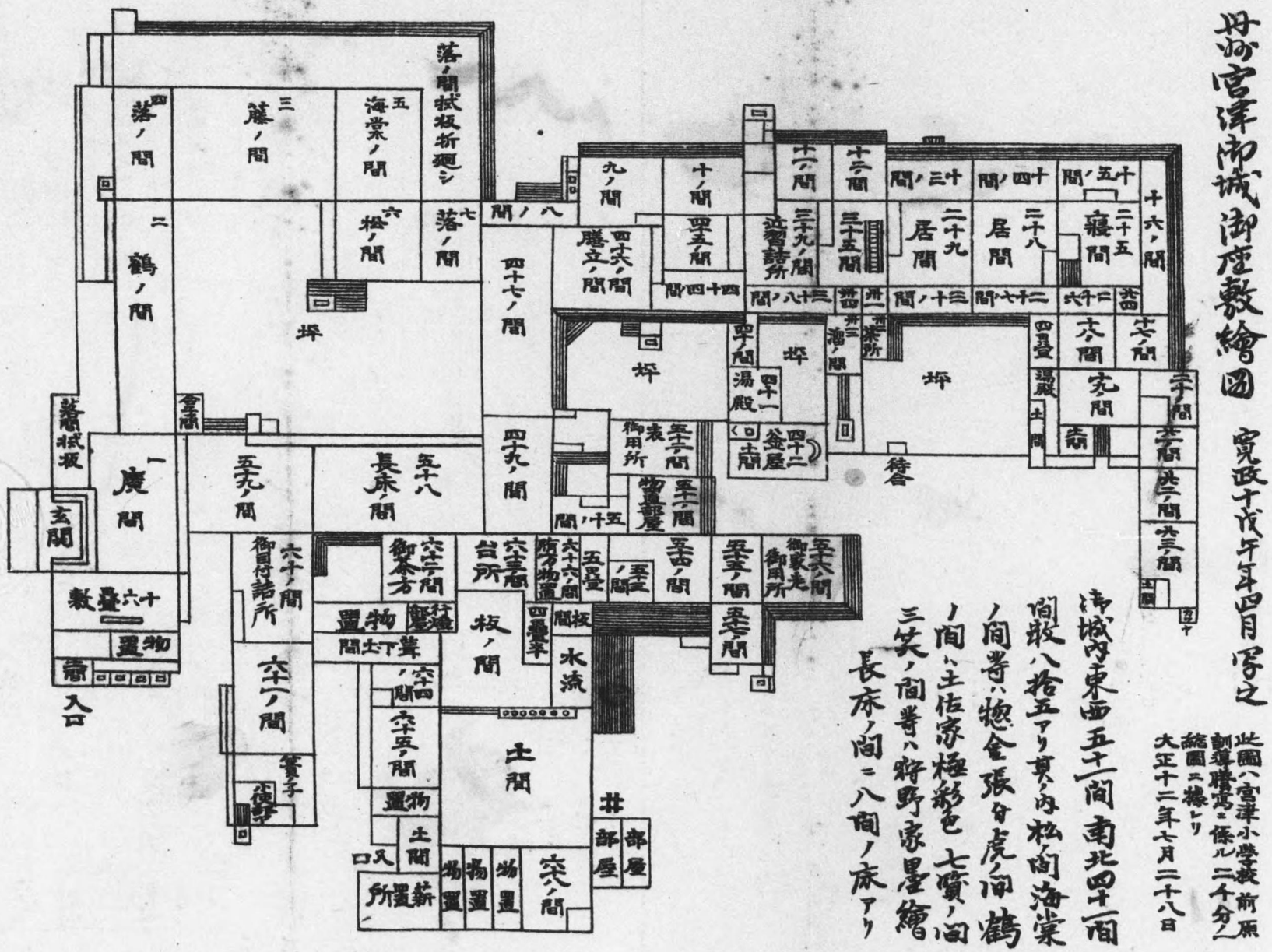

御城内東西五十一間南北四十一間敷八拾五アリ其ノ内松間海棠ノ間等ハ惣金張ノ虎ノ間鶴ノ間ハ土佐家極彩色七賢ノ間三笑ノ間等ハ狩野家墨繪長床ノ間ニハ間ノ床アリ

此図ハ宮津小学校前原訓導謄寫ニ係ル二千分ノ一縮図ニ據レリ
大正十二年七月二十八日

上ケ溜　参　中溜　参　埋溜　七拾七　井戸　三拾六

一、辻町川水道間敷三百六拾八間

上ヶ溜　參　中溜　六　埋溜　九拾參　井戸　參拾八

一、京街道湧水懸り長參百拾貳間

湧水大溜　壹　埋溜　五拾七　井戸　參拾八

一、本町通水筋（町方ヶ懸ル分）五百五拾九間

上ヶ溜　貳　中溜　貳ツ　埋溜　百參　井戸　五拾四

用意周到なる如上の施設も前款既記の如く明治維新後殆んど廢れ今や全然舊影を止めず、終りに臨み明治二年乙巳三月版籍奉還の際、其筋に提出したる記錄によりて城中内外及び領内各所竝に江戸表營造物件を次に錄して當時の面影を偲ばむ。

城中内外建物改帳　曰

記

大手前

一　御高札　壹ヶ所

一　城中建物　坪數八百六拾四坪貳分五厘

一　同　多門　坪數五百四拾貳坪貳分五厘

一　同内外高塀　間數貳千〇六拾七間

一　同　櫓　八ヶ所

一　同　社　五ヶ所　内四ヶ所小祠

一海手物見　壹ヶ所
一時鐘太鼓櫓　二ヶ所
一軍務局　三棟
一學校　四棟
一門　參拾四ヶ所
一諸番所詰　貳拾四ヶ所
一士　藏　拾五ヶ所
一作事小屋　八棟
一雜物小屋　四ヶ所
一船小屋　四棟
一厩屋　壹棟
一石橋　六ヶ所
一板橋　五ヶ所
一三百七軒　侍屋舗
一三百九拾四軒　長屋住居之者
一三拾三棟　足輕小屋住居之者
一牢屋敷　貳ヶ所　以上
右之通相違無御座候
明治二乙巳年三月　日
鍋事御中　宮津藩

同書御領内之部

一砲臺　貳ヶ所
一同大砲上家　六ヶ所
一胸壁　四ヶ所
一諸稽古場　拾七ヶ所
一鐵砲張立場　壹ヶ所
一瀧村牧場　壹ヶ所
一惣村水車場　壹ヶ所

砲臺二ヶ所は島崎と天橋立とにして胸壁四ヶ所は大内峠、三重村の山頂與謝峠、雲原の山頂普甲嶺、栗田嶺の頂上なり、獅子崎の砲臺、片島の砲臺は大砲常設にあらざれば諸稽古場の中に含めりと。

同書江戸の部

江戸上屋舗
一門　數大小　六ヶ所
一隣家堺用心口　壹ヶ所
一物見　壹ヶ所
一作事小屋　壹ヶ所
一厩　壹ヶ所
一稽古場　貳ヶ所

一物置　七ケ所
一土蔵　七ケ所
一社祠　壹ケ所
一火之見　壹ケ所
一番所　三ケ所
一長屋　三拾五住居
一足輕部屋　貳ケ所
一中間部屋　貳ケ所
一小使部屋　四ケ所
一六尺部屋　壹ケ所
一手廻部屋　壹ケ所
一押部屋　壹ケ所
一焚屋　壹ケ所

同所大久保下屋敷

一門數大小　四ケ所
一火之見　壹ケ所
一稲荷社　壹ケ所
一土蔵　八ケ所
一門番所　壹ケ所
一長屋　八拾七住居
一中間部屋　壹ケ所
一稽古場　貳ケ所
一馬繋　壹ケ所
一物置　貳ケ所

之れを宮津城（寫眞參照）最後竝に宮津藩關係最後の營造物とす。

四、宮津御臺場

築城に關聯して敍すべきものに御臺場あり、蓋し幕末鎖國攘夷の論沸騰するや沿海の諸藩競て要塞を築く、宮津藩に於ても城外洲崎に砲臺を築き、犬之堂、波路、天橋立の厚松、獅子崎の蓬萊鼻、日置の妙見山、田井の片島鼻等に堡壘を築造して海に備へ、陸上には大内峠、與謝峠、普甲峠、栗田峠等各嶺頂に關所と胸壁を設け以て外寇に備ふ、女子校編纂鄕土誌、曰

嘉永七寅正月米艦浦賀に渡來に付當地方に於ても追々武具御仕立に相成地鐵調兼町在寺々不殘釣鐘獻上に相成大筒數多追々出來に付新抱の組竝に鄕中より足輕部合七十七人新召抱同年三月北海にも異國船相見えし由にて犬の堂竝に橋立に二ケ所日置濱三ケ所波路濱上に一ケ所獅子崎獅子田井片島上部合七ケ所御臺場出來。

○安政三辰年九月十二日より嶋崎御城裏に御砲臺築立、白柏砂山古稲荷山の砂持運び家中一統町在より千人二千三千人づゝ出で翌年過半出來鄕中より人足部合拾五萬人斗の見込にて同年秋成就す、今の小學校裏は卽ち之なり。

宮津事跡記にも此の事を次の如く載せたり。

安政三辰年九月十二日ゟ鳴崎御城浦に御砲臺御築立被仰出御家中一統殿様迄日々御砂ゟ古稲荷山砂山兩所ゟ御持運ひ被成候之町在ゟ御手傳仕り度段願出町在ゟ日々千人二千人又は三千人づゝ翌巳年春迄罷出（中略）砂持運ひ候に付安政四巳年九月出來上り（中略）殿様御儀例格五月御發駕之處御臺場出來上り兼候に付公儀御願濟の上九月三日御發駕被遊候

藩主宗秀親ら工事を督し參觀發駕を延期して全力を傾注したるの狀見るべし、同書海岸御改のことを錄して曰く。

安政五午年十一月中旬に至り御公儀様ゟ海岸御改之御役人御頭分拾五人上下百四十人餘御通行の由江戸表ゟ飛脚到來同十二月二日田邊ゟ栗田脇村ゟ御通行外國奉行堀織部正様大目付嗣井左京様其外新藤船藏田上寛藏様宮崎寛三郎様日下部友之亟様福田佐太郎様平岡庄七様會田常次郎様大島藤一郎様六ッ笠弘太郎様有阪鈴吉様吉岡元平様金田太三郎様高橋金之助様右拾五人外に百貳拾四人海岸御見分越後國ゟ但馬因州迄浦々御巡行に付町在にて都合人足七千人斗十二月朔日ゟ七日迄に罷出此入用町方の分間に一間に付一匁八分づゝ相懸り郷中にては銀高廿八匁餘相懸り其上右供廻りの御衆中殊の外大荒なり誠に出役之町役人庄屋迄前代未聞の大心配なり。

慶應四年戊辰正月西園寺中納言洲崎砲臺巡視につき鎮撫總督御越一件帳次の如く錄せり。

正月二十五日

一於御本營年寄衆御一統　御拜謁被　仰付

一　西園寺様砲臺　御覽ニ付左之通

御本營より御先拂竜御先立

一　馬　六　疋

一　御　吉　御　馬　疋

一　中　間　清　風　壹人

一　具　鎧　六　領　廿　組

看板着　足輕四人

下目付　海老澤嘉藏

廊上下

御徒目付

同　斷　辻小右衛門

御目付

奴斗目廊上下　本田直記

御先乘　御馬役

綾井逸之助

町奉行

奴斗目廊上下　小林龜三右衛門

小若黨　壹人

草履取　壹人

町奉行手附

廊上下　宮崎國八

御家老

奴斗目廊上下　森左兵衛

御用人

奴斗目廊上下　伊從勝馬

御目付

一　砲臺ゟ出役

一　辻々固メ看板着立番足輕

一　魚屋町突當りゟ出役

同　斷　鳥居五右衛門

御武具奉行

麻上下　林　繁之助

下目付

同　斷　高松政藏

大炮司令官

栗飯原藏太

煩手

佐藤勘兵衛

小笠原德

小谷藏人

谷山八彌

酒井平藏

山田源太左衛門

一　炮臺御覽濟ゟ市中御乘廻シ有之。

輿謝郡誌　曰

藩主宗秀公安政三年城外洲先に砲臺を築く龜ヶ丘砂山より土砂を運びて海岸を埋立以て大臺場となし大砲六門を据て防備となす、之れと同時に栗田の片島山と文殊大天橋の濃松海岸とに臺場を築き何れも砲二門を備ふ云々。

女子校郷土誌　曰

宮津藩外患防之告達

一　伊根邊見番所ニ於テ異船渡來之形勢見請候節ハ海陸兩道其月番御家老ヘ注進可致事。

早船　一艘　早繼飛脚　二人

右注進相達候ハヽ月番御家老得ト承糺候上馬場先御門番ヘ及差圖同所ニ於テ相圖爲知可致定左ノ通

太鼓　板木　半鐘　三器打交

右相圖次第惣村御門ニテモ鐘撞可申尤村々板木打續町在寺院ニテモ鐘撞可申事爲知承次第

寄場覺

御先備　東御門内陣小屋　御後備　三ノ丸御住居跡　御守城備　殿中雁ノ間ヨリ御廣間

但三御備着到御右筆ニテ相記可申差支ノ節ハ御使番御目付ニテ心得可申事

一　平常持役ノ場合ニテ此部御用筋有之向タリトモ一端御軍役出役ノ寄場ヘ着到ノ上御用ノ譯柄申達差圖ヲ受候事其外總テ寄場ヲ離レ候儀ハ差圖ノ上ニ無之テハ不相成義勿論ノ事御廣場諸役所當番タリトモ持前寄場ヘ着到可致事

一　御備立出役外　御朱印

一ノ御神璽守護ヲ始メ銘々持場役有之向ハ其場〳〵ヘ駈付御不都合無之樣取計可申事

但着到ノ儀ハ席上ノ者ニテ取調置後日會議ノ上相違無之樣可致事

一　殿中諸着到ノ儀ハ諸士ハ大目付役所前御勝手ハ中ノ口着到帳ヘ相記可申事

一　相圖次第郷夫郷人足定ノ通村々庄屋引續御用會所出役御代官ヘ着到相違可申候

一　御朱印

一ノ御神殿御神璽、御内神、御神鏡、大項守尊牌其外御寶器類一端喜多村御本陣羽賀庄左衛門ヘ御立退被成候積リ併其後ハ臨機ニ應シ守護ノ者存意ニ任セ何地ニナリトモ進退イタスベキ事

一　異船渡來萬一放火ニモ及候節ハ御家中一統諸組ニ至ルマデ狼狽致サヽル樣立退可申筈ニツキ銘々在家懇意ノ向ヘ兼テ相賴ミ置其期ニ

一至り當惑ノ儀無之樣覺悟致置可申事

但銘々ニテ立退場都合出來カネ候間ハ家内人別相記シ來ル十日迄ニ差出可申事

右之通御承知可被成候已上　三月三日（按文久三癸亥年ナラン）

此の島崎砲臺趾は廢藩後荒敗に委したるも明治中年掻き崩して宮津川尻を中央に開き、左右灌漑を求めて水田となしたるも、明治晩年より大正初期に亙り河尻を浚渫して土砂を島崎に盛りて遊園地となし最近海水浴場の設備整ひ（寫眞參照）海岸に音樂堂も建設せられまた各種競技も催さるゝなど四時清楚の覽客踵を接せり。

追　加

大正十三年四月鐵道開通により驛前海岸道路新設並に築港工事の施行せらるゝに伴ひ測候所は舊本丸より島崎に移轉し本丸裏水田を埋立て市街地となせり。

山頂胸壁、關所の構造に就ては三重郷土志御臺場の條に、

字三重大内峠の頂南北兩側の山上に堅壕胸壁等あり俗に御臺場といふ、宮津藩軍學師山中甚太兵衛の設計にて慶應二年の築造に係る。蓋し幕末鎖國攘夷の論沸騰するや、沿海の諸藩競て要塞を築く、宮津藩主松平伯耆守また城外洲崎に砲臺を（安政三年）築き、大内峠、與謝峠、千歳峠の三嶺に堡塁を設け以て外寇の防備となす云々。

同、書また關所の條に、

王朝時代國禁に關所を設けて外敵の防禦に備へ、戰國時代の關稅徴收の用に充て江戸時代の關所は專ら往來の取締りを主眼とす、抑も往時の旅客は恒に險阨徒渉斷崖渡舟等各種の困難に際會せざるべからざるも、尚それ以上に厄介なるは實に此の關所なり、郷土字三重大内峠には幕末尊皇攘夷の論の沸騰に伴れ、急遽要塞を築き慶應二年より關所を設く。

（糸井氏の雜記帳）曰、

慶應二寅八月十三日大内峠關門御臺場御砲臺御築立、屋敷取竿入寺社奉行戸祭加直樣地方出頭外輪澤義一郎樣兩人立會にて十四日ゟ取かゝり九月十五日棟上に相成上役人上下十六人御見分の上相濟申候畑六畝廿四歩三重藤右衛門分壹畝十五歩五厘藤兵衛分右之通敷地御年貢中上田の盛にて御上樣ゟ下さる云々。

（米儀記錄萬覺帳）曰、

慶應二年寅八月十三日ゟ大内峠御臺場御關所御築き被成候

領主松平伯耆守の所管にして峠の頂上四間二面の建物所謂御陣屋あり、正面突棒刺又袖搦の三ツ道具を備へ、番頭以下若干の役人之れに詰め、前後土塀を以て圍ひ東西兩方關門を設け、明け六ツに開き暮六ツに閉づ、門外規掟の高札を掲げ門内に門番所を設置し、番卒足輕此に立ち一々嚴重に往來を體何す。

（重兵衛文書）曰　大内峠關門之御高札

掟

一　關所出入之輩笠頭巾をぬがせ可相通事

一　乘物にて通る輩戸を開かせて可相通事

但シ女乘物は番所に差出し可相改事

一　手負死人並に不審成もの證文無くして不可通事

一　宮家御門跡堂上の人々諸大名衆前廉ゟ其沙汰於有之は改に及ふへからず

但シ不審之事於有之は誰人にても可相改事

右之條々嚴重可相守もの也仍而執達如件

慶應二寅年四月　日　奉行

之れに依り關所役人は何人にても遠慮なく査問し、容捨なく檢閲することを得るの特權あり、通行人は必ず笠、頭巾、頬被り等を脱ぎて番卒の誰何に應へ、出所行先を明白に告げ許諾を得て通過す、關所より北方一町半計りの山頂遠見番所あり、犯罪者缺落、出奔等の亡命者、その他關所を避けんとする曲者を嚴重に監視す、殊に婦女囚人傷者死骸その他異常なるもの及び刀鎗弓銃等は證文なくして通過するを禁ず、之れに由て上は堂上の貴紳より下は農工庶民に至るまで實に行旅唯一の難關たり云々。

以上は單に三重村大内嶺のみなるも他は類推すべきなり。

五、宮津藩軍器戰具

宮津の防備警備に就ては戰國以前は遽かに知るべからざるも、以後は武士卽ち舊藩士卒卽ち所謂御家中の任務にて、隨て土地の安寧秩序を保持せしもまた概ね御家中の任なりしと雖も、武士の員數も兵器戰具の種類も時と人とに依つて異り、如何なる階級の幾何の人が何時にありしやは容易に知るべからず、玆に鶴城、鶴城、雜記及び舊、鶴、城、舊、聞、記の載する宮津藩京極家の家中武具等抄錄せん。

宮津に有之武具之覺

一　千八百五拾挺　鐵砲色々
　内　四十挺　玉目百目以上
　　千三百五十挺　兩玉之筒
　　四百六拾挺　兩玉ゟ以上筒
一　三拾挺　矢倉へ入ル兩玉筒
　　河守村番所ニ小道具共
一　拾挺　同斷
一　拾挺　久美濱番所右同斷
一　拾挺　同斷
　　加悦村番所右同斷
一　拾五挺　同斷
　　岩滝村ニ而右同斷
一　〃
一　六拾參萬　鐵砲玉色々大小
一　貳千貫目　筒藥口藥共
　　内　千五百貫目　二の丸藥藏ニ有
　　五百貫目　如願寺同斷
一　貳拾荷　藥たんす
一　五荷　石火矢同斷
一　百二本　火矢の棒
一　六萬丸　火繩
　　内　七百筋　木消繩
一　百　腝　鑄形色々
一　拾五　鑄鍋いろ〳〵
一　五百　どうらん
一　五百加十百　口藥入
一　百五拾　玉袋なめし諸共

一百　竹の腰筒
一五百貳十五　猩々緋鐵砲袋
一貳拾五　黒羅紗同袋
一四百　肩當なめし
一三百五拾　鐵砲袋くり色なめし
一拾五　同袋入荷箱
一百貳拾張　塗弓
一拾二張　同弓
是ハ岩瀧村ニ有小道具共
一拾五張　同
是ハ栗田村番所ニ有
一貳拾五張　同
是ハ河守村番所ニ有
一貳拾五張　半弓　蔵卷五張立しこう弓立共
一拾張　白木弓
一貳萬　筋　矢色々
一三千本　矢之模色々
一百　拾　塗うつぼ
一貳拾五　同河守番所ニ有
一拾五　同栗田番所ニ有

一拾　同岩瀧ニ有
一拾　ゑびら
一百　筋　白弦
一百　蝶内拾五ハ栗田村ニ有
一五拾　弓袋なめし
一五荷　同入口荷箱
一百　弓袋入袋なめし
一百　くすれ皮
一拾荷　矢箱
一三拾　矢入半びつ
一貳拾五對　幕色々
一三拾本　登絹地白二ツ引
一三拾本　同棹
一二拾本　登絹地白二ツ引
一同　同棹
一同　登絹地こん筋金拵有
一同　幟竿
一六拾　筋　手縄
一拾　五色はた
一拾本　旗棹

一五　拾　筋　幟之者帶もめん
一七　ッ　指物れりのきりさき
一七　本　同棹
一三　ッ　指もの赤のきりさき
一三　本　同棹
一三　百　赤繭絹地指もの
一五　百　布筋羽織
一三　百　生絹筋羽織
一四百五拾　木綿打かひ
一百　木綿單物
一七百五拾　張笠
一壹　領　具足胴黑小道具なし
一同　たゝみ具足
一壹　ッ　くさり羽織表らせたい
一二百三十領　具足いろ〳〵
一六　拾　人前　鐵砲の者旗の者幟の者皮具足はた者弓ニ而股引
一壹　刎　鹿の爪甲
一壹　刎　拾挑成甲
一壹　刎　拾頭甲
一壹　刎　拾形甲

一七　拾　刎　番甲金とつはい
一拾　甲掛
一壹　ッ　ほろ絹籠共
一同　金のさい
一同　大半月
一參百五拾本　長柄鎗
一五　本　同大手口番所ニ有
一拾　筋　くた鎗　せんたん卷さや猩々緋
一拾五筋　持鎗色々
一五　拾　筋　鎗の身斗り
一百五拾　鑓　印白尾
一三　拾　長刀
一三百五拾腰　番刀鳶指
一八　拾　鐔なた
一五　拾　挺　鐔かま
一五　拾　本　かなつき
一五　拾　本　鵜の端
一九　拾　挺　すき
一九　拾　挺　鍬
一八　挺　鐵てこ

一貳拾腰　山刀
一五拾荷　もつこう
一拾枚　鐵桶
一貳百枚　櫻枝同大小
一壹數　仕寄桶
一壹數　うつこ形桶
一同　壹人桶
一五枚　馬上桶
一三拾　浮橋
一三ッ分　陣小屋小道具
一貳本　篝燒
一六ッ　陣太鼓
一四ッ　陣貝
一壹ッ　陣鐘
一拾組　陣鍋
一貳拾　腰補
一參百　めんつう
一三拾　提燈
一貳石五斗　干飯
一壹　薬箱

一千足　わらんず
一五百足　馬踏
一貳拾口　鞍色々
一貳拾五束　鎧色々
一拾五口　輿
一三拾　筋　毛縄
一五拾貫目　ゑんせう如願寺ニ有
一貳拾貫目　いたう
一五拾貫目　なまり

巳上

女子校郷土誌安政萬延頃橋立調練のことを錄せるものあれば左に轉載すべし。

宮津藩ヨリ幕府ヘ甲冑調練之儀ニ付經伺

（安政元甲寅年六月十八日指令）宮津藩一同（公達ノ日ナラン）

當四月御用番内藤紀伊守様より御呼出ニッキ御留守居罷出候處御伺ノ通御付札相濟

私在丹後國宮津海岸多之地ニ御座候間防禦筋ノ儀追々厚被仰出モ御座候ニ付此上一段手當心懸度奉存候依之城外調練之節野服陣羽織着用領分於山野海邊之閑地貝鉦太鼓弓鐵炮長柄鎗旗印等事ヶ間敷無之樣相用空炮打放驅引調練爲仕度奉存候

且亦於城内甲冑ニテ調練乃儀試候ヘ共手狹ニテ進退稽古難出來候付城外一ヶ年兩三度甲冑着用爲仕度候而モ不苦儀ニ御座候此段奉伺候以上

四月十一日　松平伯耆守

御付札　可爲伺之通候

○安政二年御先備と御後備と二組御人數合せて千二百人鎧冑にて橋立にて御陣立調練

○萬延元年三月十九日橋立にて着具大揃西洋流調練

○備立稽古心得

諸　士

一　塗　笠

一　野　羽　織

一　御敵鎧但拾人へ御貸被成候事

一　足　袋

一　草　鞋

貝太鼓鐘役並に小奉行の向

一　塗　笠

一　野　羽　織

一　足　袋

一　草　鞋

足　輕

一　鐵砲持參ノ「　但薄掛股引草鞋

御長柄の者

一　御長柄持參の事　但同前

御旗の者

一　木綿稽古旗二流　但股引、草鞋

○大揃の節の心得

諸　士

一　塗　笠

一　小手指具足羽織

一　踏　込　但踏込の上へ脚絆を當て可申「

一　小　印　但御貸物

一　鎖　但鎖印に不及

一　腰物素袋引肌掛　但陣拵は素袋引肌に不及事

一　三　尺　帶

一　紺　足　袋

一　草　鞋　但諸士以上供人羽織法被自分にて用意の「

貝太鼓鐘役並騎馬脇御番頭附小奉行の向

一　塗　笠

一　小手指具足羽織　但御貸被成「

一　踏　込　但踏込の上へ脚絆を當る「

一　腰物素袋引肌掛　但陣拵は素袋引肌に引肌に不事

一　三　尺　帶

一　紺　足　袋

一　草　鞋

足　輕

一　御鐵砲持參之事　但疎掛法被股引三尺帶草鞋

御長柄の者

一　長柄持參ノ事　但同前

御旗之者

一　御役旗二流　但法被股引三尺帶草鞋

○出張の節の心得

諸　士

一　笠　塗

一　具足羽織　遠路者旅中野羽織

一　踏込　遠路者旅中股引

一　鎧　但鎧印無之向には御渡可被成

一　腰物

一　三尺帶又ハ打替

一　紺足袋　遠路は旅中草鞋掛にて常の足袋にても

一　草鞋　但紺染苧紐不苦

一　兵糧　但腰桶腰苞籠嚢の類用意可致

一　雨具　簑桐油の類用意可致

一　具足櫃　但革履　但頭奉行以上者行列の中に爲持諸士の用具は長持に入一緒に差遣可申

一　高張提灯　腰指提灯

右頭奉行爲持可申事其外の向者腰指提灯用意可致

一　頭奉行　小印腰指袖印其配下の面々指物袖印御貸被成候

一　諸士　但刀脇指肌等は御貸物に候得共自分にて用意至度向は勝手次第の

具太鼓鐘役並に騎馬脇小奉行其外諸士以下にて御備立外の向

一　具足鐵笠　但御貸被成候

一　具足羽織　但御貸被成候尤遠路は旅中野羽織

一　諸込　但遠路者旅中股引

一　腰物　但可爲前條の通事に臨候節者時宜によるべし

一　三尺帶又者打替

一　紺指足袋　遠路は旅中草鞋掛にても常の足袋

一　草鞋　但紺染苧紐不苦

一　兵糧　同前

一　雨具　同前

一　鐵砲足輕　右具足陣笠颯灑　旅中は法被股引三尺帶草鞋

一　御長柄の者　右同前

一　御旗之者　右具足陣笠腰筒旅中は法被股引三尺帶草鞋

一　腰兵糧用意之事

一　旅中者雨具用意の

以上

武士の員數に就ては藩士兵卒取調帳に、

一　士族家數五百貳拾軒
人員　貳千貳百九拾八人
内　兵隊四百四拾九人（下略）

一　卒族家數三百拾壹軒
人員　千四拾八人
内　兵隊貳百三拾九人（下略）

合計六百八十八人ありしが如く其の武器に就ては奉還當時の武器取調帳に、

記

一　火縄打　小銃八百挺
一　同　六匁銃三百四拾挺
一　同　拾匁銃七拾挺
一　同　拾五匁銃五挺
一　同　貳拾匁銃七挺
一　同　三拾匁銃六挺
一　同　五拾匁銃壹挺
一　管打　五拾匁銃壹挺
一　火縄打　七拾匁銃壹挺
一　管打　百匁銃拾貳挺
一　火縄打　貳百匁銃貳挺
一　同　三百匁銃拾挺
一　同　五百匁銃壹挺
一　同　五貫目銃壹挺
一　同　ハンド銃拾貳挺
一　ゲベール銃五百四挺
一　ミニーケル銃五百八拾三挺
一　ホード銃八挺
一　三斤ライフル炮壹挺
一　六斤同砲壹挺
一　四斤半同六挺
一　貳拾四斤炮四挺
一　八拾斤炮貳挺
一　玉箱三百荷
一　甲冑七百五拾領
一　馬具百皆具
一　弓百六拾八挺
一　筒千五百本
一　鎗五拾筋
一　長柄百拾六筋

一 長刀拾九振
一 三ッ道具貳拾五組
一 大小五百腰
一 脇差四百本
一 鐵笠八百三拾枚
一 皮笠百五拾枚
一 張笠六百枚
一 麻幕七拾對
一 旗拾貳流
其外雜具品々有之候

卽ち六百八十の軍人七十五領の甲冑、一千四百の刀劍百八十の鎗鉾、十四門の大砲千五百餘の小銃之れを宮津藩の幕末和洋混淆の兵備とす、蓋し幕府政權を返上するや朝庭八道に巡撫使を派し、戊辰閏四月太政官陸軍編成法を制定して全國各藩の石高に應じ壹萬石に兵三人を徵し要所の警備及皇都の守衛するの制を布きしと雖も、宮津藩の如きは同年五月の達書にも「本庄彈正忠、其方在所表之儀禁闕之北門鎖鑰之地ニ付兼テ陸海軍備ヲ嚴ニシ不慮ノ手當無怠樣可致」とありて他藩とは聊か異り、同三年萬石五人の割にて各藩に徵兵を課するの制に改まりしと雖も、宮津藩猶依然たり、宮津藩御用日記明治三年庚午九月の條に兵部省への屆書を記載するあり左の如し。

一 現石高　三萬貳千四百拾壹石壹斗八升
一 人口　七萬千九百三拾人
內
士族　男千九十人　女千二百五十人　計　貳千貳百九十八人
卒族　男六百三十人　女四百八十人　計　千四拾八人
庶人　男三萬四千六百十三人　女三萬三千九百八十三人　計　六萬八千五百九十五人
一 當今常備兵員　三百八拾人
內
歩兵　八小隊　但シ一小隊四十人
砲兵　六十人　內　野戰砲熕手三十人　海岸砲臺熕手三十人
騎兵　無之
一 大砲　拾四挺
內
砲臺八十斤砲二挺　同二十斤砲四挺　但彈藥六百放添
野戰砲四斤砲二挺　但彈藥二百放添
山野業司一斤砲六挺　但彈藥千八百放添
一 小銃　ミニーケル銃五百挺　但彈藥十五萬放添

之れを宮津藩御家中最後の警備とす。

六、宮津の兵事

宮津に於ける兵事は前款其の大要を敍せしと雖も、こは封建時代の事に屬し玆に言はんとする兵事はその

前後に於ける徴兵の概略なり、蓋し我國太古兵農の別ちなし、國民徴されて役に就き役を終れば農たり工たり將た商賈たり、元より後世の武士の如きものならず、栗里先生雜著卷十二軍團の條左の記事あり。

軍團は諸國に兵士を聚め置て非常の防備にせし者なり其制は孝德天皇の朝大化元年に於ニ閑曠之所一起ニ造兵庫一聚ニ國郡刀甲弓矢一邊國近與ニ蝦夷一接レ境處者可レ盡レ數集ニ其兵一而猶假ニ本主一などあるに起りて大寶の令に定まりし者なるべし、(中略)凡軍團各一千人以上に大毅一人小毅二人あり六百人以上に大少毅各一人を置きて之を領す(中略)その京師を番上する兵を衛士と云ひ邊境を守るを防人と云ふ。衛士は一年の役なり防士は三年の役なり關ある所は軍團の兵を以て分番に守衛せしむ陸奥。出羽に鎮兵あり健士あり畿内六道諸國(西海道を除く)にみな健兒を以て各國の兵庫鈴藏及び國府を守衛せしむ、國府にかならず一團を置云々。

山陰道
丹後　管五郡　軍團一　加佐團一千人

加佐郡に國府のありしことは拾芥抄、和名類聚抄ともに記する所なるも、健兒一千人の軍團を以て國府兵庫鈴藏を守衛せしとは如何にや、丹後に於ける健兒の數は延喜式兵部に

丹波　五十人
丹後　三十人
但馬　五十人

とあるもの之れを適當とすべきか、平安朝に於ける丹後國府は無論與謝郡にありしものなるが國府守衛の兵數恐らく延喜式に載する三十人位なりしならん。平安朝藤原氏執政の末朝臣文弱に流れ遂に世襲武士を作るの因を爲し、賴朝幕府を鎌倉に開きしより兵馬の權を朝庭より奪ひ奉り爾來室町時代安土桃山時代を經て江戸時代の終りまで七百年間武家の政治となり、兵器戰具戰術は可なり進歩したりと雖も軍制としては差したる改革なく、江戸時代の末に至り歐洲武器の渡來と共に新式の軍隊編成せられしもいまだ國家有用の具と爲す能はざりしが如し。兵權武門に移りて以來士農工商の別卽ち起り、兵は武士の襲職にして農は百姓の專業となり、工商また各々その分に從ひ四民の階級明かに立つ、而して武士は國民の中樞となり儀表となるべきものにて、農以下所謂百姓町人は甚しく蔑視せられ、天和の達書にも「武士は今日之命明日にも難計御奉公相勤め敵と戰ひ勝時は足輕にても大名にも成事有之、百姓も同樣にて軍役に被遣作物を踏荒され難義も有之(中略)其苦心武士同樣にて其内に町人は泰平難有事格別に可存申儀候云々」とありて、兵糧を生産し軍役に服する百姓は遣り繰りによりて生計する町人よりは幾分同情されたりと雖も、猶人權を蹂躙することは甚しきものあり。

慶應四年戊辰春幕府政權を返上し閏四月太政官陸軍編成法を制定し全國各藩に石高に應じて兵を課し皇都の守衛及び要所の警備に充てたること前款既に記したるが宮津藩も同年七月二十日守衛隊警備隊御取立の件達せられ御用日記次の記事あり。

警備隊守衛隊

一、警備隊守衛隊御取立相成候ニ付テハ警備隊御出發ノ向ハ本勤御番外ニテ御軍事而已罷出候事
一、是迄軍服ニハ胡服取交來候處朝庭ノ御模樣モ有之候ニ付胡服ハ御廢止七大將ヨリ御目見以下迄地色紺黑兩樣ノ内略直垂着用尤役々ノ高下ハ五色ノ御印ヲ以テ辨別致候事

一、諸組ノモノハ筒袖半影體衣服引着用ノ事但木綿ニ限ルベキヿ

一、軍事ニ懸リ候向ハ平日取交着用不苦候事

一、色　別

紫　士大將以上　白者　頭奉行　白赤染分　嚮導　赤　平士　黄　徒士　青　御目見以下　青二筋　諸組

一、警備隊守衛隊ヘ出役ノ向士大將ヨリ御目見以下迄韮山笠惣黑塗、履物ハ草鞋等沓兩樣の内可爲勝手次第但韮山笠在來無之新規出來候向ハ本文ノ通可相心得候縱令在來ノ共紋竝鉦金燈等一切不相成惣黑塗ニ相改可申事

一、諸組ノ者笠是迄ノ通乍併右形ニテ韮山笠ノ地ノ如クコヨリニテ製候義不苦尤惣黑塗ノ事

此の年越後征討の役に從ひ戰死者二名を出せり、明治四年廢藩置縣五年徵兵令の施行となり從來の藩兵を漸次解散す、今謹んで壬申十一月二十八日の詔勅を拜するに。

朕惟ルニ古昔郡縣ノ制全國ノ兵壯ヲ募リ軍團ヲ設ケテ國家ヲ保護ス固ヨリ兵農ノ分チナシ中世以降兵權武門ニ歸シ兵農始メテ分レ遂ニ封建ノ治ヲ成ス戊辰ノ一新ハ實ニ千有餘年來ノ一大變革ナリ此際ニ當リ海陸兵制モ亦時ニ從ヒ宜ヲ制セサルヘカラス今本邦古昔ノ制ニ基キ海外各國ノ式ヲ斟酌シ全國募兵ノ法ヲ設ケ國家保護ノ基ヲ立テントス云々。

同日太政官の告諭に「我朝上古ノ制海内擧テ兵ナラサルハナシ、有事ノ日天子之カ元帥トナリ、丁壯兵役ニ堪ユルモノヲ募リ以テ不服ヲ征ス、役ヲ解キ家ニ歸レハ農タリ工タリ又商賈タリ、固ヨリ後世ノ双刀ヲ帶ヒ武士ト稱シ、抗顏坐食シ甚タシキニ至ツテハ人ヲ殺シ官其罪ヲ問ハサル者ノ如キニ非ス（中略）大政維新列藩版圖ヲ奉還シ辛未ノ歳ニ及ヒ遠ク郡縣ノ古ニ復ス、世襲坐食ノ士ハ其祿ヲ減シ、四民漸ク自由ノ權ヲ得セシメントス、是上下ヲ平均シ人權ヲ齊一ニスル道ニシ則チ兵農ヲ合一ニスル基ナリ、是ニ於テ士ハ從前ノ士ニアラス民ハ從前ノ民ニアラス均シク皇國一般ノ民ニシテ國ニ報スルノ道モ固ヨリ其別ナカルヘシ（中略）苟シクモ國アレハ則チ兵備アリ兵備アレハ則チ人々其役ニ就カサルヲ得ス（中略）全國四民男子二十歳ニ至ル者ハ盡ク兵籍ニ編入シ以テ緩急ノ用ニ備フヘシ、鄉長里正厚ク此御趣意ヲ奉シ徵兵令ニ依リ庶民ヲ說諭シ、國家保護ノ大本ヲ知ラシムヘキ也」とあつて四民皆兵の趣旨自ら瞭然たり、此令に依る徵兵は常備三年後備二年第二後備二年都合七ヶ年にて明治六年始めて鎭臺に徵集せられたり、此年東山西海兩鎭臺を六鎭臺とせられ宮津は大阪鎭臺の管轄に入り、十年西南戰役に從軍し金原克昌、伊藤啓等戰死者六名を出たせり、十二年の改正令により常備三年豫備三年後備四年都合十年となり、十六年の再改正に常備三年豫備四年後備七年都合十四ヶ年となり、二十一年舊鎭臺所在地に師團司令部を置き管内數大隊區とし大隊區司令部を置きて徵兵事務を掌る、海軍はもと吳鎭守府の所管に屬せしも二十二年五月勅令を以て第四鎭守府を舞鶴に指定せられしも未だ容易に開廳に至らず、この年一月法律第一號改正徵兵令に滿十七年以上四十歳未滿の男子は總て兵役に服する義務あるものとし陸軍は常備現役三年豫備役四年四ヶ月後備役十年海軍は常備現役四年豫備役三年後備役五年に改まる、二十七八年日清戰役には十四名戰病死者を出せり、戰役の結果軍備擴張せられ近衛及び第一乃至十三ヶ師團となりて、第十師管に編入せられ舊大隊區は聯隊區と改まり姫路師團福知山聯隊區の徵募區に入る、海軍また臨時海軍建築部を二十九年に海軍省内に置きて舞鶴軍港の建設に着手し三十年三月鎭守府を築き三十四年十月開廳海兵團水雷團造船廠また成り爾來該鎭守府の管下に入る、此の間三十二年北清事變あり、

三十七八年日露戰役には海陸從軍々人軍屬十二名の戰病死者を出したり、降て大正七年八月歐洲大戰亂に依る動員下令西伯利亞に出征するものあり。海陸軍とも膨張の極に達したるも、最近米國華府會議の結果軍備縮小の斷行となれり。

宮津郷は陸地に於て栗田全村及び城東村の東半、宮津町字波路の一部分舞鶴要塞地帶の第三區に（第一區は基線より二百五十間以内及び基線と防禦營造物間の區域第二區は基線より七百五十間以内第三區は同二千二百五十間以内）入り山川の形狀を撮影、模寫、錄取することを禁ぜられ、海面に於ては黑崎の北端より加佐郡成生崎の尖端へ見通せる一直線以南軍港（軍縮により要港）第三區に指定せられたるも宮津港としては拘束を受くる部分なし。

郷民は明治初年徵兵令施行當時に於ては、種々の方便を講じて多少徵兵忌避するものなきにあらざりしも國民皆兵思想の普及に伴れ漸次自覺して今は斯る者全然なきに至り、また入營兵の送別退營兵の歡迎は日清戰役後頓に殷賑に行はれ、殊に日露戰役以來所謂御祭騷ぎ的虛禮に傾かんとせしも、時世の要望により近年着實を主とするに至れり。

軍人會は明治四十年六月地方尙武の思想を發揮し在郷軍人及戰病死者遺族癈兵等を保護するを目的として組織せられたるも、其後四十三年帝國在郷軍人會の設立せらるゝに當り、舊來各町村軍人會は組織編成を根本より改革し、帝國在郷軍人會の一部分と見做さるゝことゝなり、四十四年二月十一日帝國在郷軍人會宮津町分會と稱するに至る。大正十二年十二月三十一日宮津町現在陸海軍人員は左の如し。

陸軍各兵科將校以下兵卒まで現役三十六名豫備役九十一名後備役百三十三名補充兵三百九十九名、經理部衛生部を合して二十九名都合陸軍六百八十四名、海軍各兵科船匠部機關部を通じ現役豫後備役を合して十三名總計七百一名あり。

第貳編　邦　制

第四章　宮津の所屬
第五章　宮津の政治
第六章　宮津の税制

ム望ヲ所物裁ヒ及橋手大リヨ趾丸ノ三城舊

宮津警察署

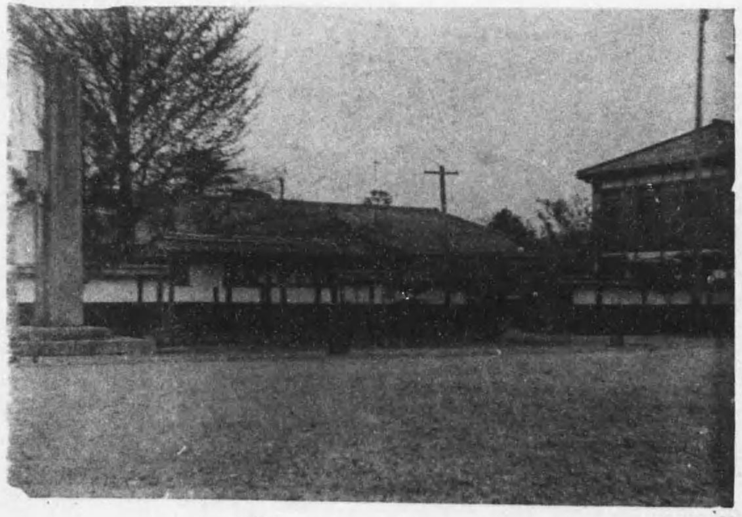

與謝郡役所

歴代町長

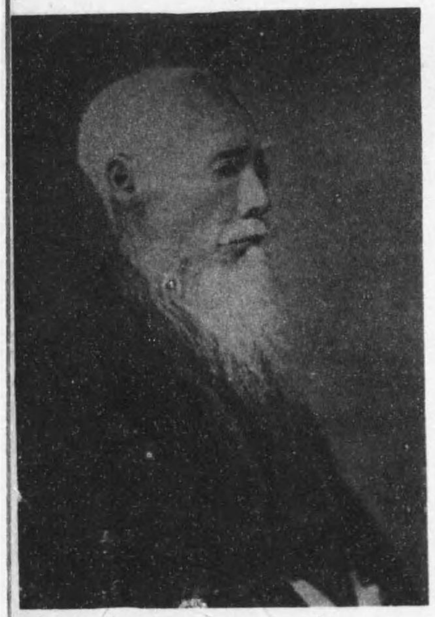

三代 鹽田重威氏

初代 沼野秀正氏

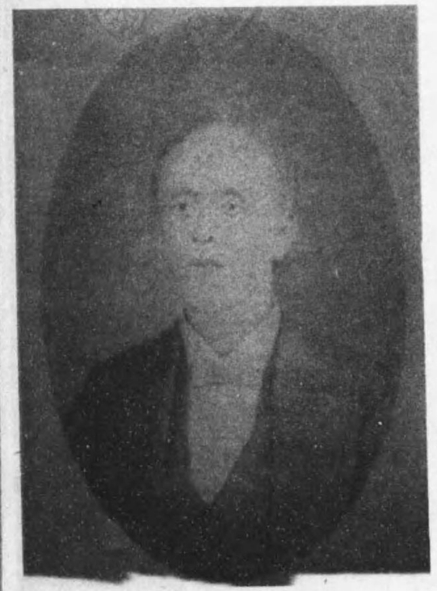

四代 大石雲根氏

二代 黒田宇兵衛氏

歴代町長

七代 槍山政久氏

五代 岩城親雄氏

八代 山本淺太郎氏

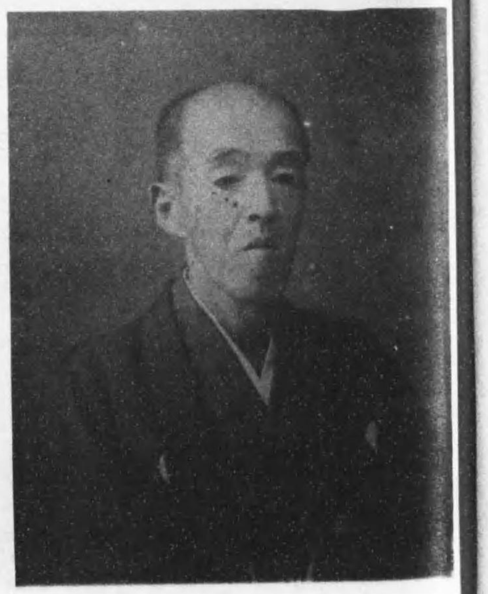

六代 石井與治右衛門氏

宮津町役場

現町長 内山廣三氏

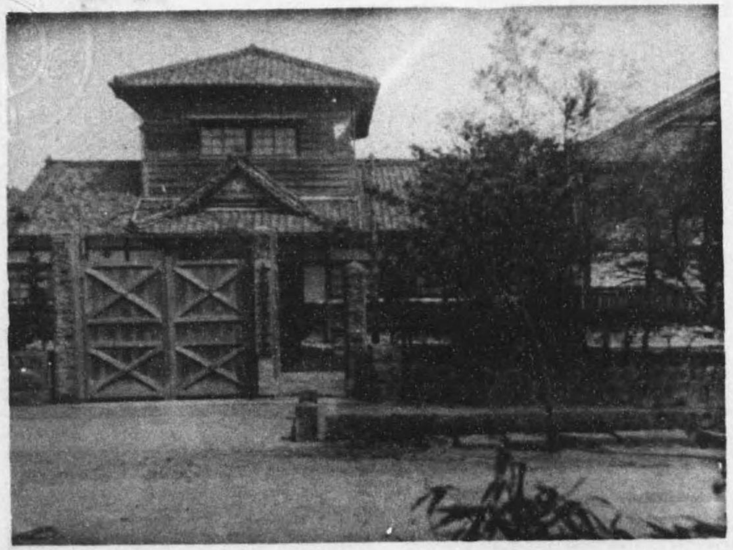

宮津公會堂

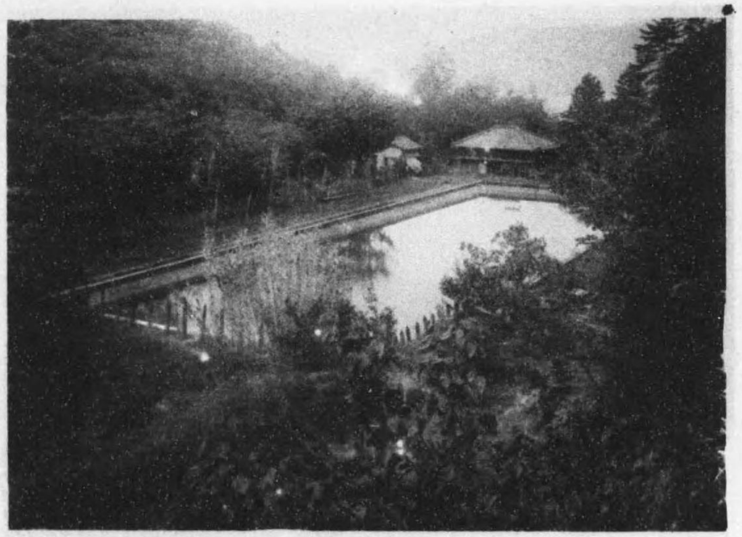

上水道貯水池

隔離病舍

宮津屠畜場

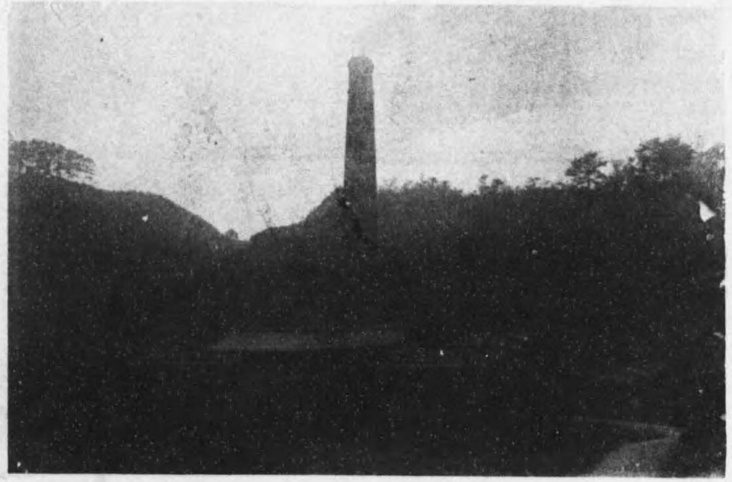

塵埃焼却場

第貳編　邦制

第四章　宮津の所屬

第一款　所屬の概說

一、田數帳以前の典據

宮津が建國以來何廳の管轄に屬し何者の治下にありしやは、之れを史的に研究せんとするも到底不明に屬するものゝ如く、丹後國としての國造、國司、國守、領主、藩主等に就ては丹後細見錄、丹後一覽集、丹後舊事記、其の他諸書に載する所を綜合すれば、大體に於て推究し得べしと雖も、宮津知府開創以前に只宮津のみの領知者を擧げたるは室町時代の田數帳のみと謂ふも過言にあらざるか、戰國時代に御檀家帳あるも之れは宮津の有力家を載せたるものにて其の所屬を明かにせず、蓋し宮津鄕獨立に建國三千載の歷史は無き筈なれば所屬の研究は軈て丹後全體に亙らざるべからざるは寧ろ當然のことなるべし。史上最も古きところ御鎭座次第記に

御間城入彥五十瓊殖天皇三十九歲壬戌天照皇太神遷幸干但波吉佐宮、積年今時止由氣之皇神天降座天合明齊德給、如天小宮之儀志天一處

雙坐。

とあり、このことは大原の吉佐宮考には丹後舊事記を引きて「天照太神天橋立に在こと四年一國の民貢を入れる是所謂吉佐宮云々」となし尙ほ吉佐宮と宮津とを結びつけたり、果して然らば宮津は無論神領なりと雖も正確なる資料に出典なきを以て今斷じ難し、三代實錄元慶二年三月二十三日の條「丹後國與謝郡仁壽元年洪水流損田三百二十五町三百五十歩奉充清和院云々」と見えたれば、皇室の御料なりしことは推測せらるゝも、其の土地が宮津なりしや否や不詳に屬す。

二、源平乃至鎌倉時代

平安朝に於て名の著はれたるは藤原保昌にして和泉式部を具して國司の任に就き宮津に別邸を構へて住したりしが如きも此の頃は矢張り公料なりしならん、安德天皇御五十日記に「丹後守經正朝臣件國內大臣知行」の條見え當時の內大臣とは重盛のことなれば平安朝末平氏全盛時代には其領圖なりしものか、降つて東鑑に「嘉禎二年新丹後守泰氏云々」のことあれば鎌倉時代中頃足利泰氏當國の守護に任ぜられしならん。同期末足利尊氏叛するや當國の守護を一門なる一色範光に命ず、而しこれ等は皆丹後としての事項にて、宮津なる局部に就ては依然不明なり。

三、吉野朝以來の戰亂

足利氏の初めに於て一色氏當國の守護に補せられ加佐郡八田に治せしも正平年中山名時氏の爲めに橫領せられ、子詮範丹波郡吉原に忍び孫滿範明德二年山名を討て本領を復し、永享年中子義範封を襲ぎ應仁の亂其子義直山名宗に黨し細川勝元の東軍に抗す、西軍利あらず義直丹後に入らんとするも山名氏丹後に破れ路を塞がれて果さず、與謝郡誌曰

應仁の大亂一色義直西陣にあり、義直所領丹後を犯されんことを案じ再三使者を下して警備せしむ、果然若州の武田元信一色氏の不在に乘じて丹後に攻め入り文明四年九月八田を占領し、明應七年五月一日國衆普甲山へ殺到し一色義秀迎擊に力めたるも力及ばずして自刄し一門十三人生害、廿八日善王寺石河中務亟割腹、普甲寺普賢堂此役に兵火に罹り滅したりと云ひ一色の墓は上宮津の小田にありと。

永正三年細川澄之丹後に來り石川勘解由左衛門直經の據りたる加悅城を攻めしめ後ち宮津如願寺谷に戰ふ、與謝郡誌如願寺合戰の條

永正三年三月若州武田元信また邊疆を犯し二十七日逸見駿河入道を將として由良川を渡り西漸す、五月細川澄元丹後に出陣して加悅城に石川勘解由を攻め一色より和を媾じて小康を得たるも、八月三日加悅谷及び宮津近邊に合戰十月二十日如願寺谷合戰やはり一色義季京都にあるの留守を覘つて丹後を押領せんとせしなるべし云々。

此の如願寺の役兩軍引分れとなり之より成相山に登りて更に一色と挑む、一色勢新熊野山及び阿彌陀ヶ峰に陣して之れに對峙し武田援を細川政元に乞ひ政元は小笠原朝經入道澤藏軒に兵三百を授けて馳せ向はしめ、己れは丹波高津に陣し細川澄元は丹後田邊に出陣す。既にして應援の軍一部成相山の武田勢に合し一部は加悅谷に入り、山田及び加悅城を攻めて下山、石川等を降し細川政元京都に歸るや逆臣蔦西の爲めに弑せられ京師擾亂す、時に一色義季京都にあり小西石見守を丹後に下して部下を督勵し、一色勢勇躍して各地より阿彌

陀ヶ峰に集り攻防大に力むる折柄、六月二十日義季京都より歸り自ら陣頭に立て成相寺に殺到し、奮戰數日火を堂に放つて夜襲を決行するに及びて武田勢總崩れとなり、主將辛くも身を以て遁れ澤藏軒は一色に和を乞ひて宮津に引上げたるも加悅谷に城を渡し恨みを呑みて降人となれる石川以下の同士一揆に起り、上宮津に追詰め先手は早くも普甲嶺を塞ぎて通過せしめず、澤藏軒逆走して文殊堂に自刄し和久掃部、古市丹後以下一族之れに殉ず。武田義純さすがに一時は懲りたるも執念殘りて捨て置かれずとし、同十一年また邊疆を犯し加佐郡より大河筋を略し河守谷を經て上宮津に來り、栗田の小倉一族これに死するもの多く、同十四年五月には一色守護代延永修理進若州に攻め入りしも敗れ其年八月加佐郡倉梯城武田勢の爲めに略せらる。越へて天文十六年二月下宮津有田田中邊に戰鬪ありて石田の土方兄弟三人之れに殪れ、十七年四月また戰あり葛西孫六宮村附近にて一色の爲めに亡ぼさる。降つて安土桃山時代に入れば天正六年細川藤孝織田信長の命を受けて丹後平定に從ひ、先づ丹後を兩分せんとして宮津に入り宮村なる猪の岡に據らんとして破れ、途を轉じて加佐郡より西漸し中山城にて一色義道を亡ぼし其子義俊與謝郡弓木なる稻富紀伊の居城に據りしを、藤孝女を配して和を媾じ謀を以て田邊に誘殺し、伯父義清丹波郡吉原城より來りて後を襲ひしも細川の爲めに圍まれ天正十年九月廿八日落城と共に血路を宮津に開き、細川の本陣を突かんとして腹脊に敵を受け刀折れ力盡きて海岸に自刄し一色家茲に滅ぶ。以上は事みな軍記に屬し此の章の主題たる所屬の變遷、管轄の沿革に對しては殆んど核心に觸れざりしかの感あるも、建武年間足利尊氏叛して光明院を擁立し一色氏を丹後に封じて以來、範光、詮範、滿範、義範、義直、義有、義季、義道、義俊、義清と八世十代二百四十六七年間、世は暗憺たる兵火擾亂の巷にあり、群雄檣を隔てゝ睥睨し攻防鬪爭これ事とするの有樣なれば、政治は無論軍政にて統御も所屬も固より全かるべき謂れなく、土地の住民としては極度に蹂躙せられし時代なるべし、蓋し此の間の所屬に就ても幾分か當時の狀勢を推知すべき資料なきにあらず、开は前記田數帳と御檀家帳なりとす、以下款を改めて之をのべん。

第二款　室町戰國の所屬

一、田數帳所載の領主

丹後田數帳は但馬に於ける太田文と殆んど同じく中世の田積を記せるものにて、太田文は鎌倉時代の記錄なるも田數帳は足利時代なるの相違あり、原本成相寺に存し明治三十七年二月內務省告示第十號を以て國寶に指定せられし貴重の紙本なること前章既に言へり、首に正應元年八月註進とあるも奧に長祿三年五月三日國富兵庫助帳寫とあり、次に宮津の部だけを拔萃し聊か註釋を加へんとす。

丹後國諸庄園鄕保總田數帳

與謝郡

一　宮津庄百五十五町三百十二歩內
　　百七町九反八十歩　　等持院

十三町四反二百四十一歩　栗田村御料所
此内一町一反三百六歩　永不
十五町九反三百十五歩　檀林寺
七町五反二百八十九歩　同領公文分
七町五反二百八十九歩　公文分延永左京亮
此内一町八反二百八十三歩　本不作
二町五反七十四歩　漆原名同人

と、宮津は前記の通り和名抄の郷名なるが此の頃には大部分等持院の庄園なりしなるべし、「栗田村御料所」こゝに御料所といへるは當國守護一色家の家領を指せるものなるべく、「永不」は田地の荒廢に歸したるの謂にて栗田村十三町四反の内一町一反は荒地の意味なるべし、十五町九反檀林寺領、又次の公文分十五町二反十八歩は之を二等分し領家檀林寺と地頭延永左京亮と分治せしものなるべし、蓋し延永氏は守護一色の被官五家の隨一にして府中村に居し、主家に代りて丹後の守護代を勤む、その所領熊野郡川上庄に五十町三反加佐郡志楽庄に二十八町七反その他與保呂にもあり勢力家なるを知る。「漆原名の二町五反」これは名田か、名田とは至尊または高貴の方より或土地人民を定めて御名を附し、之れを御名代として御料に入れしを某因とし、後には土着の豪族又は武勇材幹のものなどが其所有地に自己の名を附して之を名田と云ひ、名内の住民を名子と唱へ名子より此の名田の主を名主と稱して尊敬せらるゝの俗、鎌倉末葉より足利時代に亙りて盛んに行はれたれば蓋しそれなるべし、栗田村の地續きに漆原の名殘れり、此の書の註進年暦につき中郡誌には中山信名の說を參照して。

此帳は始に正應元年八月とありて奥には長祿三年五月三日國富兵庫助帳寫とある、正應元年は鎌倉時代長祿三年は足利の中世で其間百七十年も離れて居るが、是れに就ては水戸の學者の中山信名氏の案では鎌倉の時諸國から田地の町高及領家地頭の名を書き上げさしたこれを太田文といふ、太田文は今一二ヶ國殘つて居る位で中々貴重なものであるが、この田數帳は足利時代の年號も書き入れあり領主の名も皆足利時代で內容は足利時代なれども、正應元年の太田文を本にして長祿の現在をかきさめたものである、と現に此帳を寫した國富兵庫助といふのも此帳の中に見にて丹波郡三重郷七町三反の領主である云々。

と、いひ熊野郡誌には櫻井勉の說を揭げて是れを難駁せり曰く。

花營三代記應安五年永和五年ノ條竝ニ召ニ出國々大田文ニ云々ノ文アリ蓋シ足利氏ノ初メ南北相爭ヒ寧日アルコトナク田地ヲ檢スルノ暇ナク鎌倉ニテ編製セル大田文ヲ因襲シ柱楷又ハ張紙ヲナシテ之ヲ用ヒシコト必ズ明治八年ノ地租改正以前ニ於テ元祿寶曆頃ノ古檢地帳ヲ用ヒ居シモノト同一ノ狀況ナリシモノナランサスレバ正應元年八月日ノ七字ヲ存在スルハ怪ムニ足ラザルガ如シ然レドモ若シ正應元年八月日ノ七字ヲ存在スルモノトスレバ大田文ノ三字モ亦存在セザルベカラス、因テ熟ラ按ルスニ應安永和ハ足利義滿ノ將軍ニ任ゼラレタル初年ニシテ南北分立戰爭未ダ息マザルノ時ナレバ田地ヲ檢スルノ餘裕ナカリシタメ鎌倉時代ノ大田文ヲ襲用セシニ享德長祿ノ頃ニ至リテハ南北一ニ歸シ干戈全ク收マリ昇平七八十年ニ及ビシ故天下ノ田地ヲ檢シ改メテ田數帳ト稱セシモノナラン、果シテ然ラバ大田文ノ名稱ノミヲ改メテ田數帳トナシ單ニ正應元年八月日ノ七字ノミヲ存スルノ理由ナキコト昭々タリ、然ルトキハ正應元年八月日ナル七字ノ誤謬ヲ來シタル因由ハ極力考案セザルベカラザルノ問題ナリ、此ニ於テ反覆田數帳ヲ檢閲スレバ初ニ享德元年新宮國分寺云々ノ二十餘字アリ尾ニ長祿三年五月三日國富兵庫助帳寫ト云ヘル十五字ノ跋文アリ是レニヨリテ之ヲ推セバ田數帳ノ編製ハ必ズ享德元年ヨリ長祿三年ニ至ル八ケ年ナラザルベカラズ、由テ冉ビ熟考スルニ享德長祿ノ間ニ康正ト稱スル年號アリ、正應二字ハ康正二字ノ顚倒シタルカ、康應二字々冠相同ジキガ故ニ再々康ヲ誤リテ應トナセルモノタルヤ必セリ、辯ジテ此ニ至レバ中山氏ノ說ハ到底無稽ト云ハザルヲ得ザルナリ云々。

と、若しそれ正應の二字は康正の誤寫なりとせんか、試みに群書類從第五百一卷に載する處「康正二年造内裏段錢國役引付」中丹後に關する部分十七八ヶ項を採りて比較するに全然皆符合す。康正二年は長祿三年を溯ること僅かに四年にて殆んど同時代の記錄なれば符合するは寧ろ當然のことなりと云はざるを得ず、果して然らば田數帳は康正元年八月に註進せられしものゝ長祿三年五月に三重鄕七町三反の領主國富兵庫助所有の簿冊に就きて寫したるものと論定するを得べきが如し、丹後國の田積を記せるものゝ此以前に係る文書の據るべきもの無ければ之れを以て最古とすべく實に貴重の資料なり。

二、御檀家帳の有力家

丹後御檀家帳は奥書に天文七年とあり今を距ること三百八十餘年前、伊勢の度會の御師福井末高なるものが丹後國加佐郡を除き他四郡の檀家を書き留めしものにて、村々の家數城主家臣寺院山伏など詳しく記載し、之を繙けば宛然その頃の國中を巡回するが如き心地を感じ丹後史の研究上田數帳に亞いで得難き資料なり、左に宮津の部を抄錄し例によりて聊か愚見を加ふることゝす。

與謝郡

一、宮津の内によくわんにて

櫻本坊　小倉殿御代參めされし人

きやうそう坊　おぐらどの御代參めされし人

一、宮津いち場

かうたや　かへしする人　小倉殿おとなゝ

三郎兵衛殿　千賀孫左衛門尉殿

一、宮津ゑのしま

かうたや　かうおや

平内どの　ゆいおけやかもん殿

一、宮津太田

彌左衛門殿　おくら殿の御中間

一、宮津の御城

國の奉行ゝ

小倉どの　小倉孫介殿

和田三郎衛門殿　おくら殿御そうしやおとなゝ

小谷清左衛門殿　小倉孫八郎殿

此外小倉殿御同名御内衆あまたあり

御參宮のときはことゝくは村に毎年音信申事はなく候

此の記事頗る面白し、抑も「宮津の内によくわんにて櫻本坊經藏坊、小倉殿御代參召されし人」といふ、宮津町には有名なる古刹如願寺あり寺中の僧侶櫻本坊經藏坊などいふもの時の城主小倉播磨守の代參として伊勢神宮に奉賽せしなるべし。「宮津の市場講親返しする人小倉殿の大人三郎兵衛殿云々」此の帳の宮津といへるは今の宮津川流域と宮津港に面する一帶の地域を指せる者にて後の上宮津下宮津の諸部落を總稱せるも

のなり、而して市場は宮津川口の海濱に設けられたる互市場にて今の宮津町は此の市場より發達せしものなるべく、三郎兵衛孫左衛門など云へるもの小倉殿の大人として當時市場の牛耳を執り伊勢神宮檀家の講元など勤めしならん。「宮津ゑのしま」今何れの地點か不明にて講親平内ゆいをけ屋掃人殿また詳かならざるも結桶屋は蓋し商工の中心地たる市場を距ること遠からざるべし、「宮津大田」は恐らく今の上宮津の小田ならん、城主小倉の中間彌左衛門が檀家の筆頭なりとすれば小倉の城との間隔これもあまり遠距離と見る能はざる理由あり、「宮津の御城國の奉行小倉殿」は今の上宮津喜多村の小倉城なるへし、地要害にして普甲嶺の麓を扼するに崛强の地なり、一色氏重臣の居城として當を得たり、蓋し小倉氏は府中延永、加悦の石川、加佐郡の三方、熊野郡の氏家諸氏と共に一色被官五家の一にして恆に一色所領丹後國の奉行を勤む、田數帳にも小倉氏の所領所々に見へ、一色軍記、丹後野乘に小倉播磨守上宮津山に居城し天正年中細川氏の入國を禦ぎし由を記す、丹後舊事記、丹後一覽集、丹後細見錄等みな同じ、小倉播磨守及び其一族の位牌は同地盛林寺に現存す。尙ほ小倉氏の勢力範圍は栗田一圓に及べるものゝ如く、同帳に

一くんたしやうし町
一城の主之　小倉殿御門の人　かうなや
川島左衛門尉殿　畑中の大夫殿
一くんたの小田
一城の主之　小倉殿御内の人
堀江新右衛門尉殿　堀江おきの守どの
ほり江殿御内
永福寺　または成善院と申　五郎左衛門殿
くわはら十兵衛殿　たうゆう入道殿
堀江小治郎どの　するが殿と申人の御しそく

栗田上司町の高妻山に川島備前守の據りし旨一色軍記その他諸書に著はる、川島氏の菩提所同地龍源寺には川島宣久の堂像古鏡及び當時用ひたる陣太鼓などあり、又小田宿野に小倉筑前守堀江伊豫守の籠りしよし宮津府志、丹後舊事記、その他諸書に見ゆる是れなるべし何れも城趾及び城主の末裔と傳ふるもの今存す、永福寺は小倉冢の香華所にて筑前守の位牌も寺内にあり、本來栗田の地は前記地理資料所載の如く宮津鄕内なりしならん、丹後のことを書けるものに有名なるものは前の田數帳と此の御檀家帳なるが、兩者を照合すれば一は應仁の亂以前一は戰國時代の中葉にて、此の間歲を閲する八十餘年一部田數帳の面影を傳ふるも、また他の一部には領主地頭等が如何に割據封建の風を帶び、如何に優勝劣敗に陷り行くかを想像し得べく、丹後史料としては實に貴重なるものといふべきなり。

最も此の帳の編者に就ては熊野郡誌に次の如く謂へり。

外宮の御師福井末高といへるもの丹後國の檀家を書留めたる帳なりとなせど、其著者果して末高なりしか、現今其の原本紛失して末寺形を正すに困難なるも奥書に天保八年正月吉辰書寫とある福井一黨系圖竝に明治四年印改の福井九兵衛系圖によるに、何れも高と記せるものなし、年代等に就いて調査するに末成の子に末堯あり大永五年の生にして元龜三年十二月廿八日卒年四十八とあれば、この末堯

こそ、檀家帳の筆者なれと推知せらる。されば檀家帳の末高の高字は堯を草書に記せるより書寫の際高字と見誤りたる者ならん乎。天文七年は末堯十四歳の時なり、丹後舊事記の一本にこの書の事を記して天文九年庚子十一月とあり、天文九年は末堯十六歳の時なり云々。

と、蓋し福井の末裔熊野郡久美濱に住し御檀家帳も久美濱に遺存せる文書なれば此の説信を措くべきが如し。

三、安土時代の變遷

安土時代の世俗の狀態は前款御檀家帳によりて大勢を推察し得べし、而しながら當時丹後國大部分は矢張り一色家の所領に屬せしなるべく、將軍足利義輝亡び義昭始め織田信長に賴り信長の斡旋によりて將軍の職を襲ふや後には信長を除かんとして事露はれ、足利の一族丹後に走り一色氏に匿まはる、信長これを惡み一色を討伐せんとし賞賜に托して丹後の掃蕩を藤孝に命ず、新井白石の藩翰譜第七下に曰。

細川、藤孝信長に隨つて勝龍寺の城に住し一方の大將して度々の武勇を顯す、忠興童名は與一郎とぞ申しける十一歳にて父に從ひて槇の島の合戰に高名し河内の國片岡の城を攻めし時與一郎十五歳舍弟頓五郎十四才支藩頭興元なり兄弟共に父に從ひて此の日の先駈して二人ながら首取て終に城を攻落す織田殿大に驚き感じ給ひ彼兄弟に御教書賜て賞せらる、天正六年彼の父子三人が年來の功を賞して丹後國を藤孝にぞ賜りける云々。

藤孝父子丹後に來るや既記の如く先づ宮津に入らんとして破れ、二百四五十年間丹後の守護なる一色氏は容易に國を開かず、享保中編丹後田邊記曰

丹後一國の田地八千八百六十五町高十二萬三千石餘の地なり、天正の頃宮津の城に一色五郎滿信居住し長岡藤孝丹後を領し玉ひ來れども屬せず、藤孝謀略息女を一色五郎に嫁せしめ婿となして好をむすび、年始の禮に來りし時討果されたれば一色の家此の時滅亡せり云々。

四、桃山時代の管轄

細川父子女を餌に用ひて聟を釣り始め宮津猪ノ岡山麓に居りしも後田邊に移り、宮津は附近に代官所を設けて米田宗堅を居らしめ專ら戰後の鎭撫に力めしむ、藤孝致仕後子女を伴ひ宮津に遊び慶長五年德川家康豊臣の遺臣と美濃の關ヶ原に戰ふや、田邊なる細川忠興峯山なる弟興元と共に家康の召に應じて出陣の不在を好機とし、丹波福知山なる小野木縫殿介石田三成の使嗾を受けて丹波郡常吉村なる石子紀伊守等を煽動し、同志を蜂起せしめて丹後を併呑せんとす、慶長舊記峯山記

小野木縫之助石河荒河石子等を大阪の下知に從はゞ長く丹後の國を得させ再び一色氏の系圖を取立むと約するに依て田邊發向の手初支藩頭の峯山の居城をせめんと凡六百七十三騎押寄せ相戰ふ、爰に細川支旨法印幽齋は宮津の出張にありけるが此事聞いて峯山城へ使を送り支藩頭奥方其外一家中の妻子田邊入城すべしと有りけるに依て入城の催し有けれども大阪のはいふに恐れ石子紀伊守の下知に恐れて郡中人數を出さず云々。

漸やく竹野郡網野の農民と澤田治郎介の妻の勇敢によりて婦女子を救ひ出し又一方宮津は宮津日記に

慶長五庚子六月忠興公奥州へ御供ノ刻小野木縫殿宮津ノ城へ攻メ來ル由風聞シケレバ幽齋公姫君ヲ引連レ本城田邊御ツボミノ時八幡下流師東本屋五郎左衛門柳町田上勘左衛門木崎甚右衛門新右衛門作兵衛平兵衛中町東下勘左衛門右ノ者共御船ヲ守護シ田邊本城ヘ奉還移ソノ時當座ノ恩賞ニ長刀一柄波打際三間御領内勝手次第相働候樣ノ御書御褒美トシテ頂戴ス其砌長刀ハ杉末大明神ノ御社ヘ預ケ八幡山城ハ其時火ヲカケ燒拂ハレシ由也。

と載せ、細川藤孝子女を携へ遁るゝに窮したるの狀察すべし。殊に丹後舊事記には、

小野木縫之助が國中へくだせし回文に幽齋父子の爲を思ひ攻軍の煩らひをなす者あらば天下治まりて後所在を探し禁に可懸と有に恐れ、

石千近藤が回文に二百四十餘年の厚恩を思はゞ此度の攻軍に我々が企に從ひ大阪の進止に隨ひ可申と有に依て一國の百姓町人長岡にしたがはす宮津峰山へ馳來る者一人もあらざりけり云々。

と云ひ當時の世態人情掬すべきなり、斯くて細川氏は關ヶ原より歸陣して小野木を誅伐し在封二十三年にして豐前小倉に去る。宮津事跡記　曰

慶長五子十一月於江戸表細川越中守忠興御高三拾九萬石餘に御加增豐前國小倉に御國替被爲蒙仰由飛脚到着仍之御支度の上同年十二月廿六日御發駕普甲峠大雪にて一切通路難相成に付須津村ゟ加悅谷通り播州高砂に而御越年の由、且又信州高遠之城主羽柴修理大夫高知公當國高拾貳萬三千六百石被下置當國ゟ御所替被爲蒙仰同年十二月下旬御入國其後京極丹後守高知と御改名御領内ゟ御觸被仰出候云々。

三、江戸時代の沿革

江戸時代に降りては京極高知信州伊奈郡より來りて田邊に居り丹後十二萬三千石を食む、元和八年遺命によりて丹後三分し高三參萬五千石を以て田邊に高道一萬石を以て峯山に治し高廣七萬八千石を領して宮津に知府を開き寛永二年宮津海岸に城郭を築きて之れに居る、是より以後は次款に詳述する筈なれば委細は讓ることゝし茲には與謝郡誌によりて次の概要を掲ぐるに止めんとす。

關ヶ原役後細川藤孝忠興戰功によつて豐前の小倉に移封し、後陽成天皇慶長五年十月京極高知信州伊奈より來り田邊に居りて丹後全國十二萬三千石を領す寛永二年高知の子高廣宮津に城郭を築き所領三分して七萬八千石を領す、靈元天皇寛文六年高廣の子高國罪ありて領土沒收せられ三ヶ年間幕府直轄、寛文九年五月永井尙征山城淀より移封し子尙長延寶八年芝の增上寺にて殺害せられ弟能登守大和新庄へ轉封幕府直轄翌九年四月阿部正邦武藏國岩槻より入城、東山天皇元祿十年五月奥平昌春野州宇都宮より阿部正邦と交替せしも在城二十年にして中御門天皇享保二年二月豐前中津に去り、同年膏山幸侶信州飯盛山より來り幸道嗣ぎ桃園天皇寶曆九年濃州郡上城へ移り同年六月遠州濱松より本莊資昌采地七萬石にて入津以來資尹、資承、資允、資恭、宗資、宗秀、宗武等を經て明治維新に至る。

宮津知府開設以來下宮津の諸村には種々なる事情の下に消長隆替の變遷あり、就中惣村、波路村、文殊村（文殊門前村又山内村といふ）の關係、皆原村宮津犬ノ堂裏杉末乙部落の關係の如きは闡明の要ありと思惟するを以て今與謝郡誌より次の二項を抄錄せんとす。

惣、波路、文殊の關係

宮津に伴ひて消長ありしは宮村、惣、波路、文殊等接續の村落にて、宮村はもと猪岡の地下なりしもの、例の細川侯以來八幡宮を弓矢の神として尊崇ありしより著名となりしもの、由なり、其の端郷に辻の谷あり宮津日記に村田記を引きて天正八年庚辰八月細川藤孝忠興等宮津に入部ありしときのことを記し「山城築ヶ其處ハ八幡山トイヒフモトヲ辻ノ谷トイフ元來八幡山ニ小壘有此ヲ攻ル時城中飢ニ臨ヘクト察シ辻番ヲ置之所故ニ辻ノ谷ト名付」と爲す。

又惣村は文殊門前山内村を含み、波路は侍屋敷と錯雜せり、抑も又殊堂は往古波路の戒岩寺より兼管せしことありと云ふことなれば其寺領も波路村より支配せしことあるは珍とすべきにあらずと雖も、後世惣村の枝郷となせるは聊か異とすべし、天正九年八月十一日附米田宗堅在判水帳には「九世戸文殊領三十七石四斗三升波路分十三石須津村の内五十石渡守給貳反宮津之内以上」と奥書あり、また慶長七年八月六日附細川公在封水帳には「田方合貳町九反五畝四歩但此分文殊近所ニ在之、畠方合壹町壹反六畝拾壹歩但文殊近所ニ在之分、宮津下波路村の内に在之田數合壹町貳反六畝中畠壹畝拾歩田畠合米惣都合四拾壹石七斗壹升八合七夕八才」また須津村の分には「文殊領田壹町壹反貳畝拾貳歩文殊分云々」の條見え、波路村二百六石六斗〇六合須津村八百拾六石七斗四升の外に文殊領五六十石ありしもの、如く（中略）天和年間阿部侯初入以來文殊領五拾石を須津村にて十三石惣村にて三十七石、村高を減じて之れに引充て波路は無關となりし代りに惣村は文殊を支配するに至れり、尤も當時は住民も僅少なりし爲め村役人を置くの要なかりしならんも、其後幾多の不便に際會して三役を設けんとせしも組頭以下に限られて庄屋を置くを許されず、自然惣村の枝郷と見做され、明和九年兩村異議あり天保十五辰年九月、文殊より分離を出願せしも之れまた聽かれず遂に皇政維新に至る。

皆原、杉ノ末の關

宮津の西端を杉ノ末といふ、それより犬ノ堂の小丘を越えたる西側所謂御城下外れの新庄に特殊部落あり、今は宮津町杉末乙となすも當時御城下には軍馬の死屍刑死者の遺骸取片付その他雜役に使役したるも、市中に穢多の住居は叶はざれば皆原村の管轄に屬せしめたり、明治初年穢多の稱を廢し新に平民とせられしより何時とはなしに新庄と呼ぶに至れり云々。

第三款　宮津藩

一、京極氏

宮津藩の始封は遠く一色家時代に胚胎し細川氏の時に萠芽せしと雖も、所謂宮津藩なるものゝ創設せられしは元和八年京極家三分により寛永年中宮津築城以後のことに屬す、爾來宮津藩の變遷につきては丹哥府志卷二宮津の條左の如く云へり。

宮津は元和の頃迄市場といふ、元より一々の人相集りて物を交易する處なり、元和八年京極丹後守高廣初めて城郭を築く、於是市場の名を改め宮津といふ。寛文六丙午年高廣の子高國故あつて所領を沒收せらる、始め元和八年高廣初めて城郭を築きてより今茲午年に至る凡四十五年にして亡ぶ。午年より酉年に至る凡四年其間在番交代、寛文九年己酉年五月六日永井右近太夫尙征山城淀より宮津に來る、延寶八庚申年六月廿八日尙征の子尙長故あつて所領沒收せらる、始め尙征初て宮津に來りてより今茲庚申に至る凡十二年にして亡ぶ、申年より翌年四月に至る其間在番、此の時の縣令宮津領の延高二萬二千五十石餘是を高に結ぶ、延寶九辛酉年四月二十五日阿部對島守正邦武州岩槻より宮津に來る、元祿十丁丑年五月下野宇都宮へ移る、始め延寶九年初めて丹後に來るより今茲丁丑に至る凡十七年、元祿十丁丑年五月十一日奥平熊太郎下野宇都宮より宮津に來る、享保二丁酉年六月豐前中津へ移る、元祿丑年より今茲丁酉に至る凡二十一年、享保二丁酉年六月肯山大膳亮幸侶信州飯山より宮津に來る、寶暦九己卯年六月幸侶の子幸道美濃郡上に移る、始め享保二年初て宮津に來りてより今茲己卯年に至凡四十四年、寶暦九己卯年六月十五日吾公遠州濱松より宮津に來る、以後代々之を領す云々。

京極氏の宮津に來りしは寛永二年城郭の築成に伴ひ高廣の移り來りしに初る、高廣のことは同書に、

元和八年八月十二日高知卒す、年五十一歳子三人あり長を高三といふ、三萬五千石を分つて田邊の城に居る、次を高道といふ實は板木兵部少輔宜綱の子なり故ありて高知の猶子となる、壹萬三千石を分ちて中郡峰山に館を造りて之に居る、次を高廣といふ高廣の母は故の毛利河内守秀頼の女なり是以之を嫡子とすよつて家を繼ぐ、元和八年初て宮津に城郭を築き爰に移る七萬五千石を領す、始め元和二年十二月從五位下侍從に敍す、寛永三年八月從四位に任ぜられ大御所の外孫參議の女を妻り子三人を生む、承應三年四月廿三日剃髮して安智齋と號す。

とあり。又宮津府志によれば、

元和の末より築城の事始り寛永二乙丑年に至つて城郭大略出來して高廣公移居なり、此後十二年を經て寛永十三丙子年に至て城郭盡く出來云々。

と云ひ。宮津事跡記にも、

七萬八千石を以て長子采女正高廣公に與へ宮津の新城に移し玉ふ、時に寛永二丑年、采女樣御儀丹後守高廣公と御改名云々。

と記載せるが恐らく元和八年に宮津に移りしにあらずして、元和八年築城に着手し寛永二年ほゞ出來したる際に宮津に移りしと爲せる後者の說を至當とすべし、嫡子高國のことは丹哥府志に、

嫡子高國家を嗣ぐ始め高國敍爵して山城守に任ず寛永二十年十二月從四位に陞る、既に家を繼て侍從に任ぜられ丹後守を兼ね、寛文六年四月安智齋入道其子高國無殿の事一々官に訴く、於是同年五月三日高國奥の南部へ配せらる、男子五人女子二人皆諸侯に托せらる、高國うき年月を送り迎へ延寶三年十二月廿四日配所に死す、年六十歳、安智齋入道固より子の罪を正しき親より訴ふる事なれば、丹後守は罪に處せらるゝとも累代の所領は三男に賜るべきと思ひしが案に相違しければせんかたなく洛陽黑谷のほとり岡崎といふ所に庵室を結び心ならぬ浮世を渡りける、延寶五年四月廿七日はかなくなりぬ年七十九云々。

と云へり。蓋し承應三年四月高廣剃髪して安智齋と號し、宮津城郭の東南惣村口に方百間の別邸を營み新田壹萬石を隱居料として食まんとするや高廣懌ばず、爾來父子兄弟次第に隔離し安智齋は京都岡崎に去りて終に父子不和の訴へを起すに至れり天野信景翁の鹽尻二十五寶永の卷近世亡主の條。

七萬八千七百石餘　丹後宮津　京極丹後守高國

慶長前後萬石以上の亡家大堅聞傳へ侍りし百餘家なり、此外にも有にや、萬石以下は左こそ多かる、家々の末今家系を傳へたるも纔になられしものあり、亦跡なく亡ひけるも多し、嗚呼一盛一衰は人世の常ながら或は異心の名により、或は自の不法亦は家人のわざわひより起り事亂れ、又は子なくして絶たるもあり。百年の近きすら如此、況んや足利織田豐臣等の恩澤によりて大家と成たまひし家々、跡なく夢となられし世かたりにさへ忘れ行諸家いくらといふこと有へからす、時にしられ世に名をあけし類ひ猶然り、數ならぬ身の代々つたへて絶さるは幸とやいふべき、常ならぬ浮世にあたなる身を頼て末のあらましなんとこちたく思ふこと無下の事なりけり云々。

また宮津事跡記に曰

寛文六丙午二月十八日於御本丸に御能有之町中に見物に可罷出旨被仰出御上樣方見物人不殘に御辨當被下置且又三月二日殿樣江戸表に御發駕被遊候然る處同年五月朔日御城內御堀にたなごと申魚千斗り海より鵜上り悉く死にけり前代未聞の凶事なりと御家中の人々穩便に取捨られける、然る處同月三日高國公御親子を始め御兄弟中御不和合之段親不孝に相成並御領內百姓に御仕置邪多百姓一同令難儀候段箇條被仰渡仍之御領地被召上南部大膳太夫樣に御預ケに相成候由翌四日江戸表發足熊谷治郎兵衛柴田八郎右衛門兩人早打に而同月十一日辰刻宮津に到着云々。

なほ此の事は宮津日記にも次の如く言へり。

寛文六丙午年三月高國公參覲五月三日傳奏屋敷へ被召出四十八ケ條一ケ條宛御言渡四十七ケ條ハ言譯相立候得共今一ケ條親不孝ノ言譯相立不申於是御改易被仰付高國樣ハ奥州南部大膳太夫樣へ御預ケ御子息近江守樣ハ藤堂大學樣へ御預ケ皆御役所表御門ヨリ直ニ御目附同道ニテ御越ノ由高國公供ノ衆ハ一向不知表御門ニ罷在候諸夕御屋敷へハ相聞へ呼ニ參リ候由也侍分十一人御供其外小者衆三十七人相從フ御子息近江守高賴樣御年二十壹歲藤堂大學御城伊賀上野城へ御越此時家老淺井因幡　伊木七郎右衛門　磯谷助右衛門　奉行藤齋九兵衛　中江民部　寄澤圖書　落合內匠　年云々。

此に於てか松平若狹守同主殿正小出伊勢守等宮津城受取の上使として江戸發足、此當時の事は宮津事跡記、舞鶴城舊聞記、鶴城雜記等に詳しく、今宮津事跡記によりて採錄すること次の如し。

條々

一　京極丹後守儀重々不屆ニ付領地被召上南部大膳太夫へ預ケ畢、仍之丹後宮津城爲請取松平若狹守松平主殿正小出伊勢守在番水谷左京亮九鬼長門守被差向之間到着之上若狹守本丸主殿正二ノ丸伊勢守三ノ丸左京亮長門守ハ二三ノ丸可相勤之、右之通宮津ヱ發足可有之事

一　家中明屋敷番之儀町人百姓共見付ニ可被申付事

一　寺社領先規之通新規之證文ニ可被改事

一　丹後守御殺高之內除地有之ハ兩樣可被改事

一　給人城下拂之儀上使並御目付之銘々從到着三十日限可り爲之事
　但給人宮津領之內ニ有之度旨申輩者遂穿鑿勝手次第可差置且可立退者ハ先々ニ而無違亂可借宿旨目付方書付可差遣事

一　領地之儀兩宮治郎右衛門長谷川久兵衛金丸喜右衛門河合甚五兵衛ヱ可被引渡改ニ付人數入用之節ハ左京亮長門守家來共可被差添事

一　粮種貸之儀藏方出シ貸付當暮無相違可取納事
　附ク年貢不可致辨損候事

一　未進方ニ取之召仕之男女之儀ハ其主人方可致相對次第ニ但シ貳拾ケ年過相勤候願之者有之ハ可爲普代付諸代出置男女其無紛於之ニ普代ハ勿論之事

一　貸借等之儀ハ其證文次第取付之事

右之條々依上意執達可申處如件

午五月十日

上使中　内膳正　但馬守　大和守　美濃守　豐後守　雅樂頭

上使青山大膳正頼重、御城請取方松平若狭守同主殿頭重利、小出伊勢守春光、大目付中田伊豆守永利黒川丹波守森明、勘定方上長安之亟明尚雨宮治郎右衛門邦長、御使番下川久太夫永國西野藤兵衛光永、改方島田善十郎、岩瀬忠右衛門一行五月十七日江戸發足六月三日宮津到着直ちに次の制札を掲示す。

條々

一　今般丹後國宮津城爲請取差遣候間其趣相改逗留中諸事上使之可請差圖之事

一　喧嘩口論停止之事若違犯之輩於有之ハ双方共可誅罰之萬一令荷贓者其科可爲重都而法度之儀堅ク可申付事

一　猥リニ竹木不可採竝ニ押賣押買不可致狼藉事

一　此度逗留中人留之儀一切可爲停止事

一　城中侍屋敷町方ニ至ル迄火之元嚴重ニ可申付事

右之趣堅ク相守可申若違犯之輩於有之ハ急度可處罪科事

寛文六丙午年五月　日

松平若狭守

松平主殿正

小出伊勢守

此の報一たび宮津に傳はるや上下愕然爲す所を知らず叛歸去就その途に迷ひ、或は籠城せんと云ひ或は退去せんと叫び城下竝に領内また擾攘を釀し鼎沸容易に拾收すかべらず。

舞鶴城舊聞記曰

神尾若狭守西尾藤兵衛御越にて傳奏屋敷の樣子家老共へ申渡さる同日家老四人より落合主税方ゟ右之仕合申越四日未明に江戸發足同九日酉之刻宮津着就夫諸士以下へ申渡され同戌刻町奉行所より町中へ相觸れられ一統の騒動となり恰も戰場の如く相成十日十一日此事領内へ相聞へ他國の者迄入込み喧嘩或は押込等の賊有之既に城内へも入べき體に見へけれど主税之介物頭に足輕引連れさせ嚴敷御改につき大略靜謐になりけり同日磯矢助右衛門到着に付家老中寄合助右衛門方被申聞候は江府にて土屋但馬守樣へ推參主人丹後守より當城可明渡旨之墨付不參候而は御請如何とも難申上段申上候得共但馬守樣は城は公儀の城に候間申分有間敷と仰せられ御取用無御座候故詮方なく罷歸り候此上は何れも御思召次第可被致旨申渡され候處家中同意致ゞ惣家中ゟ本丸へ呼集め主税介殿より被申候は我等儀殿樣方御墨付參り候迄は籠城の覺悟之旨被申候得者一統同意の旨申上候。

また宮津舊記卷一曰

京極丹後守樣御改易相成候段寛文六丙午五月九日酉刻京極右京太夫樣より家老落合主税介殿に被仰候に就諸士以下に被申渡同戌刻町奉行所より町中に御觸有之候に付町方に騒動起り戰爭の如く相成同十日十一日此事御領分中に相聞へ百姓或は御他領の者迄多分入込み喧嘩或は盗人かたりの族も有之候既に御家中屋敷までも盗賊惡人に付落合主税介殿より被仰付者頭又は御目付衆同心召連れ嚴敷御吟味に相成仍之穩に相成云々。

十三日未の刻磯矢助右衛門到着に付家老中寄合助右衛門より被申聞候は江府に而土屋但馬守樣に罷出丹後守ゟ當城可相渡旨墨付被差越候樣御取斗達而相願ひ候得共相調申さず無詮方罷歸り候此上は何れも御思召次第可被致旨申渡候に付頭分の者共申聞られ候は何分にも主人より城可相渡旨御墨付無之而は難相渡哉に奉存候段々惣家中本丸に呼集せ主税介殿被申候は我等儀は御墨付參り候迄は籠城の覺悟之

旨被申候處一統も同意の旨申に付（中略）一味同心の者は誓詞可致旨申之仍執筆は澤圖書口上承屈は中江民部、幔面の次第一味の人數左の通り。

落合主税介、澤圖書、伊木七郎右衛門、中江民部、磯矢助右衛門以下四十九名（姓名省略）

一味同心籠城連判狀に加盟せるもの五十四人（但し鶴城雜記には五十人と云ひ、舞鶴城舊聞記には六十一人と云ひ、其他にも尙異說あり）家老の名を以て上使青山大膳亮へ三田村德右衛門久保田源右衛門を遣して籠城の旨を進言せり。曰く、

京極丹後守國元に差置候家老落合主税介澤圖書伊木七郎右衛門中江民部磯矢助右衛門右五人之者共奉申上候

今般丹後守儀如是の仕合に依り御上使樣宮津表へ御出張之段重々奉恐入候然る處丹後守より拙者共預り相守り居候城之儀に付同人より可相渡旨之墨付未不差越候（中略）右五人の者共切腹と覺悟仕罷在候得者後に至り申上候ては如何敷奉存候乍恐此段以兩使を奉申上候以上

午五月　日　　丹後守家來　三田村德右衛門　久保田源右衛門

青山大膳亮樣

然るに一方反對黨は更に連判狀を作りて五月十四日上使一行に進達したりその文に曰、

乍恐以書付奉言上候

今般丹後守領地被召上候に付家老共籠城之覺悟にて家中者共城内に呼寄及相談候は丹後守より墨付不參内は城不相渡旨銘々存意承度旨申聞候得共私共儀は同意不仕丹後守仕置不宜なも諫言不仕候に付彌々以我儘增長致し右之仕合然らば家老共其身の罪難逃世間の佇も難相成に付無餘儀黨を結び候儀に可有之私共儀は奉對公儀に恨の筋無御座に付不義之輩と一味不仕尤も一應は同心仕候得共偖思案仕申立候には無御座日本國中大小之神祇を以て神掛け最初より同心不仕候此段以書付奉申上候　以上

五月十四日　　森瀨兵衛以下二十二人連印

松平主殿正樣　御家老中

小出伊勢守樣　御家老中

籠城開城かくの如くにして藩中反目統屬する處なく、隨て上使一行も警戒を加へて相當なる同勢を率ゐて宮津に入らんとするの摸樣あり、其内十六日申の刻に到り多田半兵衛なるもの江戸表より丹後守高國の親書携帶歸城す。文に曰

今度自分重々不調法之段不及是非次第家中之者共一統流涙爲致候段一入不便に存候宮津城之儀御上使以御差圖可被相渡條依而如件

午五月六日　　丹後守　高國判

落合主税介殿

澤圖書殿

伊木七郎右衛門殿

中江民部殿

衆論此に一定開城に決し上使の來着を待つ。宮津舊記曰

六月朔日町奉行所より御上使樣方々御宿札を以て町方御家中屋敷等に宿割被仰出寺社奉行よりは諸寺院に宿割仰出同月四日に御上使樣御出向として落合主税介磯矢助右衛門河守町に出張小幡市郎右衛門は四辻村に出張西川又右衛門は栗田に御出迎に出張、五日御勘定奉行御代官宮津に御着長谷川久兵衛殿は職人町掛屋吉右衛門方金丸喜右衛門殿は分宮太兵衛方河合甚五兵衛殿は如願寺威性院中村李右衛門殿は成智院藤林市兵衛殿は成就院猪飼治郎兵衛殿は龍性院夫々に御止宿御目付能勢治左衛門殿麻上下にて百二十人に落合主税介屋敷西尾藤兵

衛殿上下九十人にて伊木七郎右衛門屋敷、京街道口より松平主殿正樣侍百五十騎都合人數二千人斗りにて京街道筋四百間の間に御控へ、小出伊勢守樣侍百騎斗人數都合千百人斗りにて松縄手四百間斗りの間に御控へ、青山大膳亮樣は侍百拾騎にて人數都合千三百餘人にて上宮津より普甲嶽の間に御控え、黒川丹波守殿は上下百人斗りにて普甲峠の間に御控え、御目付能勢治左衛門殿西尾藤兵衛殿上下三拾人斗りにて宮津より御出迎被遊候に付主殿正樣大膳亮樣御供の侍少々づゝ召連れ大手門より靜々と御入城、若狹守樣侍百六十騎人數都合二千人斗りにて波路濱より栗田峠の間に九鬼長門守樣は侍九十騎上下人數八百人斗りにて栗田峠より栗田迄の間に御控え、水谷左京亮樣は侍百騎斗り都合千五百人斗りにて犬之堂より須津峠までに御控え右三方の大將何れも御供の侍士少々宛御召れ五日午刻大手門より御入城、五人の家老は麻上下にて大手口に罷出大手前には熊谷治郎兵衛米村正右衛門足輕拾人、馬場先御門には印藤越右衛門河井彌五右衛門足輕十人、波路御門前には久保田源右衛門三田村德右衛門足輕十人、惣口御門には澤八郎右衛門纐九左衛門足輕十人、城内には五月二十七日より中江源太澤庄之助相詰め罷在候處松平若狹守樣松平主殿正樣家來請取之、波路口は九鬼長門守樣家來惣村口は水谷左京亮樣家來請取之、馬場先口は小出伊勢守樣請取之、御門々は不殘入替りに相成大將分三方より夫々御入城水谷樣は中江氏部屋鋪に九鬼樣は澤圓書屋敷下部は不殘家中の明屋鋪に御入り、青山樣は御使者屋敷御泊下宿は魚屋町筋、主殿正樣は二の丸下宿は鳥町筋京街道筋切戸町、若狹守樣は本町木綿屋嘉兵衛下宿は白柏町河原町筋、黒川樣は西脇甚五右衛門屋敷何れも行列にて美々しく武具馬具等に至るまで花麗の御つくろひいに御入城あり(中略)御同勢都合何萬人の人々御家中屋敷町方寺社方近在等に御泊畫夜嚴重に御守有之萬民安堵しけり云々。

斯くして六月五日城地の明渡しと共に采封版籍の授受を了して采地は幕府の直轄に入り、加佐郡波美村に代官所を設け中村杢右衛門、猪飼治郎兵衛、藤林市兵衛の三氏如願寺より波美に移りて御代官たり。同時に宮津城は授受より其年十一月晦日まで在番水谷左京亮、十二月朔日より翌寛文七年六月晦日まで淺野因幡守、七月朔日より翌八年五月十五日まで龜井能登守それより九年五月六日まで小出修理亮の順序にて在番を置かれたり。

二、永井氏

寛文九年己酉二月二十四日山城國淀城主永井右近太夫尚征移封の命を受け、同年五月六日入城して在藩但馬國出石城主小出修理亮と交代せられたり、當時の事情は舞鶴城衞開記に次の如く載せたり。

寛文九酉年二月廿四日於江戸永井右近太夫樣宮津へ御所替被仰付同廿九日申剋飛脚宮津へ到着ス、三月朔日代官衆ヨリ町在へ觸有リ同年五月六日巳剋宮津エ御着丹波屋五郎左衛門宅ニテ御裝束御召替フレ御入城被成御在番衆同日御歸國也淀ヨリ宮津エ移ラセ玉フニ御引越料モ無之申年納米三千石拜借ナサレ宮津へ御入ノ御扶持方トナサル、右拜借米酉年ヨリ亥年マデニ御返上有之。

宮津事跡記にも同文を掲げたり、永井尚征在城五年延寶元年癸丑十一月十一日に卒し、長子越中守尚房は父に先ちて寛文五年七月十九日既に沒したれば、次男土佐守尚長翌延寶二年甲寅正月十日封を襲ぎ、三年乙卯二月十五日信濃守となり封内に壁書を頒つ宮津事跡記に曰く。

延寶元丑年十一月十一日永井右近太夫樣六拾壹歳にして御逝去翌寅正月十日御次男土佐守樣儀信濃守樣と御改名行年廿一歳ニ而御家督依之町在一統役人共恐悦ニ罷出ル

延寶三卯年三月信濃守樣壁書御綴被遊御領分ゟ御示し被遊候。

然るに在治七年延寶八年廿七歳を一期として不慮の横死により改易に遭ふ、丹哥府志之れを惜みて「公の人となり學を好み博く經典に通ず又韻語を善くす其の著す所の增補丹後府志及び瀫玉亭十六境の詩今に傳る嗟乎惜むへき哉」と載す、蓋し博學の人なりしは事實に近し。鶴城雜記に曰ふ。

一　延寶八庚申年六月廿六日

此日江戸增上寺ニ於テ御法事有之候處不慮ニ內藤和泉守樣何ト思召候哉小刀ニ而信濃守樣ヲ只一打ニ被遊御時ニ御死去被成和泉守樣モ

即時に押込也次ノ日御切腹被仰付候也。

此增上寺の出來事は之れと反對に信濃守より和泉守を拔打ちにしたりとの異說あり、今宮津事跡記に載する所を左に轉錄す。

延寶八申五月八日將軍家綱公御薨去東叡山に御葬式同年六月廿五日ゟ廿七日迄於增上寺御法事に付永井信濃守樣土屋但馬守樣內藤和泉守樣御目付日根權十郎殿御法事御掛り役被仰付然る處信濃守樣御儀內藤樣に平日之御遺恨に而も御座候哉同廿六日申刻信濃守樣ゟ和泉守樣を被伐懸候處及先鴨居に而留り候處和泉守樣ゟ信濃守を一刀に被切殺寺內之騷動不容易候仍之和泉守樣其席に被居合候衆中差押へ被置依之當家中生形平七山崎金右衞門兩人同七月二日辰刻早打に而江戶御屋敷ゟ被罷越同日午刻中村丹下入江七郎右衞門佐川田喜六早打に而參府猶又中村半太夫篠原平兵衞江戶表ゟ內藤樣切腹之由申來り江戶御屋鋪在番之家中一同御老中屋鋪に押懸安否を承り其騷動筆紙に難述候趣云々。

此の說と前揭宮津日記の說と兩者の眞僞今俄かに斷じかたしと雖も、兎も角宮津城に於ては主君を喪ひ途方に暮れたるは想像に餘あり。同書宮津籠城の議を書きて曰く、

江戶表ゟ飛脚到着十二日（延寶八年八月）御家老中に申達候仍之翌十三日辰刻惣家中一統家老小木治部右衞門殿屋鋪に而右之趣被申渡靜かに當城可明渡旨被申談候に付一統申候は只今に至り數多の家來共何方に立退可申哉一同城を枕に切腹いたし君の御供可仕旨申に付先般御親類中ゟ心得違有之候而は萬之丞樣御爲筋不相成候間靜に一家中立退第一とも御內意有之亡君への忠儀と存じ各々靜に支度專一之旨理解被申聞漸く一同氣伏し來る廿五日城可相渡事に一決仕云々。

此年八月廿五日上使一行先驅の者及び幕府の代官小野長右衞門市岡利右衞門等宮津に到着、廿八日上使小出伊勢守木下肥後守到着翌廿九日宮津城の請渡を了し御代官は領地の巡檢に出張せる趣、之れまた同書に詳かなり。曰く

延寶八申八月廿五日午刻御目付加藤兵助殿森六兵衞殿御着加藤樣本町木綿屋嘉平森樣魚屋町湊屋市左衞門御泊同日未刻御代官小野長左衞門殿御宿藤屋善兵衞市岡理右衞門殿御宿涌屋甚右衞門に御着何れも翌日御逗留に而廿八日加藤兵助殿は小木治部右衞門屋鋪森六兵衞殿は松山五郎右衞門屋鋪に御移り扨同廿六日爲御城受取小出伊勢守樣木下肥後守樣御着之處道中川支に而廿八日亥刻御着伊勢守樣木綿屋嘉平肥後守樣は湊屋市左衞門に御泊一日御逗留に而翌廿九日辰刻行列にて嚴重に城御請取御目付御兩人は大手前迄御出伊勢守樣肥後守樣御同道城中に被遊御入家老小木治部右衞門中村丹下佐川田喜六高木佐兵衞荒木縫殿右衞門麻上下に而本丸玄關に控に御目付衆先に立四人樣共玄關ゟ御上り被遊家老共御挨拶申上城內悉く案內いたし引渡大手馬場御門伊勢守樣御家來波路並に惣口御門は肥後守樣御家來御受取伊勢守樣は本丸に御控へ肥後守樣は中村丹下屋鋪ニ被遊御座候小野樣高木樣市岡樣は山本勘介屋敷に被遊御出候（中略）同日御代官衆中ゟ御仕置御書付被仰出且又永井樣家來當所住居勝手次第可爲旨被仰付翌晦日城內之武具馬具等其外御城付之品々御改有之當家中落合四郎左衞門甲田甚五右衞門有馬市郎右衞門御在番之御家來衆と立會之上目錄を以御引渡同九月二日三日御船並瀧上御茶屋岩瀧村御茶屋等御代官樣御改被遊候同月七日ゟ小野長左衞門殿は宮津領村々御改に御出張り同月廿八日永井樣家來中に爲御敕と金六千兩御公儀樣ゟ被下置候云々。

封內は爾來再び幕府の直轄に入り與謝郡日置村に代官所を設け上記小野市岡兩氏任にあること一ヶ年、宮津城には例により近國の藩より交互に在番を置けり。

三、阿部氏

阿部對馬守正邦は武藏國岩槻城主備中守定高の嫡男にて幼名作十郎正盛と稱す、寬文十一年十二月父の封を襲ぎて本領九萬八千石を食みしもの、延寶九（九月廿九日改元天和元年）辛酉年二月二十五日壹千石加增九萬九千石にて宮津に移封を命ぜられ、同年四月二十五日城受取を了し五月六日歲二十四歲にして入城す。

藩翰譜續編卷五阿部氏の條の頭註に曰く、

宮津の城は寛文七年十一月永井右近太夫尚綱に封ぜられしより七萬五千石、その子信濃守尚長にいたる、しかるに延寶八年五月殿有院殿薨ぜられ東叡山に葬りまいらせしに増上寺においても御作善の御事ありて信濃守尚長内藤和泉守忠勝をして警備の事承はりかゝりける處に尚長忠勝へ對しかれて非禮の振舞すこふる多かりければ忍ひかたくして尚長を切害しそのみもつひに清龍寺に入て腹切りたり、此時宮津の封に缺たりしに依て對馬守正邦をこゝに封ぜられしなるへし。

前款永井尚長對内藤忠勝の關係之れに依て明瞭なるべし、延て阿部正邦移封の事情も明かなるを得べきか、鶴城雜記當時のことを載せて曰く

一　延寶九辛酉年二月廿五日武州岩槻之城主阿部對馬守樣本知九萬九千石ニ而御所替被仰付宮津御拜領被遊候同三月三日ニ當所エ申來り四日御目付樣方町中エ被仰聞夫方町年寄出會相談究三月八日ニ岩槻エ御祝儀ニ參ル町中名代本町七郎右衛門魚屋町宗右衛門出立同廿三日江戸エ着廿四日御斷申上廿五日御祝儀ニ宮津名物鮏目刺壹箱御樽差上候處則對馬守樣御目見被仰付御振舞被下置兩人ノ者ニ金銀十枚被下置江戸ニ而相濟ミ岩槻へハ不參四月十五日歸ル此時ノ入用銀壹貫八百目渡ス町中小間壹間ニ七分ツヽ出ス。

而して宮津城の授受に就ては同書又曰

一　四月十八日江戸ヨリ御上使
　　曾我又左衛門樣
　　岡野平左衛門樣
右御兩人御越宮地御詰被成候御目付衆御在番衆エ御逢被成御泰書御渡シ對馬守樣エ御城御渡シ被成候得トノ御上意其日河守迄御函被成候
一　對馬守樣御家中衆四月廿二三日ニ四十騎上宮津エ御着御家老衆三人町エ御入同二十五日朝御城御請取被成（中略）
一　對馬守樣同五月六日御入國宮津城主本知之通リ九萬九千石此時ヨリ延高ニテ御請取被遊候

此の五月六日阿部正邦の入國當時は所謂延寶饑饉にて餓死壹萬四千八百餘人と註せられ、宮津城外亡者日々山を爲せし折柄にて、入城早々施行粥六千七百有餘人に賜はりし趣宮津事跡記に詳かなり、封治十六年元祿十丁丑年二月十一日下野國宇都宮城へ移封の命あり、鶴城雜記に「對馬守樣於江戸二月十一日御所替被仰付千石之御加增都合十萬石ニ而宇都宮へ御替リ當地エハ二月十六日七ツ時ニ申來ル」の記事あり、御章詳敍する處あるべし。

四、奥平氏

奥平熊太郎下野國宇都宮城主美作守昌章の子にして元祿八年四月年二歳にして父を亡ひ、其年父の遺領を賜ひ同十年二月十一日前款阿部氏と交代の命ありて、歳四歳にして宮津城に來る、城受渡しに就ては同年五月九日上使瀧川彦四郎杉浦彌市郎一行到着、直ちに制札を改め翌々十一日代官長谷川六兵衛西與市右衛門立會授受を了し、爾來二十年治府を宮津に置かれたり。

藩翰譜續編に曰

奥平、美作守平昌章奥平と稱す（中略）延寶三年九月四日はしめて見え奉り、天和元年十二月敍爵して貞享三年六月二十二日下野國宇都宮の城にうつさる本多下野守忠平にかはる元祿二年三月奥詩の衆にくはへられ中一とせなこへて其列をゆるされ八年四月身まかりぬ年二十八、その子熊太郎昌成はしめことし六月十五日わつか二歳なりしに遺領を賜ひおなしき十年六月丹後國宮津の城にうつり阿部對馬守正森に代るおなしき十六年九月二十八日はしめて拜謁し寶永四年の冬敍爵して從五位下の大膳太夫になる、享保二年二月十一日豐前國中津の城にうつされて新恩の地をたまふ云々。

即ち享保二丁酉年二月十一日豐前國中津城へ移封の命に接し同年六月七日青山氏と授受を了す、上使山岡

縣十郎一行其月五日到着制札を改め七日城受渡の模樣は宮津日記に悉しければ左に錄す。

宮津日記曰

町年寄（此名未々考ヘズ　オソラク佐渡屋ナランカ）山口屋嘉右衛門信州飯山へ被參候町中入用小間ニ五十文ツヽ、御指圖故直ニ江戸へ被參候四月二十七日ヨリ當所段々中津へ御發足飯山ヨリハ五月廿五日ヨリ段々御出、當所御城渡ハ六月七日ニ相極萬町ヨリ職人町奥平樣御宿被仰付候六月五日豐御上使山岡縣十郎樣知行二千石宿糸屋與右衛門御目付佐野與七郎樣知行千三百石宿湊屋喜兵衛町筋布砂大分ノ御驅走其夜智源寺ニテ在中ノ庄屋年寄へ御申渡有之候其後夜九時迄天下ノ御制札カヽル翌六日御三人樣丸ノ内ヨリ波路橋へ御出中橋ヨリ柳繩手町奉行辻ヨリ萬町京街道辻ヨリ直ニ御宿所裏ヨリ御船ニテ文殊成相へ御參詣被遊候同七日御城渡朝七ツヨリ兩方ノ家中御登城、本町筋片側ニ高燒灯廿四五張、夜明ノ頃立御城渡御上使樣大手へ御出奥平御家老三人橋詰迄御迎ニ御出御挨拶有之御家老先へ御入御上使御入被遊其後青山御家中續イテ御入奥平樣御料理被召上直ニ青山樣御膳出候也御盃相濟ト何モ御下リ其後四ヶ所番所御請取同九日始テ御觸諸事御法度重テ被仰付候得共先夫迄ハ前々通御法度堅ク可相守也其外無禮火之要心御申付十四日奥平樣衆御立仕舞（中略）廿六日申來ル當十三日青山近江守樣丹波竹野郡ニ於テ二千石御拜領被仰付候由當殿樣大膳亮樣ノ伯父ノ由。

これより青山氏の領となる。

五、青　山　氏

青山大膳太夫幸侶は攝州尼ヶ崎城主播磨守幸督の子にして寶永七年父の封を襲ひ、翌八年（四月二十五日改元正德元年）二月信州飯山城に移され、在城僅か六年享保二年二月十一日宮津城に移封の命を受け、前記五月十一日二十二歳にて入城せらる。藩翰譜續編卷五に曰、

青山、幸督延寶六年五月十日はじめて見え奉り天和二年從五位下播磨守に任し（中略）寶永七年の秋尼ヶ崎の城に卒しぬ、四十六才、その子藤治郎幸秀つく、幸秀寶永四年八月十二日まみえ奉り家つきし年の十二月十八日從五位下して大膳亮になる、正德元年二月十一日信濃國飯山の城にうつり永井伊豆守享保二年二月十一日丹後國宮津の城にうつる奥平大膳太夫昌春にかわる延享元年九月身まかれり四十九才嫡子金次郎次男藤七郎世を早ふし三男播磨守幸篤は多病なりしかば四男主計幸道を嗣とす、幸道はじめ元文二年の九月十八日初見の禮をわり父におくれし年遺領を賜り從下の五位して大膳亮に任し後大藏少輔又大和守寶暦八年十二月廿七日美濃國郡上にうつり安永四年十二月致仕して大膳亮幸完に家をゆつり云々。

幸侶在城二十七年延享元甲子年（寛保四年二月二十一日改元）九月八日に卒し四男幸道二十歳にして家を繼ぎ在城十五年寶暦八戊寅十二月二十七日美濃國郡上城に移封の命を蒙り翌九年六月十五日受渡しを了れり。青山氏の國替に關し宮津事跡記に左の記事あり。

寶暦八寅年青山大膳亮樣御舍弟鐵之介樣御儀先年ゟ御高二千石ニ而宇川谷御取被遊居候處御父播磨守樣御手懸ケと家老と密通いたし居り鐵之介樣へ仕向重々惡敷ニ付御憤り不得止事終に鐵之介樣御切腹被成候ニ付御知行貳千石御引上被遊候處從御公儀嚴數御咎ニ而御閉門被仰付候（中略）青山樣御儀美濃郡上へ御所替被仰付候由右鐵之介樣儀にて御國替の趣聞なり云々。

青山氏と同時に移封の命を受けたる本莊資昌、遠江國濱松城より宮津に來り青山氏に代る、此の交代に就き宮津日記載する所次の如し。

己卯正月五日所替江戸ヨリ申來ル二月十四日町名主孫左衛門遠州濱松へ行此路用小間ニ十三文小散田軒前十五文集メ町繪圖ヲ製シ宣フ、五月廿日天方氏徒士目付岩井氏下目付山本氏來テ町宿割ヲ定ム、同廿五日町奉行大泉平左衛門殿御着山田屋十右衛門方ニ宿ス、御上使間野玄蕃殿村越兵庫樣六月三日御着ナサレ御城引渡ハ十五日相濟ミ直ニ朝五時御出立ナリ、久美濱御代官モ前日到着也御引渡ニ立會ノ樣ニ思ハル、金貳百兩引渡ス、六月十五日迄宿致セシ者共へ高下ナク割渡シ候樣仰付ラレ則四町組頭へ渡サル（四町トハ本町魚屋町萬町白柏町ナルベシトアレトモ職人町ノ無キヨトハアルマジ）云々。

石川村土肥家所藏の萬控帳に此の國替に就ての制札の文を錄するあれば左に轉載す。

御上使御制札

條々

一　今度宮津所替ニ付百石ニ人足壹人馬壹疋出之二日路可相達事

附ク年貢未進可辨損事

一　種借之儀藏ゟ出之借付之儀於無疑は可返辨事

一　未進方に取つかふ男女之儀主從可爲相對事

一　諸代に出置男女之儀於無其紛は諸代勿論之事

一　借物ハ可爲證文次第事

一　萬事法度之趣堅可申付事

一　猥ニ不可伐採竹木並ニ不可押竇狼藉事

一　家中輩武具諸道具可任其身分事

一　家僕之儀非諸代は主從可爲相對次第事

一　喧嘩口論堅可慎之若有違犯之族は双方可誅罰之萬一令荷擔者ハ其科可重於本人事

右之條々堅可相守之若於相背者可被處嚴科者也

寶曆九年卯六月　　間部玄蕃　村越兵庫

また宮津事跡記に此の國替當時の模樣を次の如く載せたり。曰く

遠州濱松城主松平富之助樣宮宮津へ御國替被仰付候段從江戸表追々御飛脚到着、右富之助樣當所へ御所替被ニ爲蒙仰候付町中爲惣代白柏町名主孫左衛門遠州濱松へ恐悦に被罷越右入用家壹軒ニ付貳匁づゝ相懸り申候

同年六月十五日青山樣御發駕同日朝六ツ時富之助樣御入城被遊候同十二月十八日伊藤守樣と御改名町奉行河原甚左衛門殿大泉平左衛門殿

尙ほ此の國替當時幕府代官大野佐左衛門が宮津藩に引渡したる引渡目錄に曰

覺

一　丹後國村々郷村帳　壹冊

外寫壹冊有之

一　同高反別帳　貳冊

一　同宗門人別改帳　三冊

外　鉢宗門人別改帳　三拾冊

穢多宗門改之儀ニ付書付貳通

一　同五人組帳　貳拾七冊

外　穢多五人組御條目請書貳通

一　丹後國畑米帳　壹冊

一　同酒造米高改帳　壹冊

一　同十ヶ年取米帳　壹冊

一　村差出明細帳　貳十七冊

一　酉年置籾藏數地起返小前帳　七冊

一　村々高札書付　一五冊

一　村々庄屋年寄百姓代名前印鑑帳　壹冊

一　村順帳　壹冊

一　御林鉄木數反別帳　壹冊
一　竹野郡元晉圓滿院御門跡御家來ニ成候旨書付　貳通
一　竹野郡三津村掛津村免狀燒失書付　壹通
一　夫食並農具拜借返納之儀申送書　壹冊
一　濱　戯　書　壹冊
一　與謝郡本庄宇治村赤染和泉遠島之儀書付　壹冊
外　寫壹冊有之
一　勘當缺落帳外追放留帳　壹冊
一　收納米俵入書付　壹通
右之通引渡申候　以上
寶暦九年卯六月　日
松平富之助殿御内　大野佐左衛門㊞
沼野半太夫殿
小谷與一左衛門殿
藤田團右衛門殿

爾來松平家本莊氏奕世所領となれり。

六、本莊氏

本莊富之助資昌は遠江國濱松城主豐後守資訓の子にして寶暦二年三月二十六日年九歲にして父を亡ひ、五月十二日遺領を賜はり同九年六月十五日歲十六歲にて甫めて宮津に入城せらる。藩翰譜續編卷三に曰ふ、

本庄、捨五郎資訓、寛延元年十二月從四位下にのぼり明る二年十月十五日京都の所司代に補せられ侍從に任すその時又遠江國にかへし封せられ松平伊豆守信　寶暦二年三月二十六日京都にて卒す。五十三歲、（中略）子留之助資昌をよつきとなす、資昌ことし五月十二日としわつ　青山大膳幸道　同しき十一年資昌すでに十八歲にお　にかはる
後にかはる
かに九歲にして父か遺領をたまふ、同しき八年十二月二十七日丹後國宮津にうつさる
よびしか年頃やみふしてさま〳〵醫療を加ふれともさらにしるしあらす、かくては公の勤かなひかたしいまた子ともなけれは人の子をとりて家ゆつらんとするにすへていとけなくして家つきしものゝ上に見參もせすして嗣子やしなはんと申せしためしもなけれはそれもかなひかたく今はたゝ資昌に身のいとまたまひて所領の地を公にめし收めらるへうもやさむらふへきあふき願はくは憐愍のお沙汰によりて嗣子やしなふ事をゆるされんには資昌はいふにおよはす一族家人ともに至るまて深くかしこまり致すへくと親類等うちよりてわりなくなけき申しけるに事よく聞召し入れられてしかるへき嗣子やしなふへしと仰下されけるそかたしけなきこれしかしなから其父羽前守資訓か所司の職につかふまつりし勞をもおほし召すゆゑとそきこゆしかゝりしかはやかて酒井左衛門尉源忠奇か四男定八郎資尹をこひとりてよつきとし資昌家ゆつりて致仕す　十二年正月十八日卒す　年十九歲　定八郎資尹家つくのち從五位大隅守に任し明和二年七月二十歲にてうせぬいまた子あらさりけれは松平備前守源正溫か三男富次郎資承して家をつかす資承ことし叙爵して豐後守に任し　時に十七歲　安永五年正月二十九日御奏者の衆となり天明四年四月寺社奉行をかゝ云々。

資昌の宮津に入るや所領の地理歷史の詳しからざるを憾みとし、小林玄章、天野房成、指田武正等に命じて宮津府志の編纂を企劃し、三氏君命を奉じて寶暦十三年十二月朔日錄成せるもの卽ち丹後州宮津府志なり、吾人後進の本書によりて享くるもの尠少ならざるものあり、資昌始封以來の事は關清謙の丹後考に載する處簡潔にして要を得たれば左に錄す。

松平富之助藤原資昌、初豐之助寶暦九己卯年六月十五日遠州濱松城より采地七萬石にて當城へ移る寶暦十二壬午年正月十八日逝年十有九

松平大隅守藤原實升。初名定八郎明和二乙酉年七月廿二日逝年二十
松平因幡守藤原實承。初名富次郎豐後守伊豫守伯耆守寛政十二庚申年八月十四日逝年四十九
松平主殿頭藤原完允。初名富次郎本莊伯耆守主計頭大隅守實貞實允皆川淇園の學を修め鳥百一篇を著す文化十三丙子年六月十四日逝年三十五
松平伯耆守藤原宗發。初名富治郎實恭宗哲文化五戊辰年八月嗣封經史能通大義又喜韓非子管子等善行草書法闇老を勤む、從四位下侍從に敍す天保十一年庚子八月二十五日逝年五十七

名所　宗發

名もしるし百余呂ひ遠鶯の
彌重言傳那久音羽山哉

松平丹後守藤原宗秀。初名秀治郎圖書頭伯耆守號欽齋文武に長す天保十一年庚子十一月四日嗣封闇老を勤む敍從四位下侍從藝州廣島に於て失戸、小田村兩使を獨斷解放の卓見あり其他逸事多し明治六年十一月廿日逝年六十五

棟日出

思ふ事ありて
いその涙うちこゑもせは此浦に
いてゝ見るめをひろ比あそは奈

本莊宗武。初名武通麿　伊豫守彈正忠伯耆守敍從四位下于爵慶應二丙寅年十月廿九日嗣封明治二己巳年二月二十日版籍奉還す、本莊家宮津城は百十一年間なり。

此の七代百十一年の間には一二の小波瀾は免れざるも封内には文政一揆の外さほどの異變もなく過ぎて幕末に至り、漸く多端殊に戊辰の鳥羽の變には八幡に據りて朝廷に抗し、藩の危急は目前に迫りしも西園寺三位勅使の山陰道鎮撫に際して罪を謝し、纔かに藩の安堵を得たるも版籍奉還は當然の成行にて明治二年には早や朝廷に奉還せられたり、今宮津藩表御用所の勅使御越一件帳、京江戸來狀留及び太政官日誌等により宮津藩の版籍奉還前後の事情を略敍せん。

西園寺三位中將爲山陰道鎮撫總督出張被仰出候間追々指揮之次第も可有之候間此段爲心得申達候事
正月四日（一件帳）

宮津

戊辰正月六日夜參與御助役坊城侍從より宮津藩京都留守居森田重兵衛に前記の達書を渡され、急報により宮津藩にては關藏之亟、沼野内藏介、森兵部、河瀨外衛、神戸蔀、伊從勝馬等を御用係として迎送準備中其月八日斗らずも八幡警備中の藩士小谷與市左衛門等より官軍に向て發砲の事件突發し其の十二日

丹後宮津　本莊彈正忠
同　伯耆守

右御不審之次第有之候ニ付被止入京作事（來狀留）

なる達書を發せられ同日伊從勝馬戸祭加直を福知山に遣して勅使の御機嫌を伺はんとせしも追返され藩論一定歸順に決し大手前は勿論領内一般宮津藩名の高札を取外づし次の布達を發して閉門謹慎すること數日なり。

一　此度山陰道鎮撫御總督御隨從之御方樣ゟ御不審之筋有之候旨御演舌相成對朝廷　奉恐入候次第ニ付而者鳴物御停止普請御構之事
一　日々出仕當番病用之外外出一切無用之事
但無據用事之節者兩御目付御近習頭へ相達可受差圖事

一　御家中末々萬端がさつかましき事無之樣可被申付候月代之儀ハ御家人末々又者ニ至ル迄追而及差圖候まてハ可爲無用事
一　御家中之面々此節大門〆切り潛り斗り明懸ケ置尤潛り無之候處ハ大門〆切置出入いたし候事
一　銘々火之元之儀此節別入念可被申付候事
一　追而及沙汰候迄ハ親類たり共旅客手前屋敷へ相招面談等遠慮可有之事
一　御家中之面々他へ罷越居候ものハ呼戻可申事
右之趣何れも申合御城下隨分穩便ニ可被相守ハ勿論在府京坂留守之面々ニハ隣家ゟ可被相達事
右之通り夫々ニ可被相達候　以上
正月十四日（一件帳）

同時に町在へは、

一　此度山陰道鎭撫惣督御隨從之御方樣ゟ從不審之筋有之候旨御演舌相成對
朝廷　奉恐入候次第付而者火之元別而入念喧嘩口論等相慎尤出入ケ間敷義此節堅ク相慎可申事
一　町在役人共ハ不及申惣百姓町人共ハ他人ハ勿論親類たり共無據用事之外ハ他領ニ行見廻等可致遠慮事但御用有之罷出候儀ハ格別町在役人共始可致在宿候
一　鳴物御停止之事
一　普請御構之事
一　葬式之儀ハ夜中潛ニ取行可申事
右之通被仰出候間町在ニ可相達候　以上
正月十四日

城代沼野半太夫月番家老關左門、御用人河瀨外衞御目付山崎兩吉の四氏相携へて福知山に赴き、同藩の紹介によりて叩頭謝罪に力む、歎願書の文に曰

奉謹啖願口上覺

彈正忠家來之者八幡表へ出張罷在候處去ル三日伏見邊戰爭以來阪兵敗軍六日朝ニ至リ頻リニ阪兵ヨリ嚴重之催促有之候ニ付八幡表へ差遣候人數ハ阪兵ト共ニ聊發砲仕候處京都表之儀ハ戰爭相始候以來道路隔絕更ニ官軍之儀ハ實以毛頭承知不仕豈圖ラン哉唯今ニ至リ泰對官軍發砲仕候次第ニ相成全阪兵ニ被相携粗忽之振舞萬々恐入候儀ニ御座候依之隊長之者直樣嚴重禁錮申付置一藩謹慎之外他事無御座候何卒此上ハ不得止事之場合深御賢察被成下置出格御憐愍之御沙汰被爲垂候ハヾ一同冥加至極難有仕合奉存候此段不顧恐惶泣涕奉歎願候

慶應四戊辰年
正月十四日

誠恐誠惶謹言
松平彈正忠
家老　共

八幡事件の責任者小谷與市左衞門柴田要人兩人を監禁し、四名の者極力謝罪に力め「一、誓詞、二、家老連印の請書、三、城內無隈巡邏可致」の條件を以て漸く聽屆けられ、其月十八日勅使一行田邊に到着せられしにつき關家老河瀨番頭御用伺として出役、同日御通行筋表札取外づし社寺其他に葵御紋付の品悉く取片付させ、藩中月代いたし開門にて御待受の儀田邊表に於て指示せられ二十一日漸く一行を迎ふることゝなる。

勅使御本營、元結屋金兵衞、薩藩隊長川南東右衞門宿、油良屋半左衞門、長藩隊長小笠原美濃介宿、袋屋甚三郎、當日御料理、

御座附

三方　白木足付臺
御長熨斗　御茶

三方奉書數紙　三方三ッ組
御菓子　御盃
錫　三方奉書數紙の
御銚子　御取肴

御本膳

御皿盛　通例宗輪椀
御輪　御汁
御小皿　通例惣輪之椀
御香物　御坪
御茶碗
御飯

二之御膳

通例惣輪之平　同断
御平　御汁
三方　御猪口　三方　御焼物
三方　御奎引　三方　御盃
三方　御吸物　三方　御銚子
三方　御中皿　三方　御大猪口
通例之鳴樋　三方
御湯　御絲高
御薄茶　三方　御吸物
三方　御盃　錫　御銚子
白木硯蓋盛三方　大鉢盛三方
御硯蓋　御鉢肴
大鉢盛三方　三方
御刺身　御猪口
三方　三方
御茶碗　御吸物

以上（一件帳）

以て勅使歎待の一端を知るに足らんか、此の日宮津に來着せし同勢は御本營三十二人郷士六十二人、薩州百八人長州百十七人、柏原八十一人、園部六十八人、笹山六十四人、出石四十八人、福知山百人、田邊五十四人、都合七百二十八人、これに先着を數ふれば殆んど千人に垂んとし、寛文の昔京極家沒收宮津城受取以來の混雜なりといへり、廿二日御制札壹通藩中布告農商布告各一通を下され翌二十三日勅使入城松之間に於て誓詞を徴せらる、誓詞次の文を添ふ。

今般奉朝命候上者奉對　朝庭毫髮モ二心無勤王之志第一ニ相立藩身粉骨飽マテ盡赤心者申上候迄モ無之別紙誓書ニ記載之條々天地ニ誓ヒ決シテ相違仕間敷候右於相背ニ者如何樣ノ顯誅ヲ被加候共甘心奉命可仕候爲後日證書奉差上候　以上

慶應四戊辰正月二十三日

沼野中太夫　花押
森佐兵衛　花押

茲に於て守衛長藩隊長小笠原美濃介曩年幕府征長の砌に幕吏小笠原長行の拘禁したる長藩家老宍戸備後介揖取素太郎を當宮津藩主本莊宗秀の獨斷にて釋放歸還せしめたるを德とし、宮津藩の爲めには陰に陽に奔走して盡力する所あり勅使に對する助命願次の如し。

關　十郎左衛門　花押
關　左　門　花押

當藩御所置之儀ハ段々謝罪ノ道モ相立既ニ今日誓詞受取ノ期ニモ相成一統大慶罷在候然ル處先達テ八幡表暴發仕候者御糺ニ相成遂ニ書面ヲ以テ申出候通ニ御座候就テハ於弊藩先年賊兵四境ニ迫リ家老備後介敵地ニ拘留仕一統憤怒ノ折柄當守伯耆守殿ニハ慈愛ヲ蒙リ候譯モ有之哉ニ奉存候間千萬恐入候儀ニハ御座候得共當藩禁錮申付置候兩人助命之儀寛大不測之御仁慈ヲ以テ助命之御沙汰被下置候ハヾ一統難有感服可仕左候時ハ於弊藩モ聊先恩報信義不失之一端ト只管難有奉存候間此段宜敷御取成偏ニ奉歎願候頓首

正月廿三日

川南東左衛門殿
濱崎和泉守殿
幸崎肥前守殿

小笠原美濃介

勅使入津に關し薩長藩の武威を地方民が深刻に感じて畏怖せしは品川菊五郎誅罰一件にて當時のことは里老の談話必ず此の菊五郎のことを伴ふ。菊五郎博徒の親分として一時羽振を利かせ款を會津藩に通じ官軍不利の行動を敢てし勅使入津に際しては萬年新地松榮屋に潛伏中官軍の爲めに誅罰を加へられ、龜ヶ岡に梟首せられしもの、詳細は其の掲示に錄せり、左の如し。

品川菊五郎

此者事田島勘藏ト申者弟にて先年兄勘藏趣旨入牢之節涙人いたし十五六年以前油屋義助方ニて博奕の宿致し上州音五郎ト申者三丹ゟ入込右博奕打菊五郎を親分にいたし居候内何か口論生し天橋立ニに於て勝負を決し其後未年京都へ出先斗町四條上ル路次内に住居致し女郎屋商賣相始本多菊五郎相名乘り新撰組記錄方飯田直三郎事篠塚峰三郎と同腹し奸賊松平肥後守之手先と成り數多の正士を打殺致させ候次第正士へ洩聞に際るゝ所なきによつて歸國萬年町松榮屋店に居候而去る三日以來伏見其外合戰相始り候ニ付官軍の動靜を伺ひに丹波迄罷越し大逆無道天地不容罪礙盡筆紙此者自然差置候には己がよくなほしいまゝにし萬民塗炭の苦しみ受候ハ必定依之加天誅打首せしむる者也。

本莊彈正忠
同伯耆守

その後宮津藩の御不審晴れ二月廿三日には、

入京被免候事
二月廿三日（來狀留）

本莊彈正忠
同伯耆守

亞で宮津藩へ次の御沙汰を達せられし旨慶應四年戊辰夏五月太政官日誌第二十四冊に載せたり。

其方家來八幡表守衛中當正月三日後不容易時態ニ立至リ候砌奉對　朝廷如何之儀有之一旦被止入京山陰道鎭撫使四圍寺中納言出陣之上取紛被仰付候處其方父子昨年來江戸中ニテ全ク家來共之不束ヨリ差起候事ニテ於父子素ヨリ勤王無二之心底罷在候就而ハ謝罪ノ道相立歸順願出候段中納言ヨリ言上之趣被聞食屆候勿論出先家來共不束トハ乍申畢竟大義順逆ヲ不辨次第全ク其方儀々示方不行屆ニ相當候ニ付屹度御咎モ可被仰付之處恐縮謹愼罷在既ニ數十日ニ及候事ニ付出格寛大之御仁惠ヲ以テ被免候條彌々以臣民ヲ敎諭シ國論一定シ精々可勵忠勤旨御沙汰候事

但シ右出張之豐取持之鐵砲壓ヶ御取揚相成候條早々軍務官へ可遂出候事

辰五月

同時に左の達書を下さる。

本莊彈正忠

其方既往御赦宥被　仰出候ニ付テハ即今東北諸路多事之砌出兵又者御軍費金貢獻等可被仰付之處其方在所表之儀　禁闕之北門鎖鑰之地ニ付兼テ海陸軍備ヲ嚴ニシ不虞之手當無怠樣可致旨　御沙汰候事

辰五月（太政官日誌）

宮津藩此に至つて安堵を得たるも江戸幕府は既に政權を返上し、大名小名相ひ踵で版籍を奉還す、宮津藩に於ても版籍奉還に關し明治二年己巳二月二十日家老關左門公用人松本喜左衞門を具して辨事役所に出頭左の書面を管掌池田雄助に提出せし旨宮、津藩、臨、時留にあり。

今般建言仕候處以御附紙御下ケ被成下奉長候諸藩同樣版籍奉還仕度心底御座候間尙又此段奉言上候　恐惶謹言

明治二年己巳二月二十日　　本庄伯耆守

辨事御中

此の際田邊は舞鶴と改稱し同藩及び峯山藩と共に版籍を奉還せり。以上本欵に於ては宮津藩そのもの變遷に就て敍說したれば宮津の所屬としては多少脫線の嫌ひあるも止むを得ざるに出でたり。

第四款　維新後の所屬

一、宮津縣

宮津知府二百五十年にして維新の改革に遭ひ、明治二年二月七萬石の領主本莊宗武版籍を奉還するや、舊宮津の領土領民は等しく皇國の公地公民となりしも、舊領主は藩知事を仰付かりて藩政を執り所謂委任統治をなしたるも制度は殆んど舊に依れり、明治三年太政官達により舊來の名主組頭の稱呼廢せられて新たに市長街長となり、四年七月十四日宮津縣と改まりしも縣知事參事その他職員は總て舊藩主及び其の家臣にて縣そのものゝ自體は依然舊藩のそれと異ることなかりしが如し。舊宮津藩文書に

今般三丹合併更ニ豐岡縣ヲ被置元久美濱縣權知事從五位小松彰任權縣令元久美濱縣大參事田中光儀任權參事之旨各蒙

宣下候條爲心得相達候事

辛未十一月十一日　　元宮津縣

これによりて縣は政府の地方廳にて舊宮津藩は全然廢せられたるものなり。常盤屋藏丹後記事に曰

松平伯耆守本莊宗武、慶應二丙寅年十月二十九日家督明治二己巳六月版籍奉還郡縣ノ制被仰出、府藩縣ノ三治ニ歸ス依テ宮津縣ト稱ス。本莊家宮津在城寶曆九己卯年ヨリ明治二己巳マデ凡百十年、明治四辛未七月十四日宮津藩ヲ宮津縣ト稱シ、同年十一月宮津縣被廢豐岡縣管轄トナル、豐岡縣長官小松彰權縣令（土族松本人文部大亟ニ任セラル）田中光儀大參事（幕府ノ人）免官ニ付三吉周亮權令（山口縣士族長府人ナリ）明治八年七月任セラレ九年七月二十六日廢縣迄。

二、豐岡縣管轄

明治四年十一月二日豐岡縣の管轄に屬するや、豐岡は三丹を管し管内を大區小區に分區し若干町村を合して一小區を立て數小區を聚めて一大區を置く而して宮津町には豐岡縣宮津局を置きて地方政務を監督せり。

當時の制宮津は其の第十二大區の一部と第十三大區とに分たれ、市長街長廢せられ、小區に區長大區に鄉長を置きて管區内を監督す、當時與謝郡二大區十小區あり。此の廢藩置縣の大革新に於て從來治者の地位にありし舊宮津藩家中一族は茲に等しく被治者となり、舊來の宮津町肆を一小區に立てらるゝと同時に舊家中の區域を以て一小區と爲し町家、士族町の稱卽ち起る、士族町は第十三大區一小區に町家は同二小區に編入せられ、士族町若林良介之れが區長たり町家は鹽田重賢最初の區長を命ぜらる。小區長後ち戶長と改まり大區鄉長は後ち大區長と改まり更らに權區長を置かる。與謝郡誌　曰

第十二大區

第四小區（△印區務所々在標）

鍛冶町、獵師町、有田村、田中村、文殊村、須津村、△石川村、香河村

第十三大區

第一小區

松原町、木部町、波路町、波路、外側、安智、吉原町、中ノ町、馬場先、島崎町、△柳縄手、大久保、京街道、京口、京口町、鶴賀町

第二小區

本町、△魚屋町、萬町、宮本町、東新濱、小川町、金屋谷、白柏町、川向町、杉末町、河原町、住吉町、漁師町、蛭子町、萬年町、萬年新地、宮町、池ノ谷、新庄村

第三小區

小田村、喜多村、今福村、宮村、惣村、皆原村、山中村、新宮村、脇村、中村、小寺村、△上司町、中津村、小田宿野村、島陸村、田井村、獅子村、獅子崎村、波路村

この革新の爲めに百數十年來分離獨立を請願して容れられざりし惣村對文殊村は管區を異にしたる結果、期せずして分離の姿となり豐岡縣廳に出願して明治六年四月遂に獨立を認めらるゝに至る。

三、京都府移管

明治九年八月二十一日豐岡縣廢せられて京都府の管轄に移り宮津町に京都府宮津支廳を置かる、移管當初は郡區制を布かれ前十三大區一、二小區卽ち町家士族町を合して一區と爲しその他分合あり、城東村田中及び今の桑飼、石川、吉津の諸部落卽ち五萬騎の裏表を與謝郡第三區、今の上宮津村及城東村の宮津川以東と栗田村全部卽ち秋葉山の裏表を同第四區、前記宮津兩町を第五區となし、區長事務所は前者は石川村に中者は上司町に後者は魚屋町に設けられ各町村主務者を戶長といひ、のち更に小分し四五ヶ町村を一區にして官選戶長を置けり。一例を示せば、

黑田善太郎

白柏町川向町杉末町新庄郵戶長申付候事

明治十年十月

この新庄村とは犬の堂裏今の杉ノ末乙部落なり何時より謂ひ始めたるか舊藩時代は皆原村の端鄉として

其の管轄に屬したりしが此の頃には既に新庄村なる獨立の一村を形成し既に官文書に記載されたるを見る。

明治十一年太政官布告第十七號郡區町村編成法の發布により宮津支廳廢せられて郡役所を置かれ翌十二年三月組戸長制となる、此の制十乃至二三十ヶ村を以て一組とし、組内二三ヶ町村に受理戸長を置き町村戸長、受理戸長組戸長といふ、此の組制に於て前の與謝郡第三區は更に今の岩屋、市場、山田、岩瀧の町村を加へて與謝郡第二組と稱し、前の第四第五區を合して第三組とし前者の組戸長事務所を石川村に後者を魚屋町に置けり、もと與謝郡五組なりしも翌十三年變更され宮津町第一組栗田地方第二組城東上宮津地方第三組等分合し郡内十ヶ組となれり。

明治十三年十一月區町村會法の發布あり翌十四年五月從來の組制を改め數ヶ町村聯合戸長役場を設けて直接郡役所の監督を受けて事務を取るに至れり、此改正によりて宮津町は又町家と士族町とに分れ前者は本町外十七ヶ町村聯合戸長役場、後者は松原町外十五ヶ町聯合戸長役場と爲す、當時の戸長も矢張り官選にて任官を其の辭令書によりて見れば

黒田宇兵衛
京都府與謝郡本町外十七ヶ町
新庄村戸長申付候事
但年俸百四拾圓支給
明治十四年十一月十九日

當時の町役場は魚屋町西堀川海邊新濱なる盡道校の傍にありて本町にはなかりしが府の訓令によりて役場所在地の町村を頭に外何ヶ町村と呼ぶべき事となりしも、新濱は遊廓なれば頭字に冠する事は町の體面に關すとの議論あり、去りとて他に移轉することは堀川を中央とせる東西兩町民の位置爭奪戰を演じて底止する所なく幸ひ役場の敷地の片隅僅かに魚屋町地域にかゝれりとの理由を以て辛じて魚屋町外十七ヶ町村戸長役場と命ずることゝなりて落着せり、又士族町は舊城本丸跡を夷げて役場を設け改めて鶴賀町外十五ヶ町聯合戸長役場といふ、而して宮津町の外郭文殊村波路村以南今の城東上宮津兩村を合して惣村外十二ヶ町村聯合戸長役場を惣村に置き、栗田村は兩分して中津以東の表栗田を以て上司町外五箇村聯合戸長役場區域とし小田宿野以西の裏栗田と獅子崎とを以て田井村外五ヶ村聯合となし總て冠する町村に戸長役場を置けり。

其後宮津町は魚屋町外十七ヶ町新庄村聯合區域は本町外六ヶ町聯合と白柏町外十一ヶ町村新庄村聯合との二者に分れたるも又合併し、田井村外五ヶ村聯合各村は何れも分離獨立し後また獅子崎を除きて田井村外四ヶ村聯合戸長役場を置き、惣村外十二ヶ村聯合は分れて二となり、一は今の上宮津村三ヶ部落を一區域として小田村外二ヶ村聯合となり、一は惣村外九ヶ町村の處田井聯合より離れたる獅子崎を加へて惣村外十ヶ村聯合といふ。此の内明治十八年二月有田村田中村合併して瀧馬村といひ爾來惣村外九ヶ町村聯合と稱す、但し鍛冶町獵師町は地名のみにて住民なければ事實上惣村外七ヶ村なり、與謝郡誌町村會法と市町村制施行過渡期の區域を擧ぐること次の如し。

魚屋町、本町、萬町、宮本町、東新濱、小川町、金屋谷、白柏町、川向町、杉末町、河原町、住吉町、漁師町、蛭子町、萬年町、萬年新地宮町、池ノ谷

鶴賀町外十五ヶ町聯合

鶴賀町、京口、京口町、京街道、大久保、柳縄手、島崎、馬場先、中ノ町、吉原、安智、(外側、波路、波路町、木ノ部、松原町、

惣村外十ヶ村聯合

惣村、皆原村、山中村、波路村、獅子崎村、文殊村、有田村、田中村、宮村、鍛冶町、獵師町、

此の内有田村と田中村とは明治十八年二月合併して瀧馬村と稱し（中略）獵師町と鍛冶町は地名のみにて住民なければ事實は八ヶ村聯合なり。

小田村外二ヶ村聯合

小田村、喜多村、今福村、

田井村外四ヶ村聯合

田井村、島蔭村、小田宿野村、矢原村、獅子村、

上司町外五ヶ村聯合

上司町、新宮村、脇村、中村、小寺村、中津村、

新庄村は何時しか失はれて此の頃既に認められず。

四、同　現　在

明治二十二年四月市町村制の實施により、舊來の聯合戸長役場制を撤廢し最寄り數ヶ若くは數十ヶ町村を併合して新町村を組織す。町村には町長村長及び助役等の公吏を選出し町村會議員を設けて其の政務に參與せしめ、郡長の監督を受けて自治體を爲す。役場は町村制施行により鶴賀町に於ける廳舍を廢し魚屋町の廳舍に併合し明治三十六年十二月萬町櫻山麓現廳舍に移轉せり。之れを現在の町村となす、左の如し。

		世帶數	現住人口
宮津町	本町、魚屋、新濱、宮本、萬、金屋谷、小川、白柏、河原、住吉、漁師、杉末、川向、宮町、蛭子、池ノ谷、萬年、萬年新地、鶴賀、波路、波路町、安智、外側、吉原、中ノ町、京口、馬場先、松原、京口町、木ノ部、京街道、大久保、柳縄手、島崎	二二一二	九一九〇
城東村	惣、皆原、波路、山中、瀧馬、宮村、獅子崎、鍛冶町、獵師町	二八四	一〇二〇
上宮津	小田、（辛皮、寺屋敷、中茶屋、岩戸、關ヶ淵、小香河）喜多、（柿ヶ成）今福	三二〇	一三五六
栗田村	新宮（奥山）脇（脇嶽）中村、小寺、上司、中津、小田宿野、島蔭、田井、獅子崎、矢原	五七一	二八五六

即ち宮津町大字三十四、城東村九、上宮津村三、栗田村十一大字より成り活弧内は前記大字中の小字なり、下段世帶數現住人口には第一國勢調査の現在によれり。

追加

大正十三年六月宮津町城東村併合同年九月一日實施につき元宮津町字鶴賀にありし城東村役場は同日限閉鎖し事務は萬町なる宮津町役場に合せり。

第五章　宮津の政治

第一款　政治の概說

一、族制政治

太古の制皇室皇族それ〴〵御自分に屬する土地人民を御所有あらせられ、諸國に屯倉を置きて御料を支配し大臣大連その他の官職世襲にして氏には一定の職業あり、各々其の家に屬する土地と人民を私有して一の民族團體をなす、これを族制政治といふ。當時國に國造、縣に縣主、邑里に稻置ほかに君別直村立などありて地方の民政を處理せり。竹野郡誌　曰

太古は名門にして而かも有力なる國造縣主によりて分轄統治せられたり、丹波大縣主由碁理丹波道主命の後裔等は其最たるものにして開化、崇神、垂仁、景行、成務天皇の御代の頃皇室との御關係頗る深く云々。

熊野郡誌　曰

古代は何れの地方にても名門にして有力なる國造縣主によりて分割統治せられ、而も多くの皇族を各地に配置統地せしめられ、我が熊野郡にては神服連海部直、川上臈須、大矢田宿彌、丹波道主命等は著名の偉人物にして開化、崇神、垂仁三代の頃皇室との關係頗る深かりし事は項を改めて詳記する所あるべし。

二、大化革新

孝德天皇の朝大化革新前頃貴族の私民私領を禁じ總て天皇の公地公民となし代ふるに食封を賜ひ、大寶令に於て班田收授の法を定め男子六歲にして田二段女子は其の三分の二を授かり死すれば之れを朝廷に收むるの制となる、此に於てか先づ全國の戶口を調査するの要起り、國家を國、郡、里の三階閣となし家を以て國家構成の單位と定む、令によれば家五十戶を以て一里とし數里を纏めて一郡となし、數郡を集めて國となす。國に國司を置きて屬郡を統べ郡に郡司を置きて屬里を監し里に里正を置きて各家の戶口を檢校し農桑を課殖し非違を取締り賦役を催驅す。與謝郡誌　曰

大寶令の規定によれば國に大、上、中、下の四等ありて丹後は其の中國に當り、郡は大、上、中、下、小の五等の內與謝郡は其中郡に該當す、國に國司ありて朝庭より任命せられ數年交替任國政治を司るものにて其の國司廳所在を國府といふ、郡に郡司あり、大領少領等より任ぜられ終身官にして主張宰領等の吏員を置きて郡の政治を司掌す、其の所在を郡家といふ。

奈良朝より平安朝の初期に亙りて政令四海に普ねかりしも太平の續くになれて朝臣榮華に耽り綱紀おのづから弛みて政治漸やく紊れ、遂て莊園を馴致し武門政治の勢を崩せり。三重郷七志　曰

朝臣榮華に耽りて制度おのづから弛み、地方の政治漸く紊れて盜賊橫行し猶ほ且課稅甚だしくして國民の膏血の多くは貴族の驕奢の資となるか盜賊肥腹の料となるか、地方廳は勿論中央政府の威信に依りて國民の生命財產を保持すること能はざるものあるより、働くのは損なりとの惰氣乃ち起り班田收授法は既に行はれず、勢力あるものは土地を朝廷に返さずして之を私有する所謂莊園なるもの續々興り歷朝之れを禁じたるも何等その効を奏せず云々

三、莊園政治

鎌倉以後莊園盛んに起り莊司は莊園内の人民を使役して錢穀を纏め、其の若干を領家に納めて己れの利益を壟斷し富有なるに及びて專横に奔り、守護と呼應して軍糧を取立て後には國土を押領して遂に封建の勢を馴致し、群雄各地に割據して攻伐起伏し大名小名跋扈して知行制度卽ち起る。三重郷土志　曰

鎌倉幕府の立つに及びて諸國に追捕使を置き盜賊を追捕し非違を糺彈して莊園を庇護す、追捕使後に守護と改め行政に干渉して郡郷に代官を置き租稅を收斂するに至りて國司郡司の權は殆んど守護に移り莊園の勃興ます〳〵盛なり、抑も莊園なる者は皇族及び朝臣の功勞に對して賜りたる田園を其まゝ私有地となしたるに基因し、後には土地を開墾し或は他を併合して設定したる土地人民の上に於ける一財團にして、表面の主人として院宮權門卽ち寺院神社、皇族公卿等の貴族を推戴し、之れを本所本家または領家と稱へ、其土地を開き若くは併せたる土着の豪族又は武勇材幹の者之れを支配して莊司と稱す。卽ち本家は莊園開發第一に設定せるゝ土地人民所有權者にして、此の本家權の下に支配權を握る莊司あり、莊司一に地頭とも謂ひ年々領地内の人民を使役して錢穀を纏め、其の收獲の若干分を本家に納めて他を悉く所得す、而かも此の莊司地頭は凡て公役を免せらるゝの制なるを以つて、各地の豪族は土地を領有し若くは墾くも苛酷の租稅を絞らるゝよりは、寧ろ有力なる寺院神社又は貴族を本家に戴き、自ら其の支配權を握り利益を壟斷する方最も確實にして安全なるより、領有地を寺社に寄附して己れ莊司となり、猾策を回らして脫稅を謀るもの踵を接し、人民も又課稅を免がれんが爲めに之等莊園の私田を耕作して更に公田を耕するもの無く、各種の莊園到る處に設定せられ富有なるに從つて專横に奔るは自然の數にて守護代官と呼應して軍糧を取立て、後には此の手段を以て國土を押領し敢て本家に貢を上らず、南北朝を經て室町時代に入り國司の權威全く地に墜ち、地頭の勢力愈々振ひ遂に封建の勢を馴致す云々。

四、大名の政治

天正中葉一色氏亡び丹後各地の城砦細川氏によりて殲滅せらるゝや戰國の軍政地を掃ひ、知行采りとして大名の政治となり宮津に於ける大名が累代所領を統治しつゝありし政治機關を三廳といふ。寺社役所、郡役所、町役所これなり。各廳二人乃至三人の長官を置きこれを奉行と稱す。寺社奉行、郡奉行、町奉行卽ち是れにて時に普請奉行、御船奉行、御藏奉行、作事奉行、武具奉行等の存廢あるもこれ等は藩自身の必要上臨時に設けられたる役名にして、民政の基礎とすべき機關は寺社、郡、町の三廳なり。明治四十四年より大正元年に亙り本府に於て開催したる維新前民政資料展覽會に關する資料採集の參考として本府より發表した

維新前民政資料

德川幕府時代舊領主職制

宮津藩

町奉行　兼船奉行　二人

祿高七十石以上ノ者トス若シ以下ノモノ撰任セラル、ヒハ役高ト稱シテ七十石ヲ下賜ス、總テ市街一般諸出入刑事及船手一式ノ事ヲ掌ル、尤モ死刑以上ハ三奉行目付役立會吟味ノ上落着取計フナリ

同手附　人

同物書　一人

町奉行ニ屬シ諸願屆諸出入刑事其他市街ニ開スル一般ノ事ヲ負擔ス

町組

諸出入刑事吟味ノ節人民召喚ノ事及市街ヲ巡回シ異狀等アレハ之ヲ町奉行ヘ具申スル等ノ事ヲ負擔ス

小船頭　一人

船手組　無定員

海岸船出入竝難破船其他船手一式ノ事ヲ擔當ス

以上町役所ニ屬ス

寺社奉行　貳人

祿高七十石以上ノ者トス、若シ以下ノ者撰任セラルヽトキハ役高增加シテ七十石ヲ下賜ス、總テ寺社ニ關スル一般ノ事ヲ掌ル

同手附　二人

同同心　二人

寺社奉行ニ屬シ諸願屆諸出入其他寺社一切ニ關スル事ヲ負擔ス

以上寺社役所ニ屬ス

郡奉行　三人

祿高七十石以上ノ者トス、若シ以下ノ者撰任セラルヽトキハ役高增加シテ七十石ヲ下賜ス、在方ヲ五組ニ分轄シテ何々組ト稱シ毎組ニ代官一人手代一人ヲ配置シ此各組ヲ總轄シ代官二人以上ノ支配地ニ跨ル諸出入及刑事其他諸般ノ事ヲ掌ル

地方　五人

郡下役　三人

郡行奉ニ屬シ在方五組收納辻取纒メ及檢見荒地等增減ニ關スル事其他諸出入刑事吟味取調等在方ニ關スル事ヲ負擔ス

代官　五人

同手代　五人

郡奉行ニ屬シ支配組內收取立方及諸願屆其他諸出入刑事等總テ組內ノ事ヲ掌ル。

山方　二人

同下役　三人

柚　三人

郡奉行ニ屬シ山林ニ關スル諸般ノ事ヲ負擔ス

郷組

諸出入刑事吟味ノ節人民召喚ノ事及郷中ヲ巡回シ異狀等アレハ之ヲ郡奉行ヘ具申スルコト等ヲ負擔ス

以上郡役所ニ屬ス

郡奉行　壹人

代官手代等付屬シ職掌都テ郡役所ト同ジ

目附　五人

祿高五十石以上ノ者トス若シ以下ノ者撰任セラルヽトキハ役高增加シ五十石ヲ下賜ス、都テ賞罰ニ關スル事ヲ掌ル、卽チ忠孝節婦義僕及刑事ニ係ル事ヲ警察シ其他無宿者犯罪等ノ事ハ都テ手限リニテ吟味ノ上落着取計フナリ

徒目附　十五人

六石三人扶持ノ者トス、若シ以下ノモノ撰任セラルヽトキハ役扶持六石三人扶持下賜ス、目附ニ屬シ市街郷中ヲ巡回シ人民善惡ニ關スル事ヲ目擊或ハ捜索スル等ノ事ヲ擔當ス

下目附　十五人

五石二人扶持ノ者トス、若シ以下ノモノナレバ役扶持五石二人扶持下賜ス目附ニ屬シ總テ其ノ指揮ヲ受ケ或ハ無宿者吟味下調ノ事ヲ負擔ス

以上江州守陣屋詰ニ屬ス

茲に郡奉行の二者重複せるは一は宮津の郡奉行一は守山の郡奉行なり、但し此の記事は幕末本莊家の職制を掲げたるものにて、本莊家の采邑は七萬石の內六萬石は丹後にありしも壹萬石は近江國四郡に散在せるを以て、野州郡守山村に藩の廳舍を設けて守山陣屋と云ひ、郡奉行以下之れに詰めて藩の政務を執れり。寺社役所は管內の寺院神社を管理し僧尼、修驗、神主巫覡陰陽師等の任免進退及び社寺に關する訴訟

を裁斷し、郡役所は管内各町村の檢地、貢稅は元より住民の檢校、產業の奬勵、風俗の取締、町村役人の任免、刑事民事訴訟の裁斷を主務し、町役所は御城下卽ち宮津町肆のみに係る如上の事務を裁斷せしものにて、刑罰の裁判中死刑に該當すべきものは三奉行合議の上決行せしものゝ如し。稍々冗繁に涉ると雖も、三廳小則を左に揭げん。

三廳小則

三奉行申合之心得書

一、奉行所之儀者理非を相定候所に候間人民安堵いたし候も迷惑いたし候も公事訴訟の裁斷に相懸り候事に候得者取扱之規則無之候ては區々之事に相成且其時之奉行了簡々々而取扱之遲速有之候而は不可然事に候急速を專らにいたし候迚も思慮薄く候而者奉行煩勞を厭ひ候事に而尤有之間敷事に候得者幾度も練て其上決斷有之度事に候物事遲滯いたし候而者人身の血脈留り候道理ニ而御仕置之爲太切之事ニ候間公事訴訟等の事決し難き品ハ其事之始末書記し存寄の所を附札ニいたし寄合之席ゟ差出し評議を請候上に而相伺可申事

一、公事訴訟事評議候節ハ何れも存寄有之候へハ其存寄候處を不殘可申出筈之處致遠慮存寄相包ミ候向も有之候故大形ハ最初申出候もの丶沙汰に任せて事を決し候樣相成候左候而者評議之本儀を相失候事ニ候間心力を盡し評議可致事

一、訴訟事裁斷遲滯いたし候得は双方疑心を生し日を逐候而之內緣祕計を廻し其事を聞請候者ゟ便り居奉行所之利害不聞請候故自ラ雜費も相增迚も潰ニ及候ならは今一際辛抱可致樣との不了簡も出來候者全く裁斷の遲滯より右樣之者も出來候事ニ候間申迄ニも無之候得共親疎を離て依估之情を不出一日も早く裁斷いたし候樣專一に相心得可申事

一、每月三ノ日三奉行寄合可申事

但御目付並御徒目付下目付壹人ツ丶立會出席可致事

一、諸出入事並吟味物等六ヶ月以上不相濟分ハ左ノ振合に相認其筋ゟ差出可申事

覺

一、是者訴訟方ヶ樣々々に申立候に付相手方呼出吟味仕候處彼是申爭決着不仕候右出入六ヶ月以上不相濟候ニ付御屆申上候以上

何村　訴訟方　誰　外何人

何町　相手方　誰　外何人

月　日　何奉行懸り　誰

一、三奉行所其支配ハ相分り居候得共御仕置ニ於ては一體之事ニ候間支配違ゟ相懸り候出入事ハ三奉行一座にて訴答共呼出し其懸り月番之奉行引受吟味いたし其餘者懸りの役所一手にて相糺裁許落着之申渡ハ三奉行列座にて可申渡事

但一手之糺取調等者時宜に寄寺社方ハ寺社奉行手付町方ハ町奉行手付同物書在方者地方帳元郡方下役にて訴答共呼出吟味取調可致事

一、寺社並町在共懸り合之儀有之他支配より吟味を請口書等差出候ハヽ始末支配役所ゟ口上にて相屆させ可申事

一、目安取扱方之事

一　寺社方ゟ町在へ　懸り

懸り候出入　寺社奉行月番

一　町方ゟ寺社並在方へ

一　在方ヶ寺社並町方へ
　　懸リ候出入　　懸リ
　　町奉行月番
　　懸リ
　　郡奉行月番

一、御代官組内之出入事其外盗賊博奕等手限ニて吟味可致夫共手限ニて吟味難出來品並他組へ引會有之候儀は郡奉行ゟ差出其節は郡役所宛ニ訴狀相認差出候得者地方ニ而一應承糺郡奉行へ相達可申事
　但御代官手限物は吟味書伺出共郡奉行へ差出候ハヽ郡奉行添書いたし相伺裁許落着等も御代官可申渡事
一、無宿者召捕吟味は御目付一手にて取計右引合之寺社並町在とも御目付にて呼出吟味口書等可申付事
一、廻船渡船其外新艘造り立等船一式之儀者御船奉行一手ニて取扱廻船荷物押領並抜揚ゲ渡船乗沈め漁獵場出入抔都而吟味糺等いたし候儀者町方ハ町奉行在方ハ郡奉行一手にて取扱可申事
　但右取扱候始末ハ在方ニ候得者御船奉行郡奉行相談之上萬端取計可申事
一、御林内盗木並百姓林野山等ニて御法度木伐取候者有之節者御山方ニて一應承糺候上寺社方は寺社役所在方ハ郡役所へ引渡候上支配役所ニて萬端取扱可申事
　但御林並百姓林野山等出入之節在方一組内之儀ニ候得者御代官手限にて取扱他組引合爲シ候得者郡奉行取扱可申事
一、訴訟事有之節たとへハ寺社之内ヶ町方へ懸リ候出入者寺社役所へ訴狀差出候得者右訴狀面之趣寺社奉行手附ヶ一々願人へ相尋文面不分リ之所も有之候得者認直申談目安認出來寫添差出候得は寺社奉行へ申達右目安へ付紙を以如斯訴出候間致返答書來ル何日双方會所へ可罷出旨相認役所印いたし相渡候得者直町役所郡役所へ願人持參いたし候旨前同樣調印いたし遣又寺社役所へ願人差出候ハヽ改之上即刻願人へ相渡右寫を以其筋へ相達置可申事
一、右目安願人持參相手方へ御渡双方熟談不整候得者右訴狀に返答書相添附紙之差日以前ニ双方申合罷出寺社役所へ相手方ヶ差出候得者差日當日會所へ罷出候樣差圖いたし同日三奉行列座ニて懸リ之寺社奉行訴答共相糺可申事
　但町役所郡役所懸リの節も同樣取斗裁許落着ハ是又三奉行列座ニて可申渡事
一、寺社ヶ寺社町方ヶ町方在方ヶ在方へ相懸リ候出入者右同樣之手續にて其手之奉行一手にて萬端取扱可申事
　但盗賊博奕其外共朱書ニ相成候程之引合之者ハ手限ニて呼出吟味口書等申付候事
一、目安附紙左之振合ニ而可相認事
　如斯訴出候間致返答書來ル何日訴答一同會所に可罷出候若於不參者可爲越度（寺社）曲事（町在）者也

　　何　　郡役所㊞
　　何月何日　　町役所㊞
　　寺社役所㊞
　　何町

一、在方組内之出入ニ而御代官へ目安ニ寫添差出候得者一ト通り承糺筋立候儀ニ候ハヽ目安へ左之趣致附紙願人へ相渡右寫を以郡奉行へ達置可申事
　　如斯訴出候間双方役人立會來ル何日迄ニ可相濟者也

　　何　　誰㊞
　　何月何日　　組頭
　　五人組

右願人へ相渡候得は直相手方へ相越致對談其上ニも不相濟候得者返答書いたし右日限に御代官役所へ双方罷出吟味を請可申事

一、吟味伺書共事繁雑ニては自然取調も手間取候間以來左ノ振合ニ取調可申事

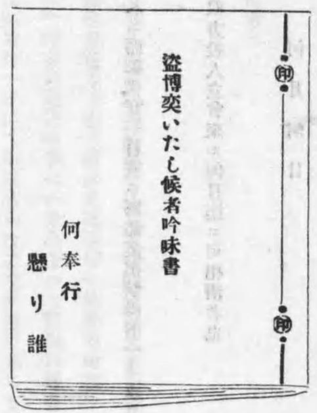

何　　無宿

何月何日入牢　　三毛之猫　六　何何十何歳

一、其方儀所々ニ而盜いたし候趣始末有體可申聞候

此段去ル何何月何日畫乾町通り懸り候處兼而知ル人十干町木枝屋甲太郎ニ出會咄居候處太物類商ヒ候店ニ人不居合候ニ付奥風出來心ニ而甲太郎俱々這入店先ニ有之候反物貳品ツヽ盜取

（朱書）「右被盜主者白銀屋兌助ニ而屆出申口符合仕候」

直樣相別レ猶又當何月何日夜離村震作居家之前通り候處物靜ニ相見ヘ候間建寄せ有之候戸ヲ明ケ覗き見候處奥ニ咄聲いたし客來ニても有之樣子ニ相見候間忍入押入葛籠之内ニ有之候衣類十九品風呂類ニ包ミ持出候節脇指壹腰矢立壹本見當り候間盜取

（朱書）「右被盜主震作屆出申口符合仕候」

何月日不覺夜八ツ時頃何そ可盜處與毘村相廻候處百姓家入口之戸ゞり有之候間兼而用意仕候眞木割ニ而固辭明忍入錠前無之算箇ニ有之候金三兩壹歩と衣類十二品帶一筋合羽壹盜取

（朱書）「右被盜主者欣兵衛ニ而屆出申口符合仕候」

艮村坤八方土藏壁少々損居候を兼而見受居候間去ル何日夜罷越右土藏之壁をやぶり這入錠前無之長持之内ニ有之候衣類七品盜取

（朱書）「右被盜主坤八屆出申口符合仕候」

去何日逃去候處乾坤村ニて被捕候儀ニ御座候

一、其方儀右盜取候金子衣類雜物は如何いたし候哉不包可申聞候

此段右盜取候内衣類十三品ハ所持之由申偽支武町水江屋壬九郎母ミつ相賴同町水門屋癸十郎方ヘ代錢百貳拾匁之質物に差入賃禮錢三匁差遣

（朱書）「右ミつ癸十郎相糺候處申口符合仕候」

衣類七品脇差合羽矢立風呂敷ハ所持之品之由申偽り大江村戊五衛門相賴代錢七拾七匁ニ賣拂賃世話料として盜取候反物貳品差遣

（朱書）「右戊五衛門相糺候處申口符合仕候右拾壹品の内合羽壹ツハ白虎村庚七ヘ代錢七匁ニ賣拂候段申立庚七相糺候處申口符合仕候」

衣類十八品ハ拂物之由申偽中町土屋巳六ヘ代錢百五拾匁ニ賣拂

（朱書）「右巳六相糺候處申口符合仕候」

布子壹ツ帶壹筋は兼而懇意之西町白銀屋辛八雜澁いたし居候間不便ニ存し着古し候品之由申偽呉遣し

（朱書）「右辛八相糺候處申口符合仕候」

右賣拂賃物ニ差入候代錢盜取候金子共不殘酒食雜用ニ遣捨申候儀ニ御座候

一、其方儀所々ヘ忍入金子衣類雜物品々盜取候之段不屆之至ニ候如何相心得候哉

此段所々ヘ忍入金子衣類雜物品々盜取候段不屆之旨御吟味ヲ請無申披奉諛入候

何　十千町
何月何日入牢　木枝屋
甲太郎
當何十何歳

一、其方儀盗博奕いたし候趣始末有體可申聞候
此段去何月何日晝乾町途中ニ而三毛乃猫六ニ出會噺合仕罷在候處白銀屋兌助店ニ人不居合候間與風出來心にて猫六俱々這入店先ニ有之候反物二品ヅヽ盗取
（朱書）「右被盗主兌助屋出申口符合仕候」
直樣相別れ何明神祭禮ニ付參詣仕候途中ニ而旅人腰錢弐拾錢ヅヽ都合六百文ほど拔取罷歸候途中兼而知ル人當町朱雀屋丙三外一人名處不存者ニ出會酒給可申と存し青龍町東屋乙二方へ立寄候處酒差出し給醉心面白相成懷中仕居候賽取出少々手合可致旨申出ゞ候處皆々同意仕廻り筒ニ而三拾文賭之箸博奕手合仕去ル何日逃去候處天地町ニ而被捕候儀ニ御座候
一、其方儀右盗取候品並拔取候錢は如何いたし候哉不包可申聞候
此段盗取候反物は所持罷在
（朱書）「右品物取上々直積り申付候處錢拾八匁ニ御座候」
拔取候錢弐百文程は博奕ニ打負四百文程者不殘酒食ニ遣捨申候儀ニ御座候
一、其方儀人家店先ニ有之候品盗取旅人之腰錢等拔取候上博奕手合ニ相加り候段不屆之至りニ候如何相心得候哉
此段人家店先ニ有之候品盗取旅人之腰錢等拔取候上博奕手合ニ相加り候段不屆之旨御吟味ヲ請申披無御座候

青龍町　東屋　乙　二　何何十何歳

一、其方儀博奕手合ニ相加ハり候趣始末有體可申聞候
此段十千町木枝屋甲太郎ハ兼而懇意之者ニ御座候處去何何月何日夜五ツ時頃南町朱雀屋丙三外一人名處不存者同道仕相越候甲太郎儀ハ酒好物ニ付有合之酒差出俱々給醉候内甲太郎所持之賽取出し手合可致旨申出候間同意仕廻り筒ニ而三拾文賭之賽博奕手合ニ加ハり油代として場錢之内ゟ錢貳匁五分貰受候儀ニ御座候
一、其方儀賭之諸勝負不相成旨ハ辨へ乍罷在博奕宿いたし其上手合ニも相加ハり油錢貰受候段不屆之至ニ候如何相心得候哉
此段賭之諸勝負不相成旨ハ辨へ乍罷在博奕宿いたし其上手合ニも相加ハり油錢貰請候之段不屆之旨御吟味ヲ請申披無御座候

南町　朱雀屋　丙　三　何何十何歳

一、其方儀博奕手合ニ相加ハり候趣始末有體可申聞候
此段朱雀村丁四郎は兼而懇意之者ニ御座候處去ル何何月何日夜中ニ而出會噺合仕居候處十千町木枝屋甲太郎通り懸り知る人ニ付同道仕青龍町東屋乙二方へ相越候處酒差出し給醉候上甲太郎發言廻り筒にて三拾文賭之賽博奕手合ニ相加ハり候儀ニ御座候
一、其方儀賭之諸勝負不相成旨ハ辨へ乍罷在博奕手合ニ加ハり候段不屆之至りニ候如何相心得候哉
此段賭之諸勝負不相成旨は辨へ乍罷在博奕手合ニ相加ハり候段不屆之旨御吟味ヲ請申披無御座候

朱雀村醫者　丁南方ニ居候　丁四郎　何何十何歳

一、其方儀博奕手合ニ相加ハり候趣始末有體可申聞候